

女性が輝き 盛岡が輝く ～なはんプラン 2025～

第2次盛岡市男女共同参画推進計画

第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画



「深沢紅子 野の花スケッチ」より

盛 岡 市

はじめに

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です（男女共同参画社会基本法第2条）。

本市は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「盛岡市男女共同参画計画～新はなんプラン」を策定し、基本理念を「男女が互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」として、男女共同参画施策を推進してまいりました。

その結果、男女共同参画社会の実現に向けての意識が高揚し、課題解決に向けての機運が高まるなど一定の成果を得たところです。

一方で、社会経済情勢は、少子化や高齢化の加速度的な進行、雇用環境の急激な変化、ライフスタイルの多様化や家族形態の変化に伴って、育児や介護、就労をめぐる問題が、ますます複雑化・深刻化するなど、家庭・仕事・地域社会をめぐる新たな課題への早急な対応が求められています。

この度、新はなんプランの計画期間が満了となることから、評価を行って未解決な課題を明らかにし、本市の地域性に配慮した課題解決に取り組むため、「第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはなんプラン2025～」を策定いたしました。

この計画は、これまでの男女共同参画施策の方向性を踏襲し、性別、年齢などに関わりなく多様な市民が主体的に社会のあらゆる分野の活動に参画して、個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指しています。

また、計画の推進にあたりましては、家庭や地域、企業、行政、町内会等の地縁団体やNPO法人などあらゆる主体が協働して、いきいきと活躍することのできるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

この計画の策定にあたり、貴重な御提言をいただきました「盛岡市女性懇談会」をはじめ、市民団体や市民の皆様への御協力に対し、厚くお礼申し上げますとともに、計画の推進にあたり一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成27年3月31日



盛岡市長 谷 藤 裕 明

目次

第1章	計画策定の基本的事項	1
第1節	計画策定の背景	1
	1 世界の動き	
	2 国の動き	
	3 県の動き	
	4 盛岡市の取組	
	5 男女共同参画をめぐる新たな課題について	
第2節	計画策定の目的	12
第3節	計画の位置付け	12
第4節	計画の期間及び名称	13
第2章	本市の現状と課題	15
第1節	現状	15
	1 社会情勢の変化	
	2 市民意識について	
第2節	盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）の達成状況と課題	31
	1 盛岡市男女共同参画計画の概要	
	2 達成状況と課題	
第3章	基本理念と基本目標	37
第1節	基本理念	37
第2節	基本目標	37
第4章	施策の展開	39
第1節	計画の体系	39
第2節	基本目標の実現に向けた施策の展開	40
	基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進	
	基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進	

- 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充
- 基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
(第2次配偶者暴力防止対策推進計画)

第5章 計画の推進に向けて 61

- 第1節 推進体制 61
- 第2節 計画の進行管理 61
- 第3節 他の自治体との連携 61

巻末資料 63

- 1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画
(第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画) 策定の経過 63
- 2 盛岡市女性懇談会設置要綱及び委員名簿 64
- 3 盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議要領 67
- 4 第20回市民意識調査結果(平成25年度実施 抜粋) 69
- 5 第2次盛岡市男女共同参画推進計画に対する市民意見 85
- 6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 87
- 7 男女共同参画社会基本法 97
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 103
- 9 岩手県男女共同参画推進条例 117
- 10 男女共同参画行政のあゆみ 118

第 1 章 計画策定の基本的事項

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

「第2次盛岡市男女共同参画推進計画(第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画)」を策定するにあたり、世界、国、県、そして本市の男女共同参画の取組についての歴史を振り返るとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題について確認します。

1 世界の動き

国連での女性の地位向上の取組のはじまり

国際連合は、女性差別について世界規模で取り組むため、1975(昭和50)年を「国際婦人年」とし、メキシコシティで国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催して、「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択しました。

また、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年を「国連婦人の十年」と定めて、女性の地位向上の積極的な取組を呼びかけました。

女子差別撤廃条約へ日本を含む57カ国が署名

1979(昭和54)年、国連総会において男女平等原則を具体化するために「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、1980(昭和55)年にコペンハーゲンで開かれた第2回世界女性会議で日本を含む57カ国が署名を行いました。

署名後、各国では、批准に向けて条約違反となる国内法等の改正を行うなど、取組が一層推進されることとなりました。

雇用の場における女性差別撤廃の取組

1981(昭和56)年、国連の専門機関ILO(国際労働機関)は、ILO156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均衡に関する条約」(「家族的責任条約」)を採択しましたが、前文で次の2つの目的を掲げています。

- ・ 家族に対する責任は女性のみが担うのではなく、男女が平等に担って働くこと
- ・ 育児や介護のために休暇をとった労働者を差別しないこと、同時に単身者や子どもがいない共働き夫婦も区別されないこと

さらに、労働時間短縮などの労働者の状況を全般的に改善する措置が必要であることを述べており、すべての人が、職業生活と家庭生活の調和が図られ、平等で人間らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

これは、女子差別撤廃条約の「雇用の場における差別撤廃」から一歩進んで、「家族関係における差別撤廃」を雇用の場で具体化した条約といえます。

女性の地位向上に向けた戦略目標と行動計画の取組

1995（平成7）年に北京で開かれた第4回世界女性会議では、貧困や教育、女性に対する暴力の撤廃など2000年までに各国が取り組むべき12の領域についての戦略目標と行動計画を定めた「北京宣言」及び「北京行動綱領」を採択しました。

「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」として、戦略目標と取るべき行動を定めています。

女性への暴力に対する取組

2000（平成12）年、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等、開発、平和」において、「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブに関する文書（成果文書）」が採択され、女性への暴力に対する法律の整備も盛り込まれました。

国内政策及び計画におけるジェンダー¹主流化²の流れ

2005（平成17）年に開催された「国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」の再確認と各国政府にさらなる行動を求めることを宣言し、ジェンダー平等や女性の経済的地位の向上等を決議しました。

また、2009（平成21）年に開催されたILO第98回総会においては、各国におけるディーセント・ワーク³の実現に向け、その中核的要素であるジェンダーの平等について議論が行われました。

さらに、2010（平成22）年に、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が開催されました。

これを受けて、日本政府は、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」⁴を策定し、政府開発援助（ODA）にジェンダーの視点を適切に反映すること、メリハリをつけた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定していくこと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の2度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組を報告するとともに、男女共同参画社会⁵実現に向け国際社会、国際機関及びNGO等の市民社会との一層の協力強化について、強

¹ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。例えば「男性は外で働き、女性が家事をする」など。

² ジェンダー主流化：あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

³ ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと。

⁴ ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ：日本の開発援助のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込むための政策文書

⁵ 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第二条）

い決意を表明しました。

2011（平成 23）年，国連改革の課題の一環として既存のジェンダー関連 4 機関を統合した新たな機関「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し，ジェンダー主流化の流れが加速されました。

女性差別撤廃に向けた国際協力

2010（平成 22）年，「第 54 回国連婦人の地位委員会」が開催され，1995（平成 7）年の第 4 回世界女性会議での「北京宣言」及び「北京行動綱領」，第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議成果文書」の完全実施が国際的な開発目標にとって不可欠であるとして，さらなる貢献強化を宣言し，紛争下の女性・児童の人質解放などを決議しました。

東アジアにおける取組の共有

2006（平成 18）年，日本が主導し東京で「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され，「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマに男女共同参画の重要性や取組推進にあたっての課題など各国からの報告とともにテーマ別討議が行われ，ワーク・ライフ・バランスの重要性などが確認されました。

その後も取組は継続され，2013（平成 25）年に北京で開催された第 5 回会合では，「ジェンダー主流化—成果と課題」，「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに討議が行われています。

2 国の動き

「世界行動計画」に呼応した「国内行動計画」の策定

女性の地位向上への国際的な動きを受けて、1975（昭和 50）年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

また、1977（昭和 52）年には、第 1 回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を踏まえて、今後 10 年間の女性の地位向上に関する総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。

「女子差別撤廃条約」批准のための国籍、雇用、教育の差別の撤廃

1980（昭和 55）年「女子差別撤廃条約」の署名後、批准に向けて国内法制等諸条件の整備が重点課題として取り組まれました。

まず、1984（昭和 59）年には「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、父親が日本人でなければ子どもは日本国籍を取得できなかったものが、父又は母が日本人であれば日本国籍を取得できるようになりました。

また、1985（昭和 60）年には、「男女雇用機会均等法」が制定されるとともに、「労働基準法」が改正されて、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

さらに、1989（平成元）年に学習指導要領が改正され、1994（平成 6）年からは、高等学校家庭科の男女共修が実施されました。

「男女共同参加」から「男女共同参画」へ

1987（昭和 62）年、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されましたが、この計画では、21 世紀における社会の安定と発展のために、「男女共同参加型社会システムの形成」を目指しています。

1991（平成 3）年には「新国内行動計画」の改定が行われ、21 世紀の社会はあらゆる分野へ男女が共に企画・立案の段階から関与する「参画」が必要であるという基本認識のもとに、「男女共同参加」から「男女共同参画」に改められました。

「育児・介護休業法」による家族的責任を有する労働者の福祉の充実

1991（平成 3）年に「育児休業法」が成立し、1995（平成 7）年には、ILO156 号条約「家族的責任条約」が批准されました。

この年には、「育児休業法」が「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に改定されました。

さらに、2009（平成 21）年の「育児・介護休業法」の改正では、3 歳未満の子どもを養育する従業員への短時間勤務や子の看護休暇制度、さらには父親の育児休業制度の拡充に加えて、介護のための短期の休暇制度が盛り込まれました。

推進体制の整備と男女共同参画社会基本法の成立

1994（平成6）年、国内本部機構の充実を図るために、婦人問題企画推進本部を改組して男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

1996（平成8）年、「北京行動綱領」と男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて2000（平成12）年までに取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

1999（平成11）年には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けました。

また、2000（平成12）年には、「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年度までに国や地方公共団体や国民が具体的に取り組むべき課題や施策が示されました。

なお、同年、内閣府に「男女共同参画局」が設置され、併せて内閣府官房長官を議長とし、関係大臣や有識者による「男女共同参画会議」が設置されるとともに、「男女共同参画担当大臣」が置かれて、体制の強化が図られることとなりました。

労働の場における均等待遇とセクシュアル・ハラスメント⁶対策

1997（平成9）年に改正された男女雇用機会均等法は、平成11年に全面施行され、性的な言動に起因する問題（セクシュアル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮義務が事業主に求められることになりました。

さらに、2006（平成18）年の改正男女雇用機会均等法においては、性差別禁止範囲が男性にも拡大されるとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれました。

女性に対する暴力防止の対策

2001（平成13）年には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

DV防止法は、2004（平成16）年及び2007（平成19）年の改正を経て、基本方針も改正されて、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター⁷（DV

⁶ セクシュアル・ハラスメント：職場など継続的な人間関係において、上司と部下のように優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。ただし、今日では言動に限らず該当する行為全体がセクシュアル・ハラスメントと定義されている。

⁷ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全確保や一時保護、自立して生活するための情報提供等の援助、被害者を居住させ保護する施設についての情報提供等の援助、保護命令制度利用についての情報提供等の援助を行う、都道府県が設置する婦人相談所や市町村が設置する施設。
（一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行う）

相談支援センター) 設置が努力義務化され、対策の強化が求められることになりました。

また、2013(平成25)年の改正においては、保護の対象が交際相手に拡大され、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

女性の活躍に向けて

2005(平成17)年、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、防災など取組を必要とする新たな分野を加えて12の重点分野を掲げるとともに、女性の再チャレンジ支援や男性の参画の拡大などの事項が盛り込まれました。

2007(平成19)年には、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら、個人としても健康で豊かな生活をおくるため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス⁸)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010(平成22)年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、実効性のあるアクション・プランとするために、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新設の5分野を含む15の重点分野を掲げるとともに、「2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」に向けた取組や女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ⁹問題」の解消に向けた取組を進めています。

⁸ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。詳細は46ページに記載。

⁹ M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

3 県の動き

女性施策専門部署の設置

1979（昭和 54）年青少年婦人課が設置（平成 5 年に青少年女性課に改称）されて女性施策推進の体制が整備され、1988（昭和 63）年には、「新岩手の婦人対策の方向」が策定されました。

1992（平成 4）年には、男女共同参画社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」が策定されました。

男女共同参画基本法に基づく条例や計画の策定

2000（平成 12）年には、男女共同参画社会基本法の理念に則り、岩手の女性の現状を踏まえて、「いわて男女共同参画プラン」が策定されるとともに、2002（平成 14）年には、「岩手県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2005（平成 17）年には、より効果的な施策の推進を図るために、「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」が策定され、さらに 2011（平成 23）年には、平成 32 年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」が策定されました。

この計画においては、根強く残る固定的性別分担意識¹⁰の解消に向けて特に男性の意識改革を図ることや仕事と家庭・地域生活の両立支援、市町村との連携とDV対策支援をポイントに掲げています。

DV防止法に基づく計画の策定

2005（平成 17）年には、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」が策定されました。この計画は、平成 20 年にDV防止法の改正を受けて一部改正を行いました。2011（平成 23）年に新しい計画が策定され、被害者の相談・保護、自立に向けた施策の充実が図られることとなりました。

¹⁰ 固定的性別分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

4 盛岡市の取組

女性の地位向上に向けた組織の設置

1984（昭和 59）年に、福祉事務所に「青少年婦人室」及び「盛岡市婦人懇談会」を設置し、「婦人問題についての市民意識調査」の実施を行うなど女性の地位向上のための取組を開始しました。

1985（昭和 60）年には婦人懇談会が市長に「婦人問題に関する当面の課題について」の提言を行い、この提言や婦人団体からの意見聴取等をもとに、1986（昭和 61）年に「盛岡市婦人行動計画」を策定しました。

婦人懇談会はその後も、1990（平成 2）年及び 1992（平成 4）年に「女性センター」の建設の要望や行政用語の「婦人」という呼称を「女性」に改めるよう提言を行い（この年に「盛岡市婦人懇談会」を「盛岡市女性懇談会」に改称）、その提言を受けて、1993（平成 5）年、「青少年婦人室」を「青少年女性室」（組織の見直しにより、現在は男女共同参画青少年課）に変更し、行政用語も可能な限り「女性」に変更しました。

計画の策定による具体的な取組

1995（平成 7）年に「新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～」を策定、2000（平成 12）年には見直しを行い、女性施策の体系的な推進を図ってきました。

2005（平成 17）年には、その後の社会経済情勢の変化等により見直しを行うとともに、新たに生じた課題に対応するために、市民意識調査や関係団体等からの意見聴取を行い、女性懇談会の提言を受けて、「盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン」を策定しました。

また、子育て環境の整備を推進するために「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するとともに、2006（平成 18）年 1 月に旧玉山村と合併したことにより、「新なはんプラン」の見直しを行いました。

さらに 2010（平成 22）年には、環境変化に対応し、国の第 3 次男女共同参画計画との整合性を図るため、「新なはんプラン」の見直しを行いました。

女性団体の粘り強い運動による女性センターの開館

もりおか女性センターは、その設置にあたって、様々な女性団体で構成する「もりおか女性の会」から平成 5 年から 10 年までの間に 6 回にわたって要望書が提出されるなど、市民の願いを受けて「女性問題等の多様なニーズに応えうる活動拠点」として、2000（平成 12）年に開館しました。

2005（平成 17）年に働く婦人の家を統合して、本館、別館とするとともに、2006（平成 18）年からは、管理運営にあたり指定管理者制度¹¹を導入し、男女共同参

¹¹ 指定管理者制度：従来、公共的団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者やNPOに行わせるもの。導入の目的は、民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に活かされ住民サービスの向上や管理運営の効率化。

画の拠点施設として市民に浸透しています。

配偶者暴力防止対策の取組

2008（平成 20）年の改正DV防止法の施行を受けて、「配偶者暴力防止対策推進計画（DV防止計画）」を策定するとともに、もりおか女性センターを配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）に指定し、相談や被害者の支援を行っています。

5 男女共同参画をめぐる新たな課題について

(1) 国の第3次男女共同参画基本計画について

ア 男性や子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会の実現は、男性が抱える問題の解決も不可欠であり、特に男性の場合は、家庭における経済的な責任や職場での長時間勤務など固定的性別分担に基づく課題が多い状況にあります。

また、男女間における暴力の予防啓発に対する取組として、男性被害者に対する相談体制についても検討する必要があるほか、子どもへの貧困連鎖により、経済力格差による学力格差の拡大や子どもへの虐待など子どもの問題についても早急な解決が求められています。

イ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

単身世帯やひとり親家庭においては、貧困など生活上の困難が拡大し、特に、高齢単身女性世帯や母子家庭は、相対的貧困率が高い状況にあります。

生活上の困難は、子どもたちの教育機会にも影響を与え、貧困が世代間で連鎖しています。この世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の経済的な自立を支援することが求められています。

また、DV被害者やその子どもに対しては、精神的な回復が必要であることから、就業による自立支援に加えて、日常生活や社会的な自立の支援も必要であり、関係機関や支援を行う民間団体との連携強化が必要です。

ウ 性的指向¹²や性同一性障害¹³を理由に困難な状況に置かれている人々への配慮

男女を問わず、性的指向や性同一性障害を理由に困難な状況に置かれている人々への差別や偏見を解消するため、啓発や相談、調査・研究を行う必要があります。

エ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

地域社会は、家庭とともに最も身近な生活の基盤ですが、少子・高齢化の進行や社会経済情勢の変化により、人間関係の希薄化や高齢単身世帯の増加など地域活動も大きく変化しています。

そのため、性別などに関わらず多様な住民が主体的に参加しなければ地域の活性化を図ることが困難な状況にあり、特に防災の分野については、地域防災計画の策定段階から多様な住民の視点が生かされるとともに、運用に

¹² 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

¹³ 性同一性障害：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものであって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されている。なお、日本精神神経学会のDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインでは、gender dysphoriaの訳名を性別違和に変更した。

あたっても女性の参画を拡大することが求められています。

(2) 防災・復興への取組について

国では、東日本大震災の経験を踏まえて、中央防災会議において「防災基本計画」の修正を行い、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や復旧・復興の場における女性の参画推進を位置付けるとともに、2013（平成25）年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定しました。

指針における基本的な考え方としては、復旧・復興の意思決定過程の場での女性の活躍の推進、災害時から受ける男女等の社会的立場による困難を最小限にする、避難生活における人権尊重と安全・安心の確保などが示されるとともに、「地方公共団体の定める男女共同参画計画に、防災・復興に係る施策を適切に位置付け、地域防災計画とも整合性を取りながら、基本的な考え方や具体的な取組を盛り込むことが望ましい」としています。

なお、市においては、女性の視点に立った東日本大震災の復興支援の取組として、被災地での買い物代行による女性の自立支援を実施し、被災した女性の経済的自立などに貢献することができました。

一方で、避難所運営における女性の意思決定過程への参加の必要性など、防災分野における課題も明らかになりました。

(3) 女性の活躍の推進

「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」に向けた取組

国では、『「日本再興戦略」改訂2014』において、人口減少社会において労働力の維持と経済成長の持続のためには、女性の活躍・社会進出が鍵を握っているとし、社会保障制度等も含めて検討を行うとともに、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」という具体的な目標を掲げて取組を進めています。

また、県においても、庁内に「若者女性協働推進室」を設置し、女性の活躍を推進することにより、東日本大震災からの復興の加速化を進め、地域経済の活性化に寄与することを目的として、「いわて女性の活躍促進連携会議」を設置して、女性の活躍推進に取り組んでいます。

市では、「新なはんプラン」に基づき審議会等における女性委員の登用率の向上を図るなど、市政への女性の参画を推進しましたが、急速に少子化が進行する中で社会の活力を維持するためには、人口の半分以上を占める女性が十分に力を発揮する機会を創出することが急務です。

第2節 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法において、男女が互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題として位置付けられています。

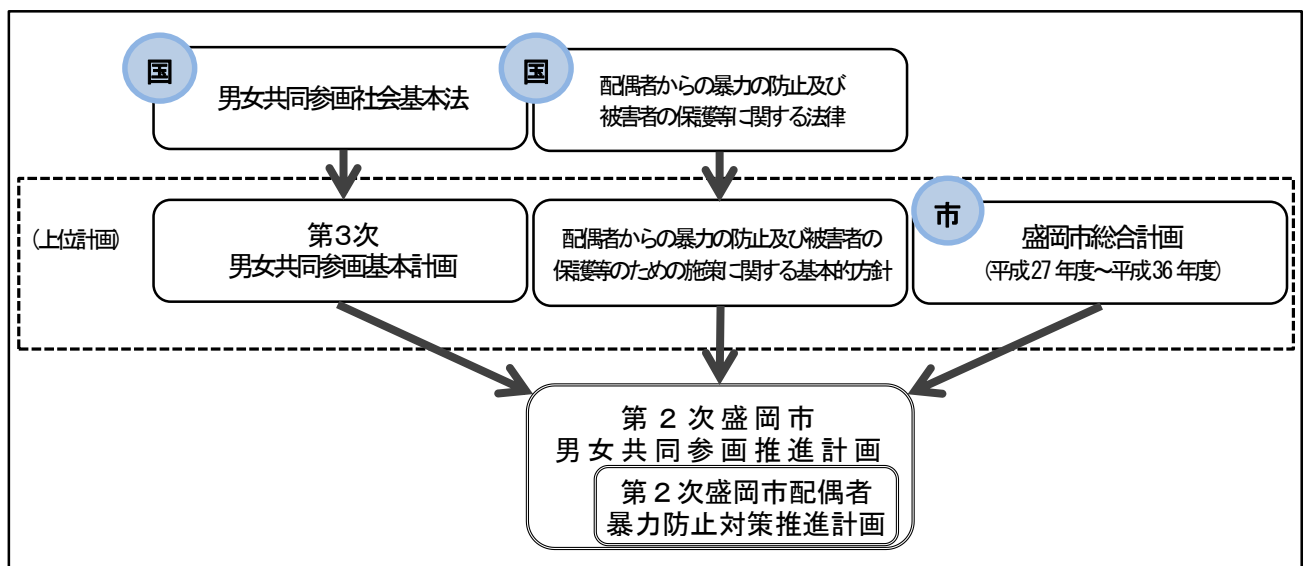
本市においては、この理念を具体化するために、平成17年に策定した「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」に基づき、施策の推進を図ってきました。

「新たなプラン」の計画期間が平成26年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図るため、本市の現状を踏まえながら、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために本計画を策定します。

第3節 計画の位置付け

- 1 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標5「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、一体として施策の推進を図ります。
- 2 平成17年に策定した「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」及び平成21年に策定した「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継計画として、その成果を踏まえ、未解決の問題について解決に向けた方策を講じます。
- 3 盛岡市総合計画における将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につながるまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本市の他の計画との整合性に配慮しています。

■本計画の位置付け



第4節 計画の期間及び名称

計画の推進期間を2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

また、「盛岡市男女共同参画計画」の後継としてその基本理念を引き継ぐために、名称を「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」とします。

なお、愛称については、平成7年策定の「新盛岡市女性行動計画」が「なはんプラン21」、平成17年策定の「盛岡市男女共同参画計画」が「新なはんプラン」でしたが、これを継承し、「なはんプラン2025」とします。

第2章 本市の現状と課題

第2章 本市の現状と課題

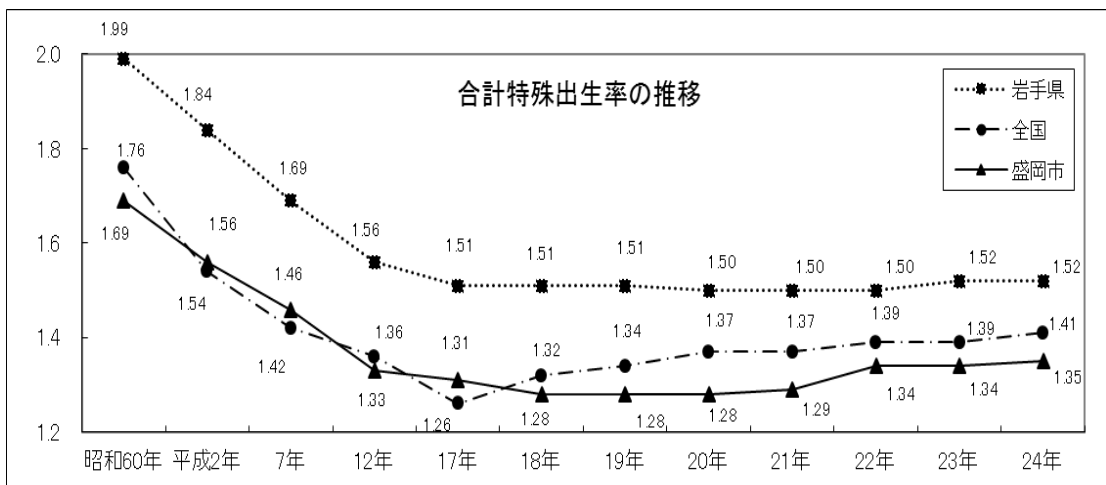
第1節 現状

1 社会情勢の変化

国勢調査結果からみえる本市の状況は、次のとおりです。

(1) 少子化の進行

盛岡市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数）は、平成18年から20年を底に21年から増加傾向にあるものの、国や県を下回っています。



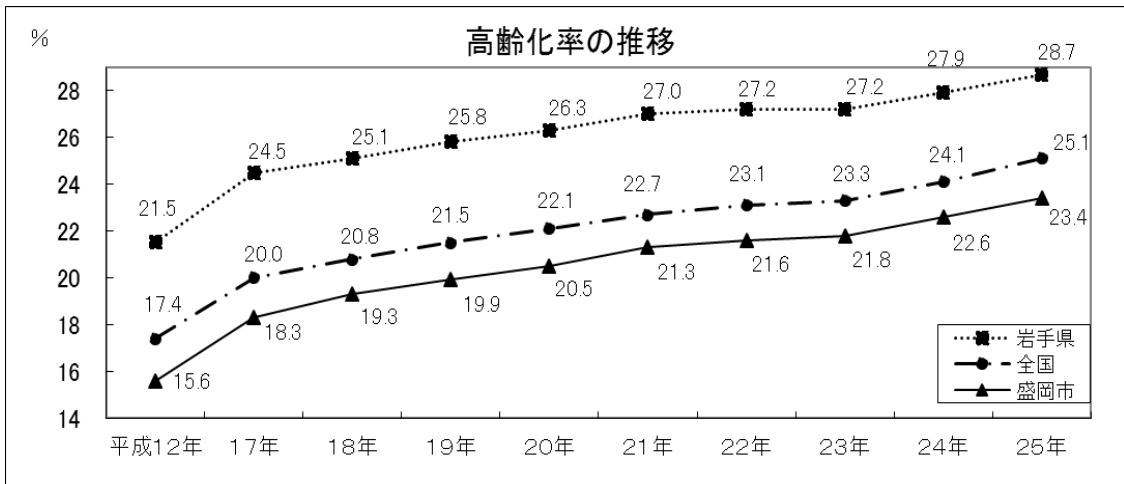
資料：盛岡市保健所概要

(2) 高齢化の進行

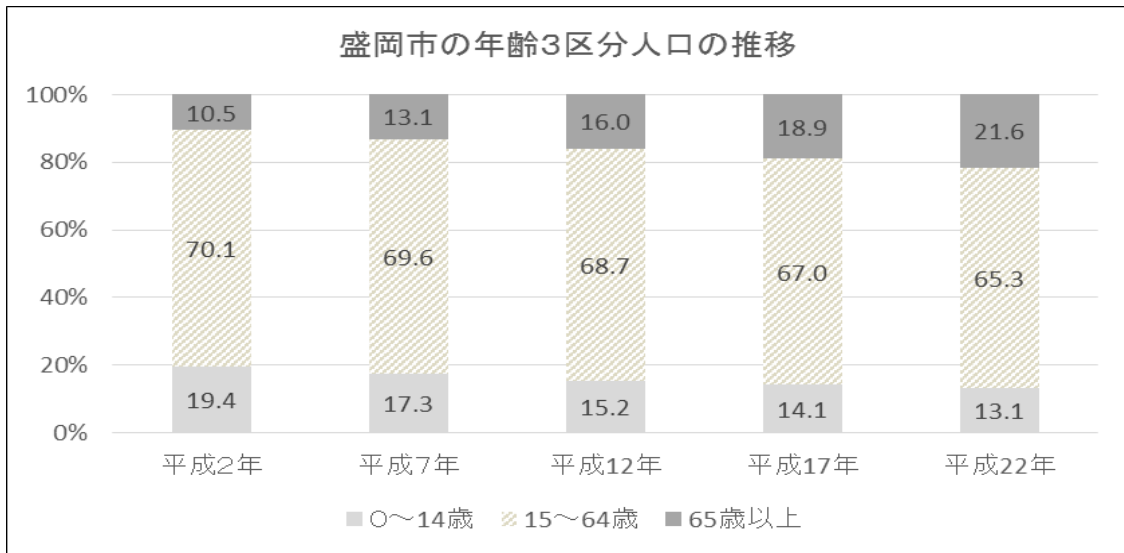
盛岡市の高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、全国、岩手県と比較して低くなっていますが、年々上昇を続けています。

また、年齢3区分人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、少子化の進行が高齢化に一層の拍車をかけています。

人口減少社会において、社会が活性化するには、高齢者も生き生きと活躍することが不可欠であるため、高齢者が十分に能力を発揮できる仕組みづくりが求められています。



資料：県と市は岩手県人口移動報告年報，国は内閣府 高齢社会白書

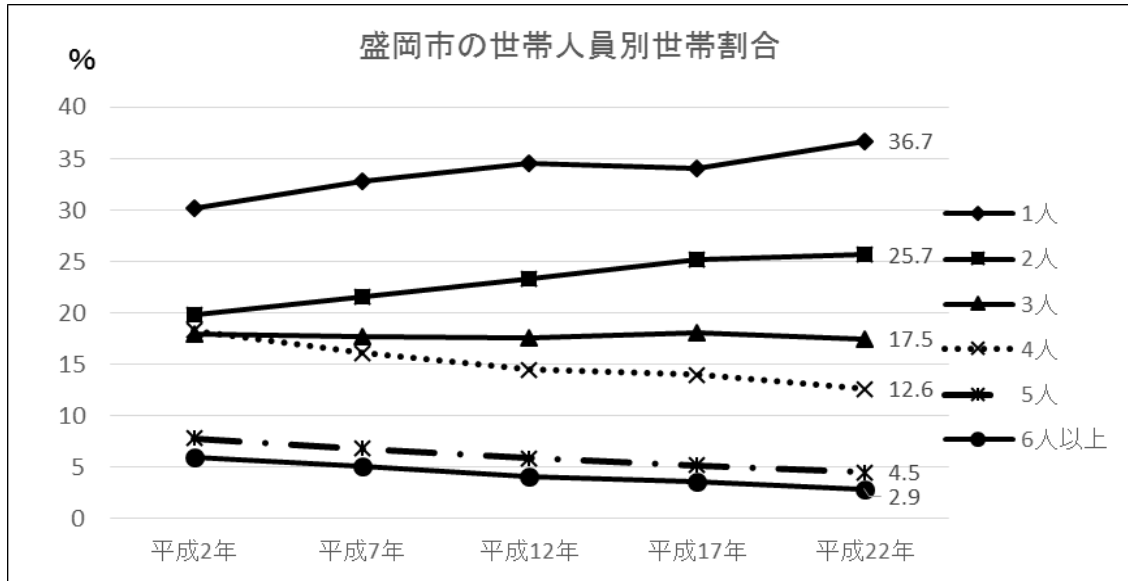


資料：岩手県人口移動報告年報
※100%にするために年齢不詳分を按分

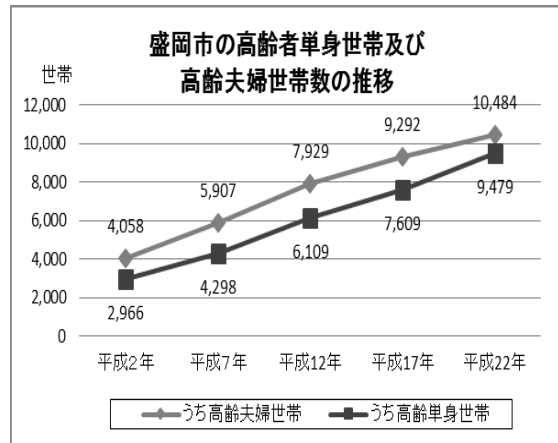
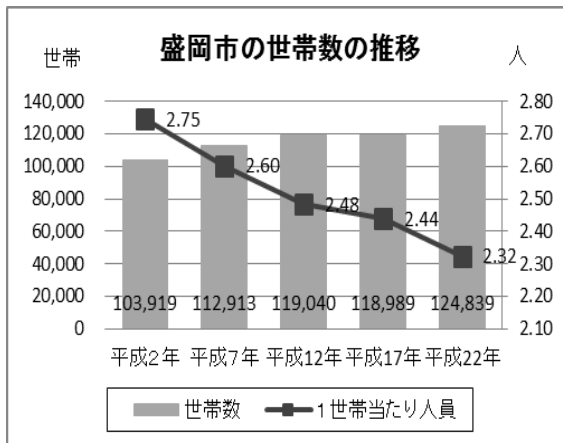
(3) ひとり親家庭や単身世帯の増加

盛岡市の世帯人員別世帯数の割合を平成2年と平成22年の比較で見ると、1人世帯、2人世帯、3人世帯が増加し、4人以上の世帯割合が減少しています。また、増加率を見ると、1人世帯の増加が顕著となっています。そのため世帯数が増加し、1世帯あたりの人員が減少しています。

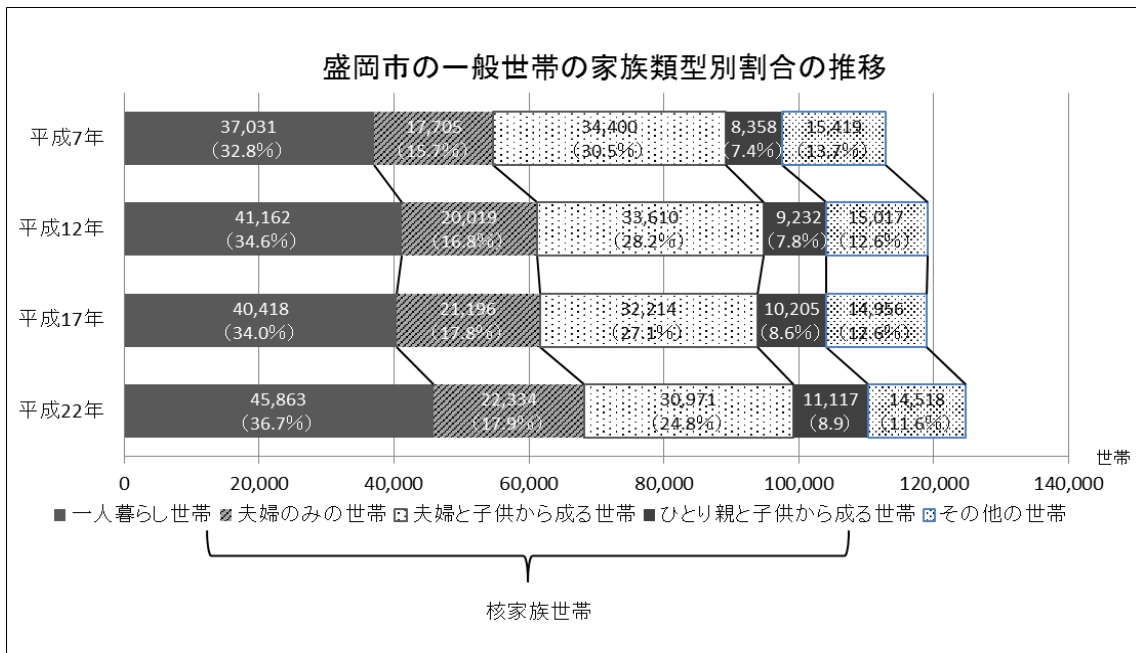
また、世帯の家族類型を見ると、核家族世帯がやや減少していますが、内訳としては夫婦のみの世帯は横ばい、夫婦と子どもの世帯が減少、ひとり親と子どもの世帯がやや増加しています。



資料：総務省 国勢調査



資料：総務省 国勢調査



資料：総務省 国勢調査

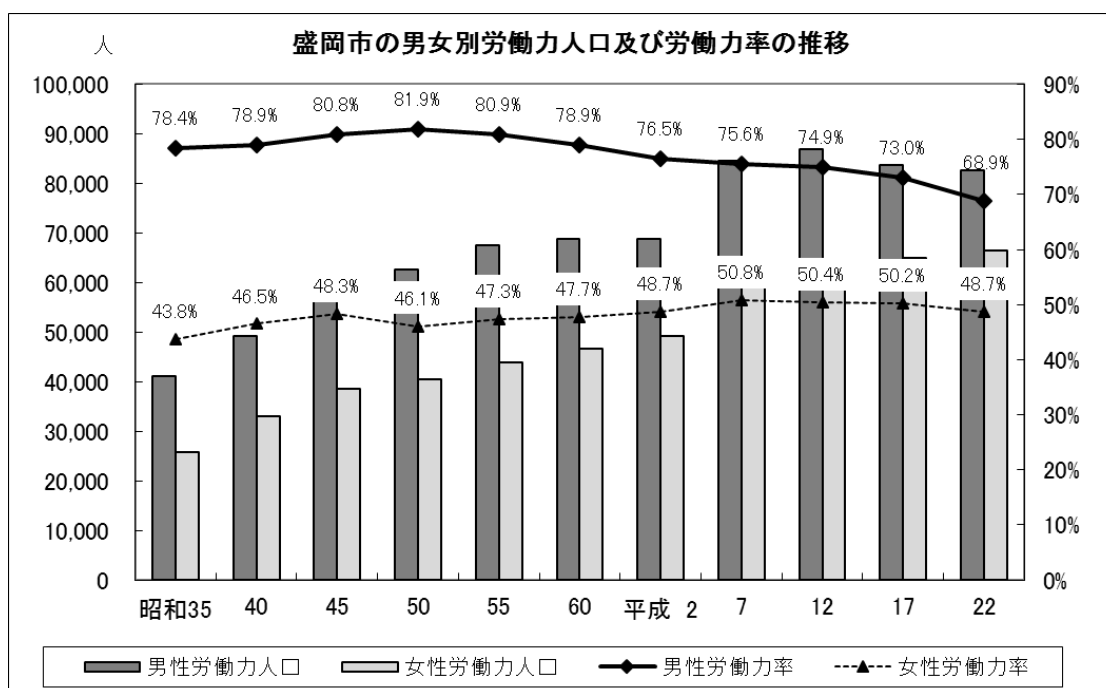
(4) 働く女性が増加している一方で、出産等で仕事を辞める女性も多い

平成22年の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は58.2%で、平成17年に比べ2.7ポイント低下しています。そのうち、男性は68.9%、女性は48.7%で、男性は4.1ポイント、女性は1.5ポイントそれぞれ低下しています。

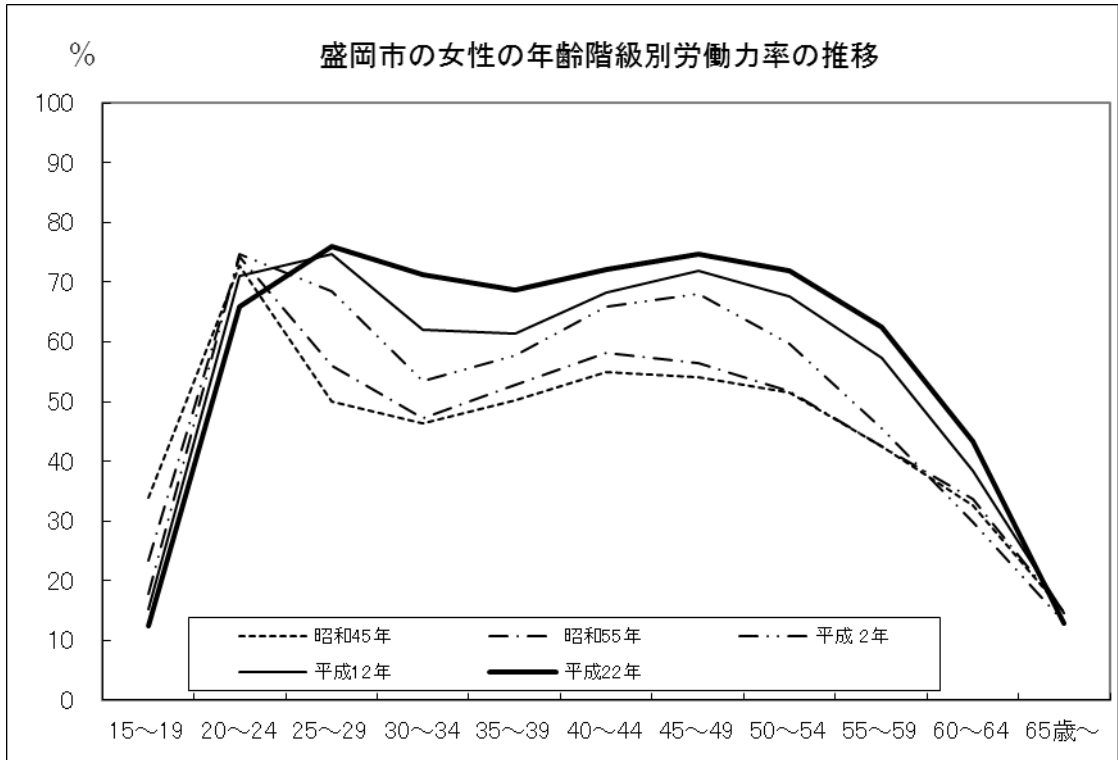
本市における女性の年齢階級別労働力率は、大学等を卒業し就業する20歳から24歳で急増し、大学院等を卒業した就業者も加わった25歳から29歳が最も高く、出産や子育てにより退職をする30歳代で減少し、子育てが一段落して改めて就業する45歳から49歳が次のピークとなる、いわゆる「M字カーブ」を描いております。

M字の底となっている労働力率は、年々上昇し、台形に近づきつつありますが、依然としてM字の谷にあたる年齢においては、育児や家事などを理由に仕事を辞める女性も多く、男女間での平均勤続年数やキャリアの中断に伴う管理職比率の差異を生む原因となっています。

さらには、M字カーブの谷から右側の山に向かう40歳代以降においては、非正規雇用者として労働市場に復帰しており、正規雇用は困難な状況にあります。



資料 総務省 国勢調査



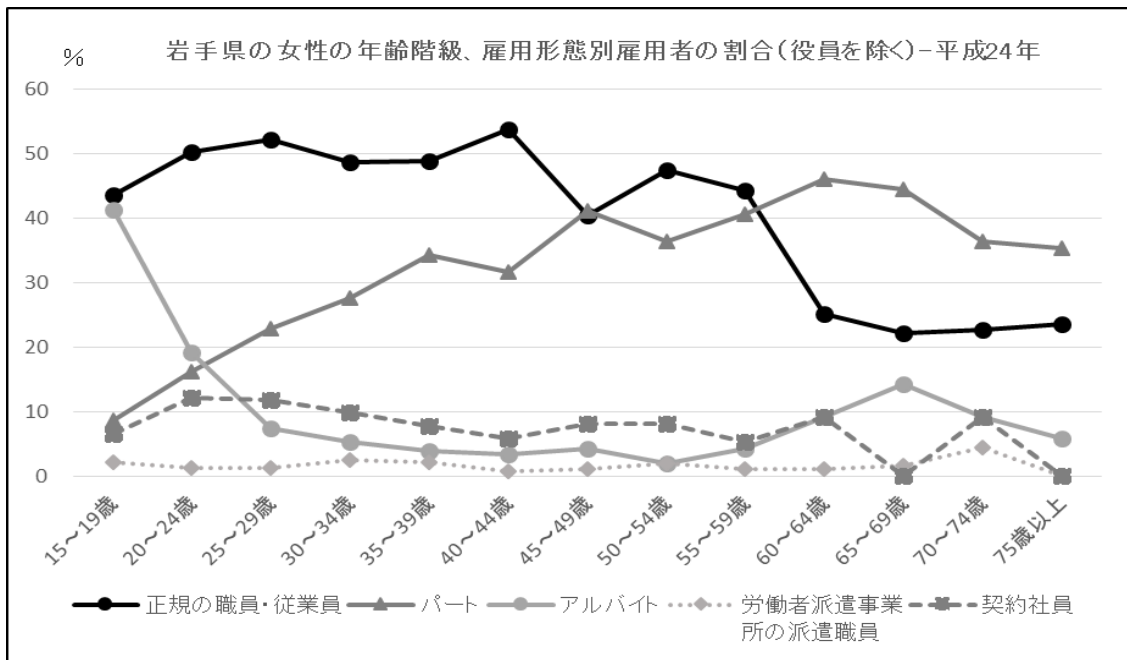
資料 総務省 国勢調査

盛岡市の地位別雇用者割合

単位：%

	全体		男性		女性	
	正規雇用者	非正規雇用者	正規雇用者	非正規雇用者	正規雇用者	非正規雇用者
H17	82.6	17.4	90.1	9.9	73.5	26.5
H22	66.1	33.9	82.7	17.3	47.0	53.0

資料 総務省 国勢調査



資料：平成24年版就業構造基本調査（岩手県版）から作成

2 市民意識について

(1) 第20回市民意識調査結果

「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」及び「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の計画策定にあたり意識調査を行いました。その概要は、次のとおりです。

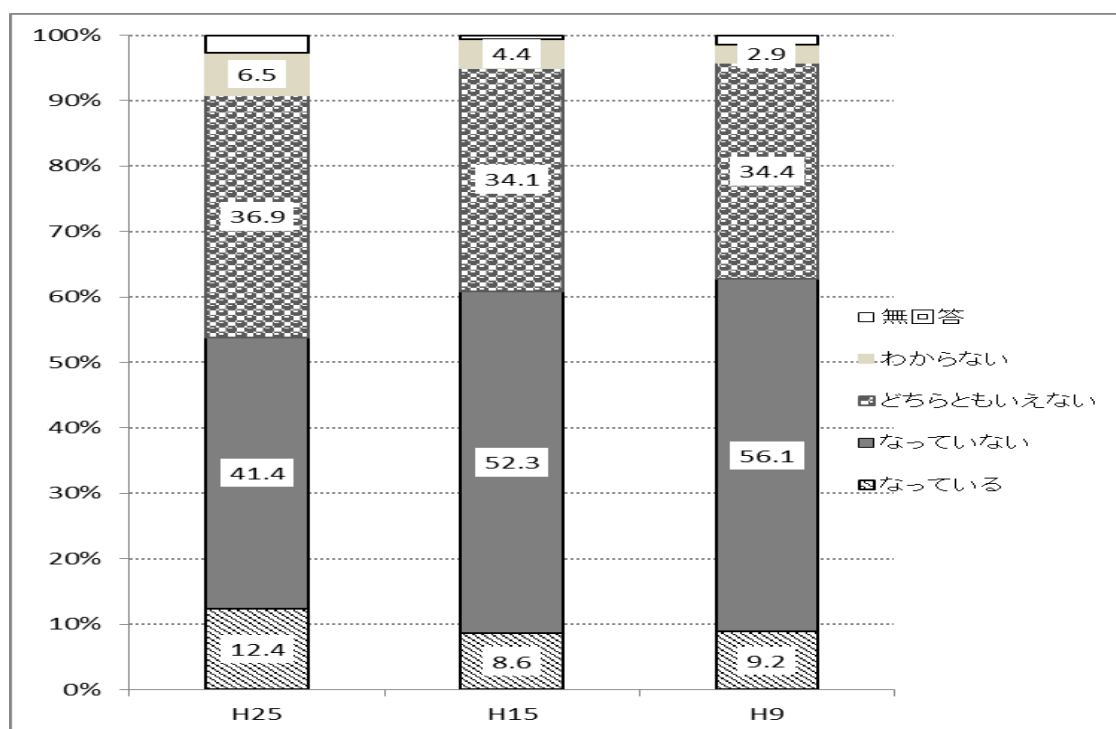
調査方法	アンケート方式による調査
対象者	満20歳以上の市民の2%
抽出数	4,837人
抽出方法	住民票ファイル（平成25年6月28日）から等間隔無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成25年7月22日～7月30日
有効回収数	2,099人
有効回収率	43.4%

ア 男女平等感について

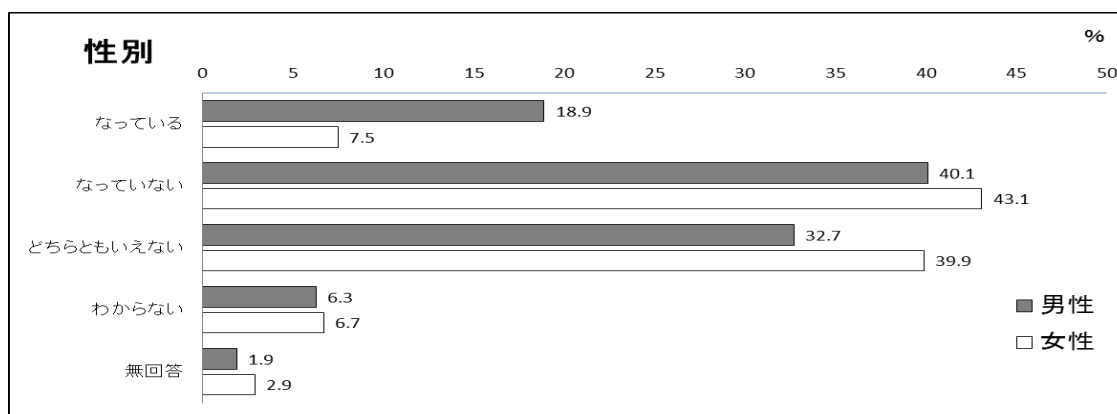
平成9年度、平成15年度の調査と比べて、平等に「なっていない」が減少し、「なっている」が増加しています。

このことは、男女共同参画施策が推進された結果によるものと考えられますが、「なっている」が依然10%台と低い状況にあります。

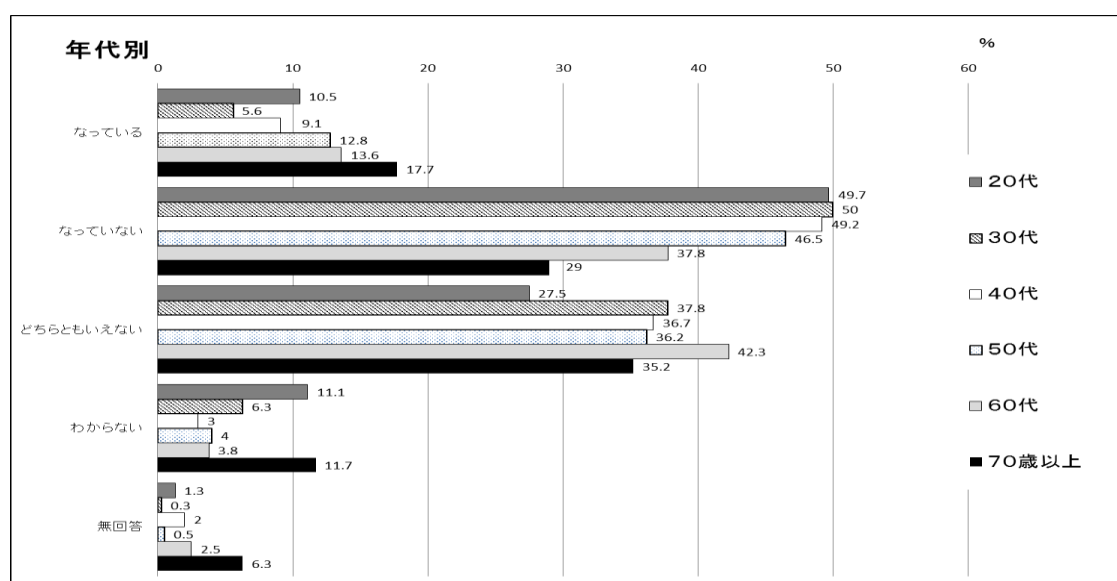
また、男女間で差が大きいことや30代及び40代の割合が低いことから、この世代の課題を把握することが必要であることがわかりました。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成



資料：第20回市民意識調査報告書



資料：第20回市民意識調査報告書

イ 平等になっていない分野について

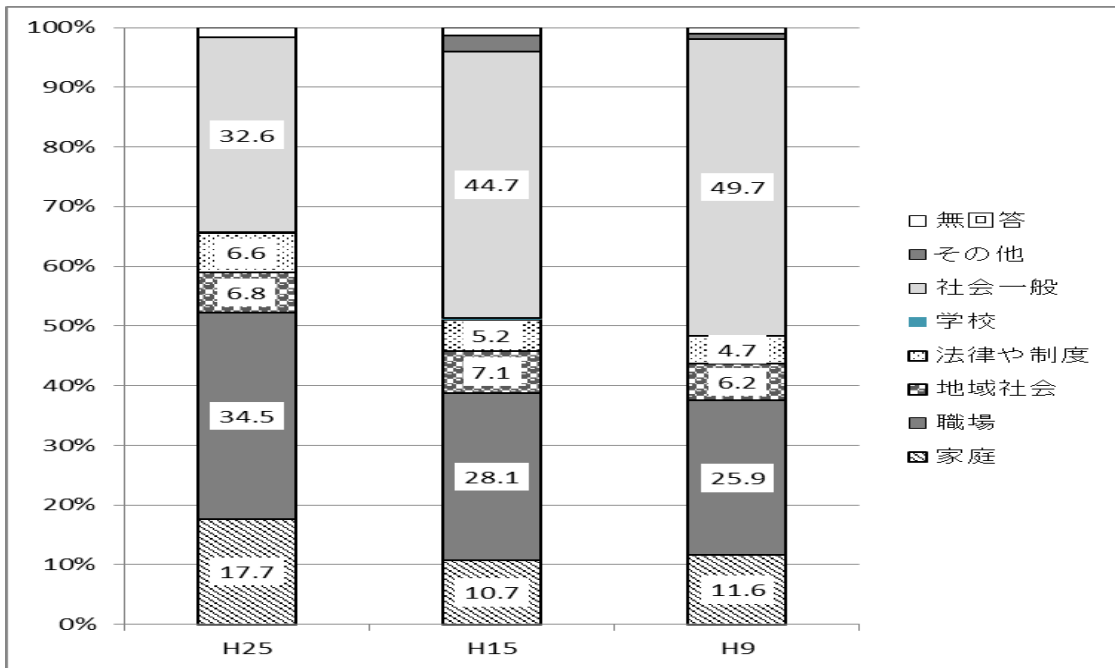
平成9年度、平成15年度と比較すると、「家庭」と「職場」で大きく増加しています。

平成25年度の調査で、性別による不平等感の乖離が大きいのも「家庭」と「職場」ですが、「家庭」は、女性は男性の約3倍、「職場」は男性が女性より8.7ポイント高くなっています。

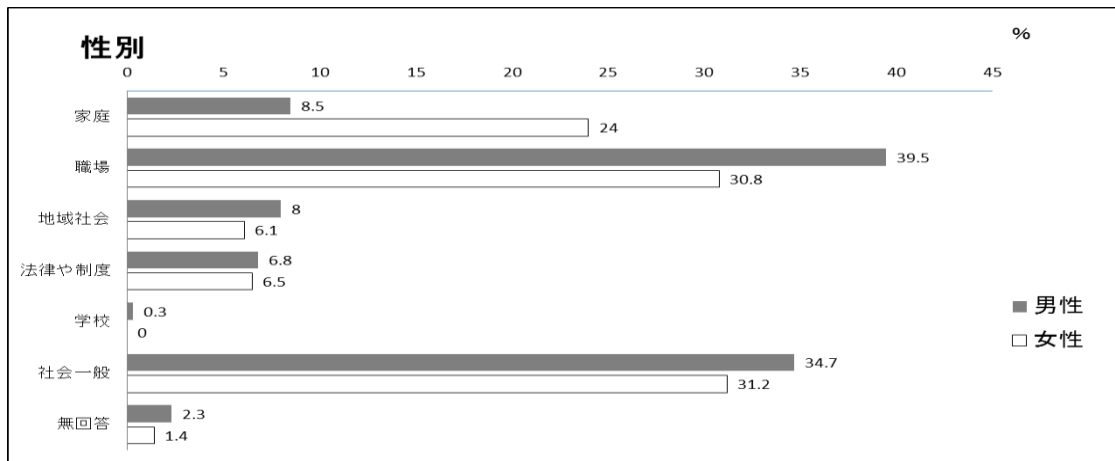
年代別では、30代と40代で「家庭」及び「職場」が高くなっています。

平成15年度の調査においては、性別による傾向は同様ですが、年代別では、「家庭」が60代、70代が高く、「職場」は20代、50代が高く30代、40代が低くなっています。

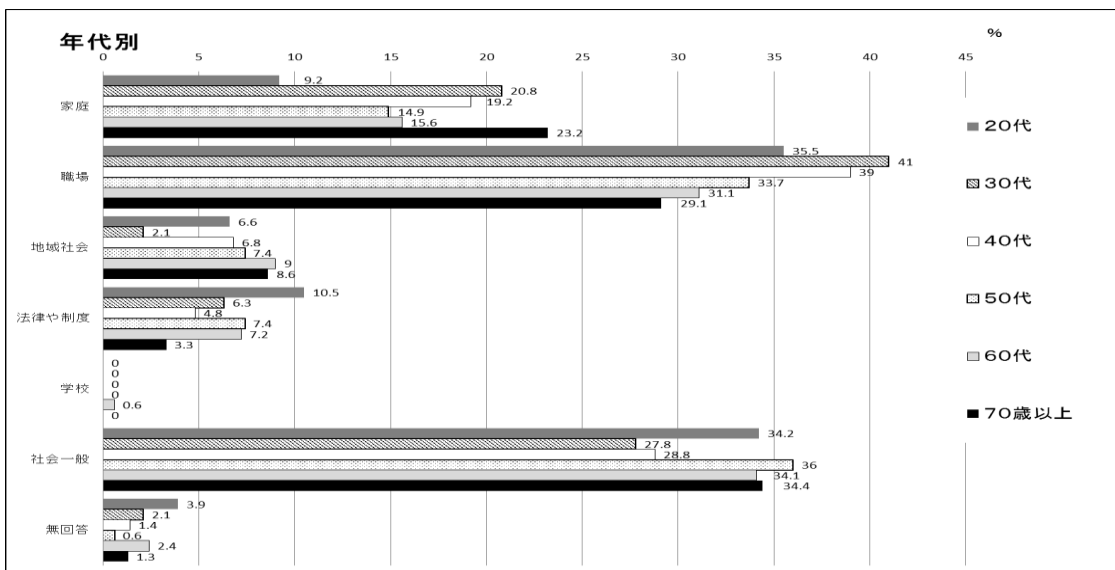
このことから、10年間で女性の職場進出が進んだ結果、平成25年度の調査においては、職場での不平等感を意識することが多くなっていることや、30代40代が仕事と子育てをしているなかで不平等感を持っていると考えられます。



資料：第20回，第15回，第12回市民意識調査報告書から作成



資料：第20回市民意識調査報告書



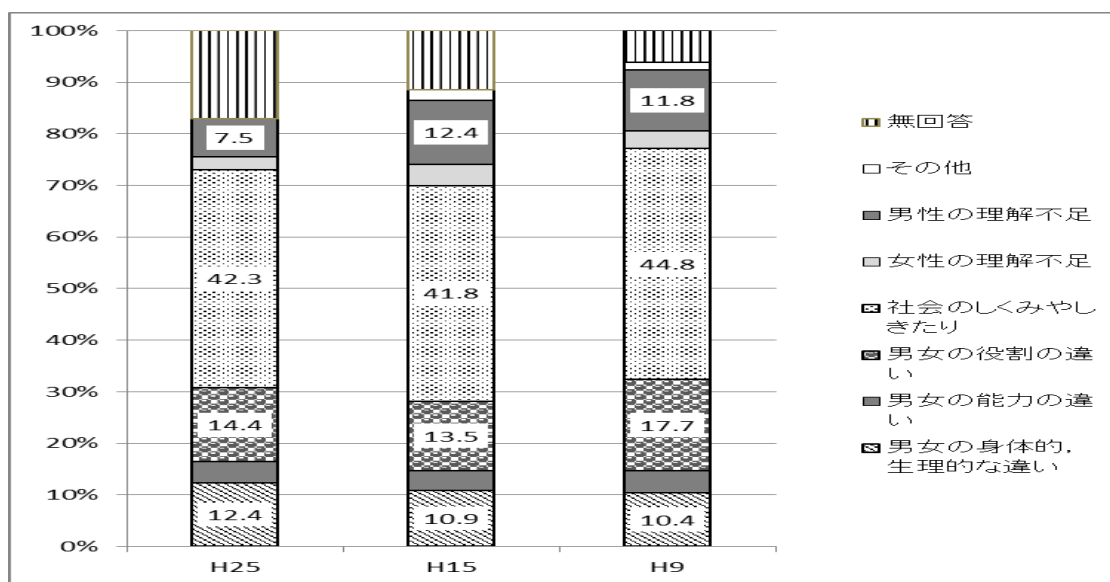
資料：第20回市民意識調査報告書

ウ 平等になっていない原因について

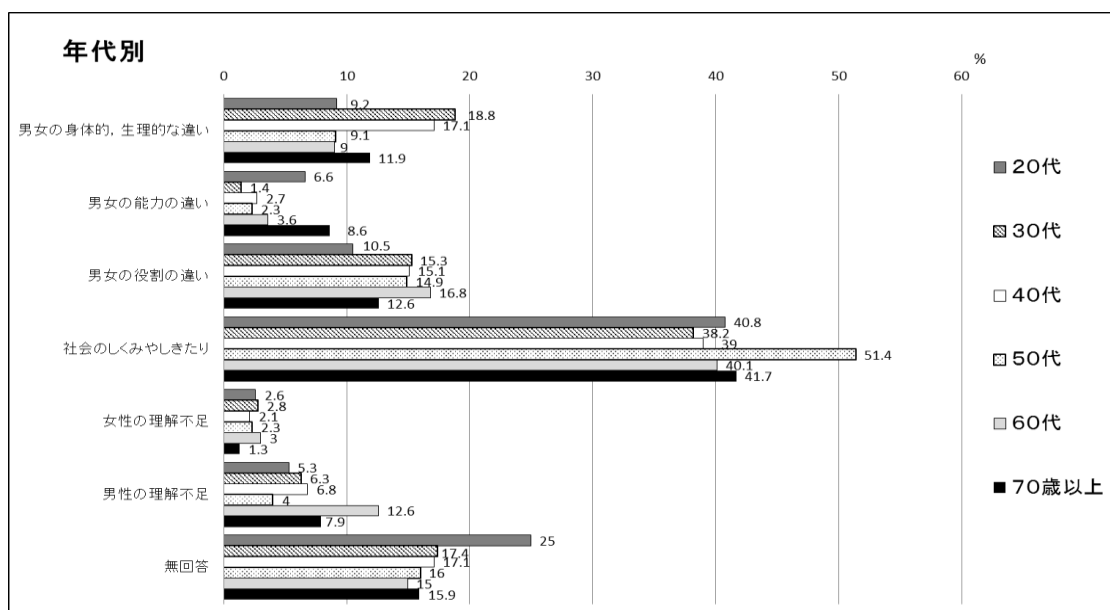
平等になっていない原因については、「社会のしくみやしきたり」が42.3%と最も高くなっています。平成15年度の調査でも41.8%と最も高い割合でしたが、依然、社会制度や慣行において不平等を感じている割合が高い状況です。

また、年代別では50代が、「社会のしくみやしきたり」、60代が「男性の理解不足」が高く、30代、40代は「身体的・生理的違い」、20代は「能力の違い」が他の年代より高くなっています。

50代は、就労や介護などの実態の場面において不平等を感じていることが多く、20代では、無回答の割合も高く、社会生活において不平等の原因を実感として捉えきれないと考えられます。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

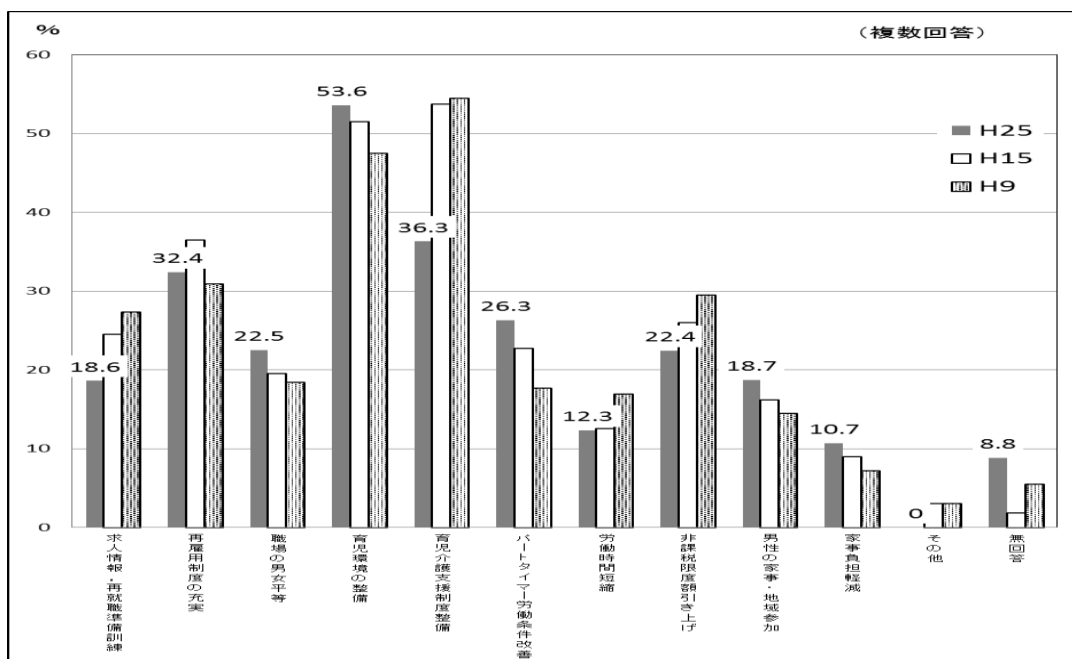


資料：第20回市民意識調査報告書

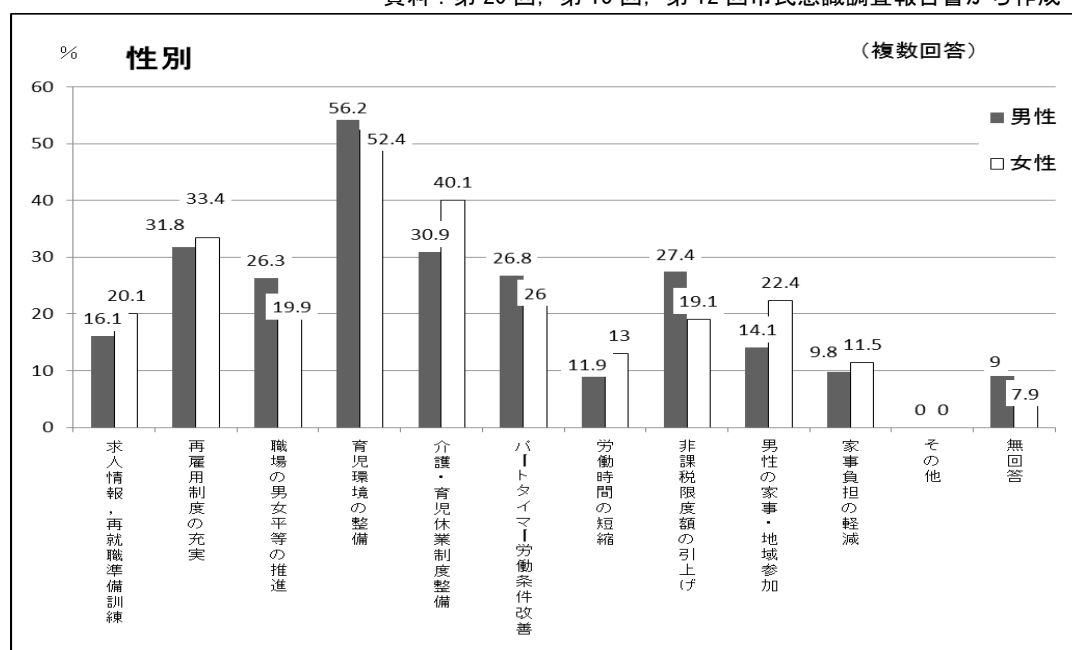
エ 女性が働きやすい環境について

「育児環境の整備」が最も高く、「育児・介護支援制度の整備」と「再雇用制度の充実」が続いています。これは、結婚や出産などでの退職後に再就職の意識が高まっていると考えられ、再就職のための育児と就労についての社会制度の充実が望まれています。

また、女性は「介護・育児休業制度の整備」と「男性の家事・地域参加」が男性と比べて高く、男性は「職場の男女平等」が女性に比べて高くなっています。このことから、女性は働き続けるための現実的で切実な課題をあげていると考えられます。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

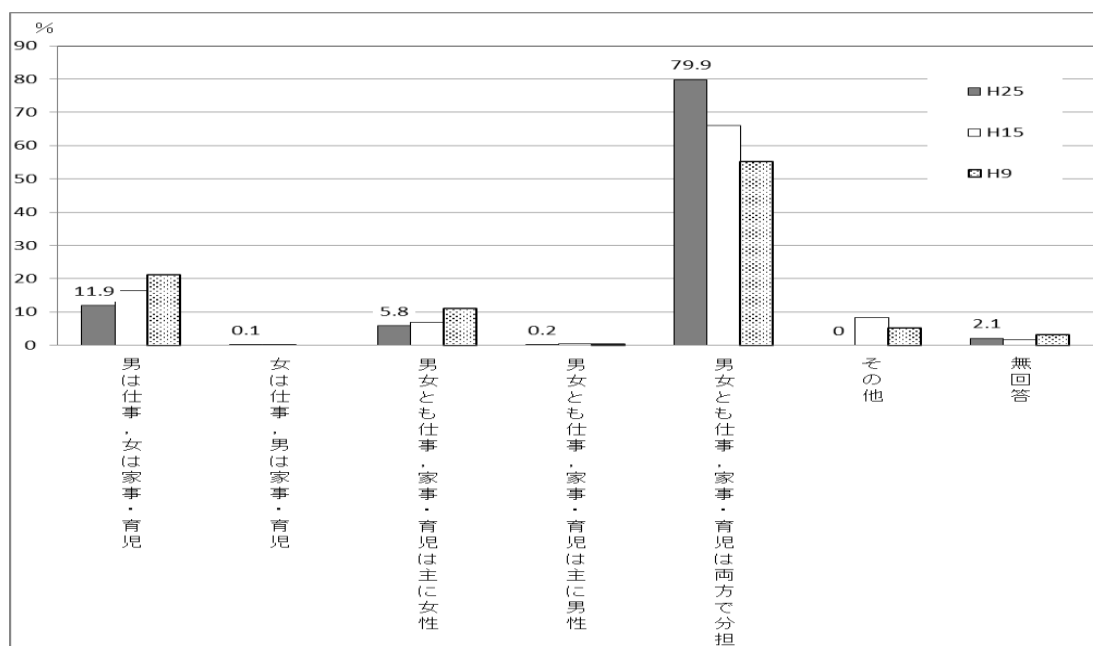


資料：第20回市民意識調査報告書

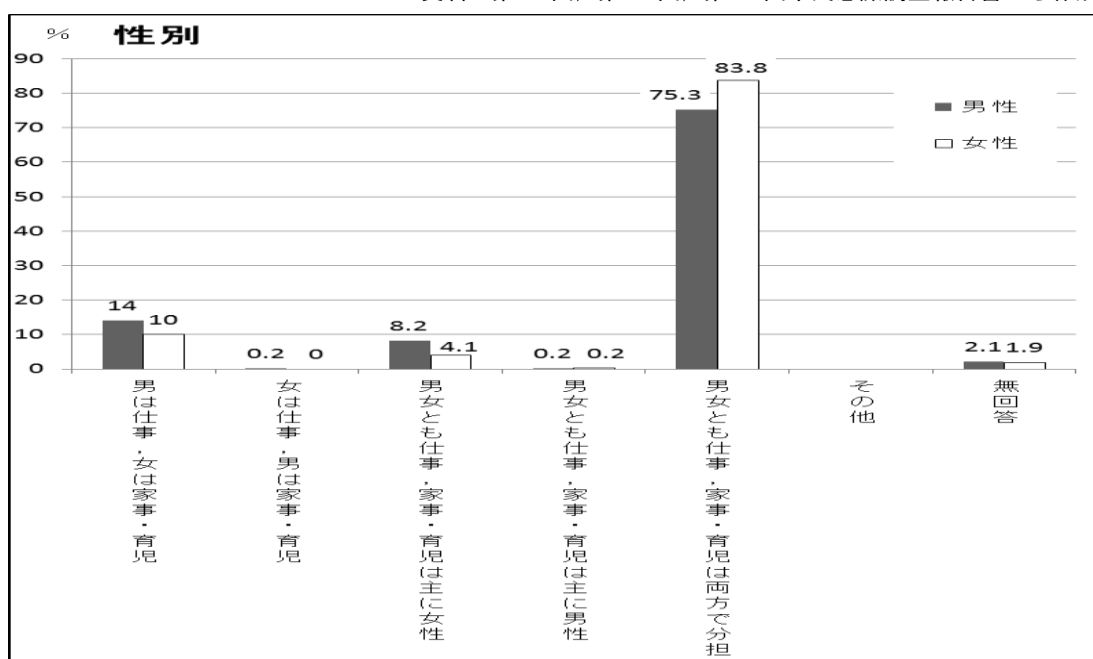
オ 家庭生活における夫婦の役割分担について

「男女とも仕事，家事・育児は両方で分担」が最も高く，平成15年度の調査と比べて13.9ポイント増加しています。一方で，「男は仕事，女は家事・育児」が，4.5ポイント減少しており，意識としては，仕事と家庭の調和が浸透してきていると考えられます。

男女共同参画意識が高まり，性別により特定の役割を分担する意識は減少していますが，性別に見ると，男性は，「家事育児は女性が行うべき」という考えが残っており，これが家庭生活における女性の不平等感の原因となっていることが考えられます。



資料：第20回，第15回，第12回市民意識調査報告書から作成

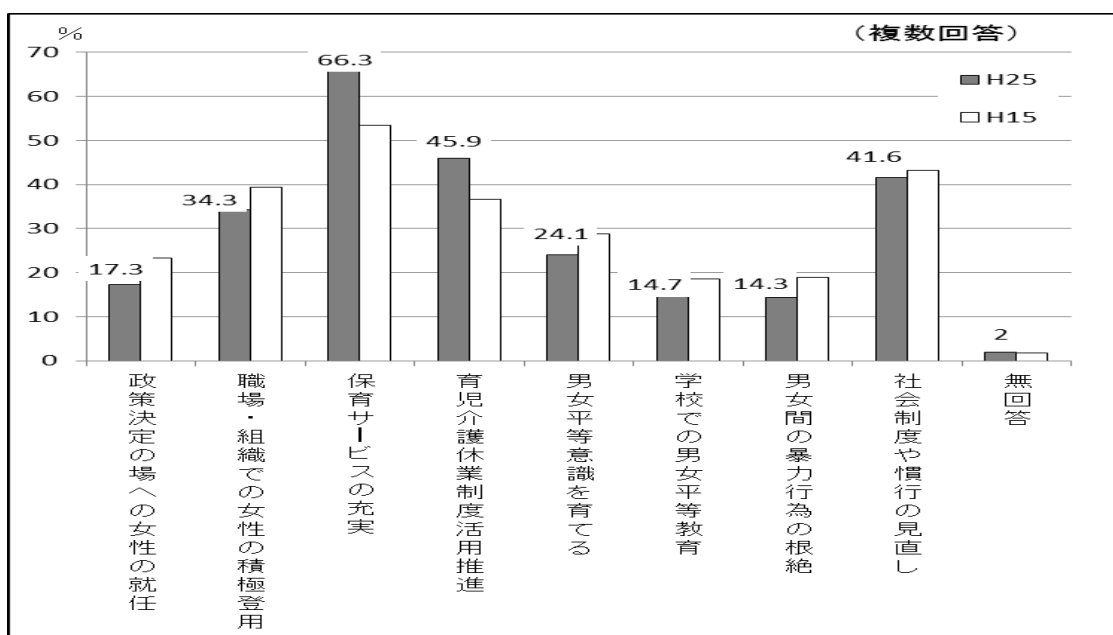


資料：第20回市民意識調査報告書

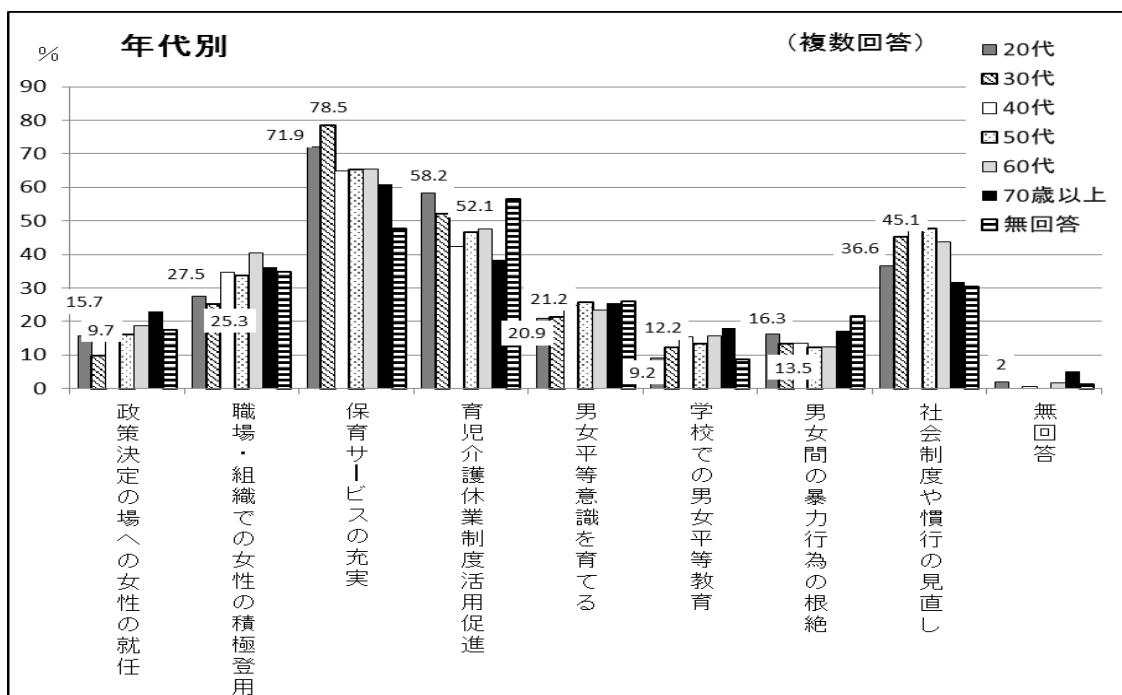
カ 男女が対等・平等に協力し合う社会を築くために大切なことについて

「保育サービスの充実」が最も多く、続いて「育児介護休業制度活用推進」、
「社会制度や慣行の見直し」の順となっています。保育サービスや育児・介護
休業制度の充実は、平成15年度と比較しても大きく増加し、ニーズが高まっ
ています。

この2つは、20代や30代の子育て世代で特に高く、就業に対するニーズと
相まって切実である様子がうかがえます。



資料：第20回、第15回市民意識調査報告書から作成

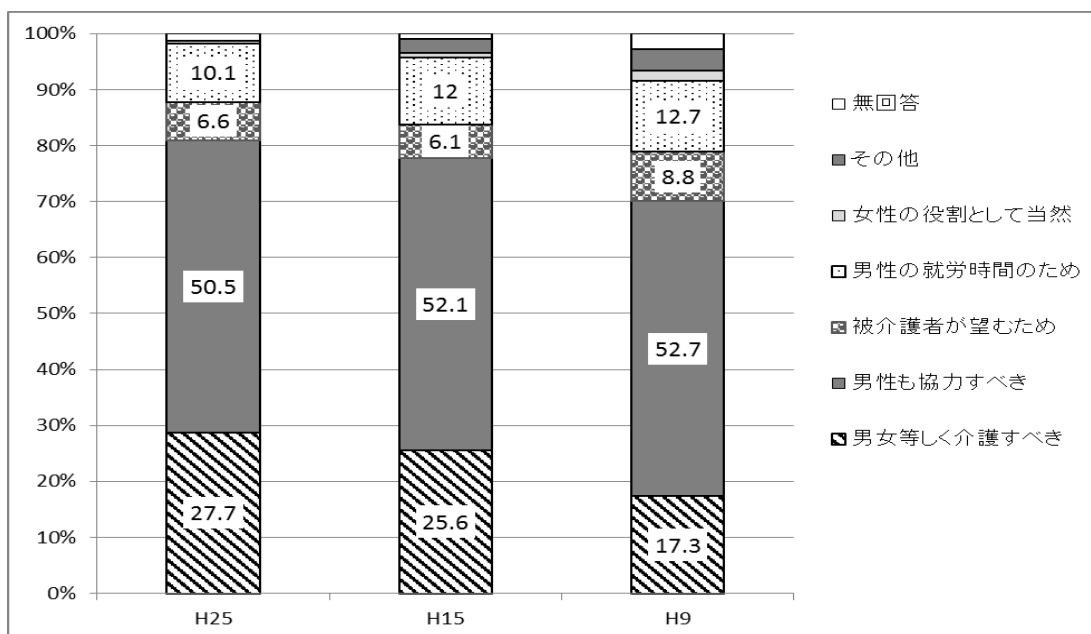


資料：第20回市民意識調査報告書

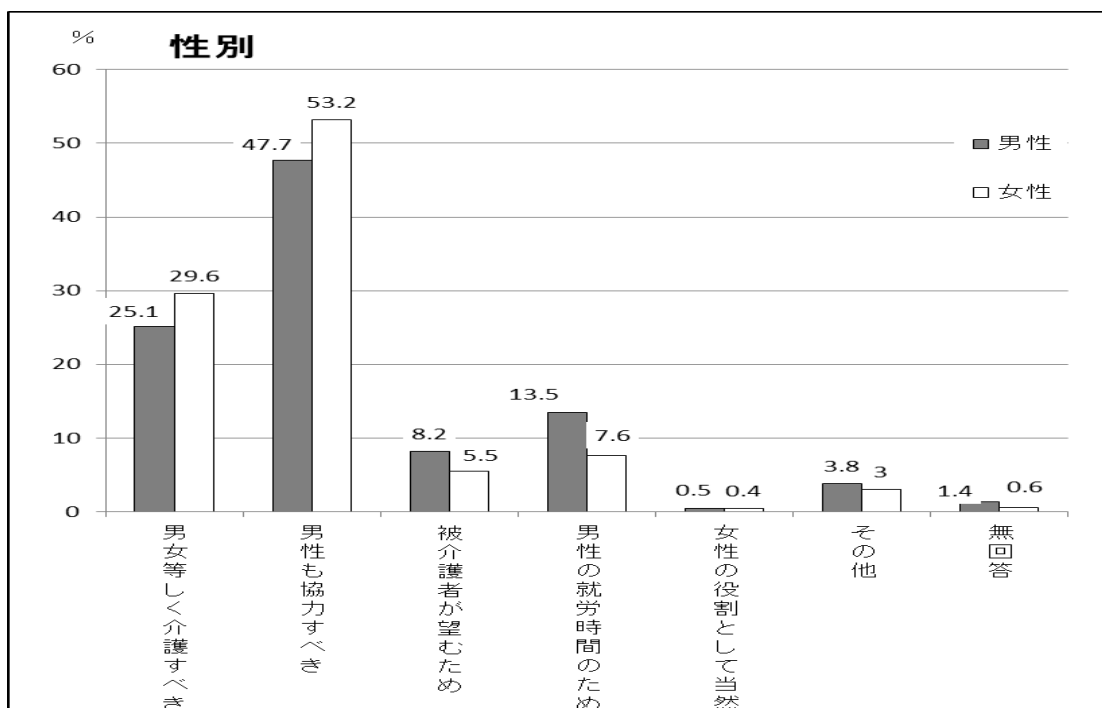
キ 家庭での介護について

「男性も協力すべき」が最も高く、次いで「男性も女性も等しく介護すべき」となっており、2つの項目を合わせると8割弱となり、平成15年度や平成9年度と比較しても増加しています。

また、女性は、「男女等しく介護する」、または「男性も協力すべき」と考えているのに対して、男性は、「勤務の都合から女性がするのやむをえない」と考えており、働き方の見直しも含めて、男性の家庭生活への参画を進める必要があります。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

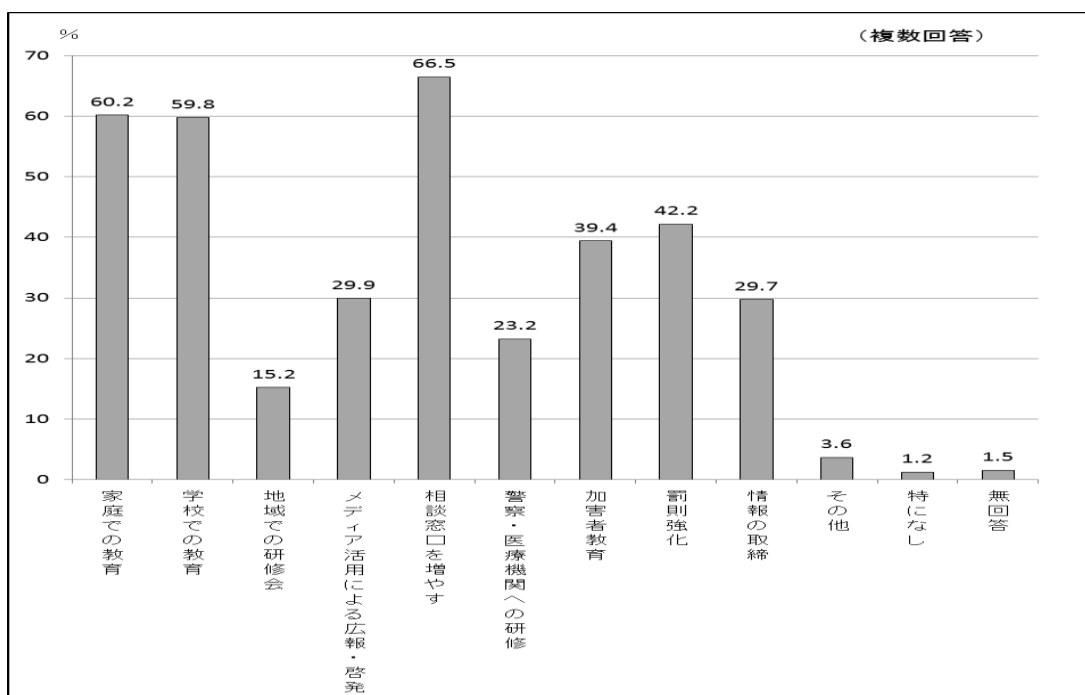


資料：第20回市民意識調査報告書

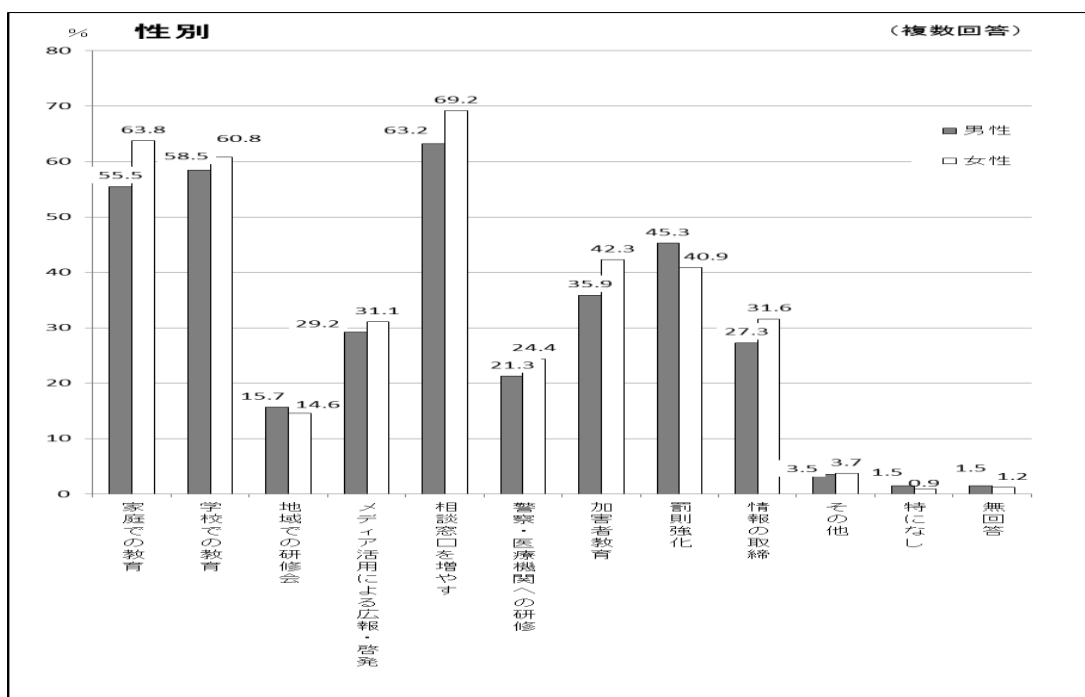
ク 男女間における暴力の防止対策について

「相談窓口を増やす」，「家庭での暴力防止教育」，「学校での暴力防止教育」，「罰則強化」，「加害者教育」の順となっており，家庭や学校での予防教育，被害者が相談しやすい環境づくり，加害者への罰則強化や更生への施策が求められています。

なお，性別では，女性は予防や相談の充実，男性は罰則強化と，必要と考えているものに違いがみられます。



資料：第20回市民意識調査報告書



資料：第20回市民意識調査報告書

(2) 子ども・子育てにかかるニーズ調査結果

市では、子ども・子育て支援事業計画を策定するために、子育て世帯を対象とするニーズ調査を行いました。その概要は次のとおりです。

調査方法	アンケート方式による調査		
対象者及び抽出数	就学前児童の保護者	3,824人	
	小学生の保護者	3,875人	
抽出方法	住民基本台帳（平成25年11月1日）から無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	平成25年12月1日～12月13日		
有効回収数及び回収率	就学前児童の保護者	1,843人	48.2%
	小学生の保護者	2,121人	54.7%

ア 子どもと仕事の両立支援制度について

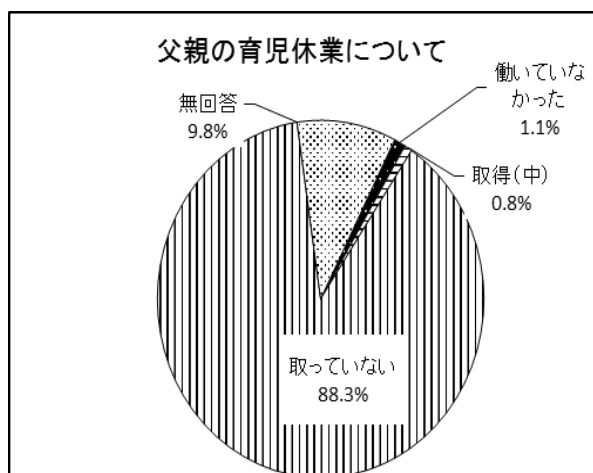
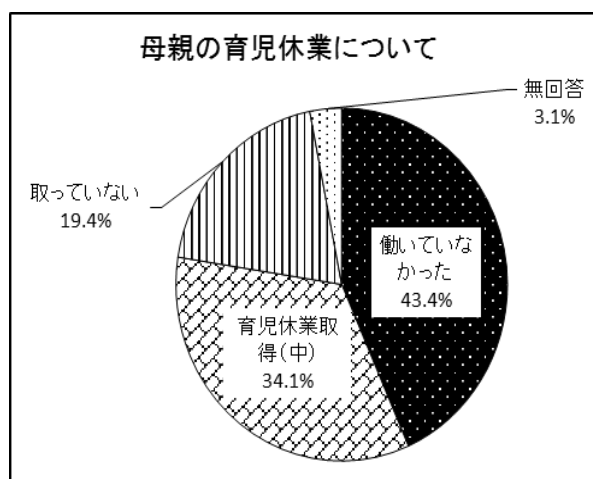
就学前の児童を持つ父母に対して育児休業について質問したところ、母親は「取った」34.1%、「取らなかった」19.4%でしたが、父親は「取った」が0.8%、「取らなかった」が88.3%と父親のほとんどが取っていませんでした。

取らなかった理由では、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が32.4%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が22.9%となっています。

父親は、「仕事が忙しかった」36.2%、次いで「育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.3%でした。

また、育児休業を取得した人の中で、取得後に仕事を辞めた人は男性にはいませんでしたが、女性は7.5%いました。

この結果から、出産を機に仕事を辞める女性が多いことがわかります。男性は、育児に積極的に参加したいと思いつつ、仕事中心の生活を選択せざるを得ない状況であることがわかります。

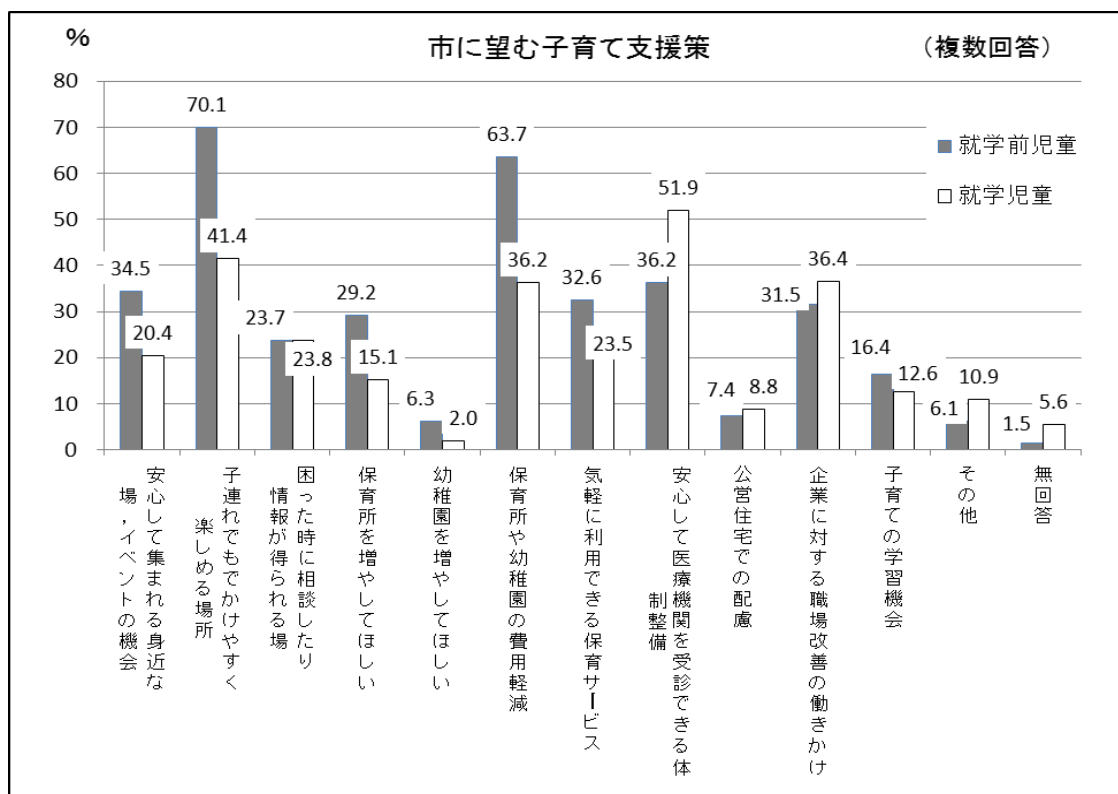


イ 市に望む子育て支援策について

就学前児童の保護者は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が70.1%で最も多く、次いで、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が63.7%、「子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備」36.2%となっています。

就学児童を持つ保護者は「子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備」が51.9%で最も多く、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.4%、「企業に対して職場の改善を働きかけてほしい」が36.4%となっています。

なお、「企業に対して職場の改善を働きかけてほしい」は就学前児童も31.5%と高く、安心して子育てをしながら、働き続ける環境づくりを市に望んでいることが分かります。



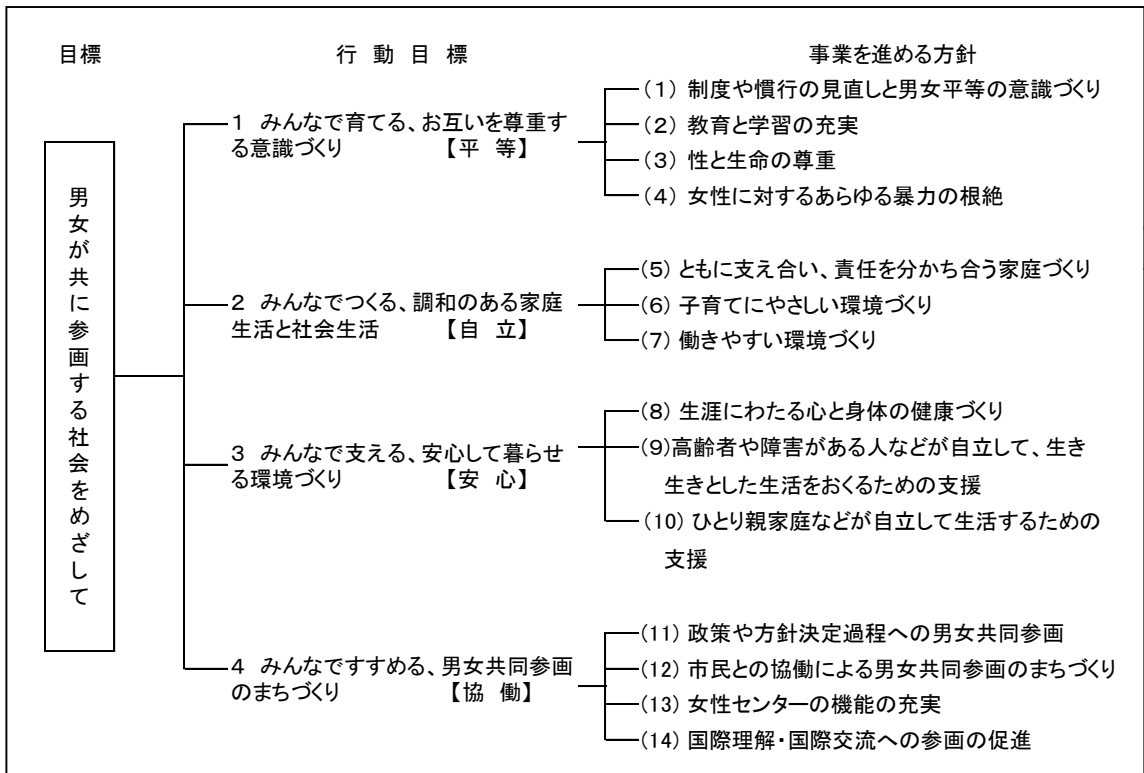
第2節 盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）の達成状況と課題

1 盛岡市男女共同参画計画の概要

計画期間：平成17年度から平成26年度まで（10年間）

目 標：男女がともに参画する社会をめざして

行動目標及び事業を進める方針は次の図のとおりです。



2 達成状況と課題

行動目標毎の達成状況は次のとおりです。なお、計画値に対する達成度は、指標の性格に応じて総合的に判断しました。

- A … 100%以上（計画を上回った）
- B … 80%以上 100%未満（達成はできなかったが、ほぼ計画どおり）
- C … 60%以上 80%未満（計画を少し下回った）
- D … 60%未満（計画を大きく下回った）

行動目標1 みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり【平等】

ア 成果

- ・「デートDV²⁷予防啓発出前講座」は、教育委員会と連携して周知を図った結果、実施校が順調に増えて中学生や高校生への啓発を行なうことができました。
- ・「配偶者暴力防止に関するイベント参加者」は、商店街やショッピングセンターで啓発キャンペーンを行うなどの工夫を行なって、広く市民に周知を図ることができました。
- ・平成21年に配偶者暴力防止対策推進計画を策定し、もりおか女性センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付けたことにより、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組が進みました。

イ 課題

- ・「男女共同参画に関するイベントや研修会参加者数」は、目標を下回りました。これは、大規模なイベントの中止や事業の集約によるものと考えられます。意識づくりにあたっては、継続的な啓発が効果的であることから、積極的に情報収集を行なって、効果的に周知を行っていく必要があります。
- ・指標のうち「社会慣習の中での男女の不平等感の割合」、「男女共同参画基本法を知っている人の割合」、「配偶者暴力防止法を知っている人の割合」は、県の意識調査の数値を用いており、直接的に市の状況を反映しておらないため、設定する指標について再検討が必要です。

ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

男女共同参画社会の実現にあたっては、意識づくりが基盤となりますが、市民意識調査結果を踏まえても、まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く、解消のためには、施策の一層の推進が必要です。

なお、DV防止については、DVの周知は一定の成果が得られたことから、今後は、あらゆる暴力の根絶に向けて当事者への具体的な支援策を拡充する必要があります。

	指 標 名	21 年度	25 年度	評価	26 年度 目 標
1	社会慣習の中での男女の不平等感の割合（％）	72.8	(72.7)	—	60 以下
	「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合				
2	男女共同参画基本法を知っている人の割合（％）	60.8	(56)	—	90.0
3	配偶者暴力防止法を知っている人の割合（％）	80.2	(72.6)	—	90.0
4	男女共同参画に関するイベント・研修参加者数（人）	3,503	2,262	C	3,500
5	思春期保健事業参加者数（人）	518	317	D	600
6	デートDV予防啓発出前講座の実施校数（累計値）	—	21	A	20
7	配偶者暴力防止に関するイベント等参加者数（人）	1,100	2,401	A	2,000

²⁷ デートDV：交際相手からの暴力

行動目標2 みんなでつくる、調和のある家庭生活と社会生活【自立】

ア 成果

- ・「地域子育て支援センターなどの利用者数」は、順調に増加しています。
これは、様々な講座を開設したり、保育所の専門機能を生かした相談など、地域における子育ての支援体制づくりを行なったことによるものです。
- ・「母親教室（パパママ教室）への男性参加者割合」が増えています。
この結果から、男性の育児参加に対する意識が変化し、男女が対等なパートナーであるという意識が高まっていることが分かります。

イ 課題

- ・「男性の育児休業取得率」は、平成 21 年度以来調査が行われておらずデータがない状況であり、成果指標のデータの取得方法について、再検討が必要です。
- ・「市男性職員の育児休業取得件数」は、平成 24 年度以降は取得者がいない状況が続いており、制度の周知も含めて取得促進に向けた啓発が必要です。
- ・「男性のための支援講座等の参加者数」が減少しています。講座内容や参加しやすい時間帯、会場など事業の実施方法の再検討が必要です。

ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

女性の社会進出が進んだことに伴って、子育てと仕事の両立を可能にし、働き続けられる環境づくりへのニーズが高まっており、継続した取組が必要です。

また、未婚化、晩婚化により少子化が一層加速しています。仕事を持つ・持たないに関らず、安心して子どもを生み育てる環境を作ることは、社会の活性化、ひいては、持続可能な社会にとって不可欠な要素となっています。

さらに、男女共同参画社会の実現は、女性にとってばかりでなく、男性にとっても生きやすい社会の実現であることから、男性にとっての課題やニーズの調査・研究を行うことが必要です。

	指 標 名	21 年度	25 年度	評価	26 年度 目 標
1	男性の育児休業取得率（％）	2.1	—	—	5.0
2	家庭教育支援事業の参加者数（人）	6,848	6,402	B	6,500
3	男性のための支援講座等の参加者数（人）	36	11	D	50
4	地域子育て支援センター等の利用者数（人）	51,035	70,179	A	41,503
5	母親教室への男性参加割合（％）	67.3	78.1	A	72.0
6	市男性職員の育児休業取得件数（累計値）	3	6	C	10
7	家族経営協定書 ²⁸ 締結件数（累計値）	70	89	A	80

²⁸ 家族経営協定書: 家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

行動目標3 みんなで支える、安心して暮らせる環境づくり【安心】

ア 成果

- ・「女性のための経済的自立支援講座²⁹等参加者数」は、目標値を上回りました。これは、参加者が、子どもの体調不良などで欠席がちになるなどの課題に対し、欠席者へのフォローを行ったり、講座終了後も、相談に応じるなどきめ細やかな支援を行った結果であると考えられます。
- ・全ての項目で概ね目標を達成しています。

イ 課題

- ・女性のための経済的自立支援にあたっては、継続した支援体制を構築するとともに、講座の受講生同士のネットワーク形成を図りながら情報提供を行なっていく必要があります。

ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

ひとり親家庭の増加やそのほとんどを占める母子家庭において、貧困の問題が拡大しています。様々な生活上の困難を抱える母子家庭が、地域の中で孤立せず、安心・安全に生活するためには、相談窓口の充実とともに、自立まで寄り添った支援体制の構築が必要です。

指標名		21年度	25年度	評価	26年度 目標
1	母子家庭の就業支援事業等により就業した割合（％）	31.4	79.5	A	75.8
2	こころの健康教室等参加者（人）	991	1,093	A	1,000
3	シルバー人材センター会員数（人）	738	771	A	750
4	母子家庭の就業支援事業参加者人数（累計）（人）	35	44	B	54
5	母子家庭等日常生活支援事業登録人数（人）	65	72	B	80
6	女性のための経済的自立支援講座等参加者数（人）	—	192	A	50

²⁹ 女性のための経済的自立支援講座：女性センターで行っている起業・就業支援講座

行動目標4 みんなですすめる、男女共同参画のまちづくり【協働】

ア 成果

- ・「審議会等における女性委員の割合」は、目標値には達しなかったものの、計画策定時から6.1ポイント増加しました。委員の委嘱替えにあたり、「女性委員プラス1運動」や女性委員登用推進計画の策定により職員の意識啓発が図られ、積極的に推薦団体への働きかけを行なうようになった結果と考えられます。
- ・「男女共同参画リーダー・サポーター³⁰認定者数」は、目標値には届かなかったものの、近年男性の講座受講者が増加しています。
- ・「女性センターの利用者数」も同様に目標値の5万人には届かなかったものの、計画策定時と比較して大幅に増加しており、女性センターが男女共同参画の拠点として確実に市民に浸透していると考えられます。

イ 課題

- ・審議会等の女性委員割合の目標を達成するためには、各界で活躍している「女性人材リスト」³¹の充実を図ることが必要です。さらに、推薦団体の役員構成が変わらなければ目標を達成することはきわめて困難であり、推薦団体に継続的に働きかけていく必要があります。
- ・男女共同参画サポーターについては、サポーターとして認定されても、その後の活動の受け皿がなく、次第に活動に対する意欲が低下してしまうという実態があります。そのため、サポーターの会に事業の共催を働きかけるなどしながら、活動の活性化に向けて支援していく必要があります。
- ・「女性センターの利用者」については、利用者が限定的であるという課題があります。公共交通機関等の利用が容易であるなどの立地条件を生かして一層の利用促進を図るほか、館外での活動も増やして女性センターの活動の周知を図っていく必要があります。

ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

市政をはじめ意思決定過程への女性の参画の拡大は、ある程度の人数を確保しないと少数者として孤立してしまう可能性があるため、今後も継続して取り組んでいく必要があります。特に、これまで、女性の活躍が少なかった分野においてはその原因を研究しながら重点的に取り組んでいく必要があります。

また、女性だけでなく、これまで活躍や発言の場が少なかったLGBT³²など性的少数者の人たちの視点も重要であり、これらの人に対象を拡大して取組を進めていくことが求められています。

³⁰ 男女共同参画リーダー：盛岡市で行ったもりおか男女共同参画リーダー養成講座の受講者
男女共同参画サポーター：岩手県で行っている男女共同参画サポーター養成講座を受講し認定されたもの

³¹ 女性人材リスト：女性の審議会等への積極的な登用や研修会等講師としての人材活用を行うため、各界で活躍している女性のリストを盛岡市が作成し公共団体等からの照会に応じて情報提供しているもの。

³² LGBT：レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉

なお、女性委員の登用率は、社会における女性の活躍状況を表しています。
女性委員を増やすためには、候補者となる人材の育成が必要であり、今後も継続して人材育成と活用に取り組んでいく必要があります。

指 標 名		21 年度	25 年度	評価	26 年度 目 標
1	審議会等の女性委員の割合 (%)	29.7	32.0	B	35.0
2	女性委員のいない審議会等の数	8	6	D	0
3	男女共同参画リーダー(市認定)・サポーター(市推薦) 認定者数 (累計値)(人)	100	126	B	150
4	女性センター利用者数(人)	42,004	47,040	B	50,000

第3章 基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念

わが国が目指す男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会『男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条第1号』」と規定されています。

この基本法に基づき、市では、平成17年に「盛岡市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会を目指す取組を進めてきました。

この10年間に、本計画第2章第2節において総括を行ったように、社会への女性の参画機会が拡大しましたが、市の審議会の女性委員の割合などは取組の成果が十分ではなく、その原因として、女性は、地域やNPO活動、企業等社会の様々な分野に参加していても、方針を決定する立場にすることが極めて少ないという状況があります。

以上のことから、本計画における基本理念を、

未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します。

とし、この基本理念を実現するためのスローガンとして

“女性が輝き 盛岡が輝く”

を掲げ、計画的かつ積極的に男女共同参画のまちづくりを推進します。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げて計画を推進します。

- 基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進
- 基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進
- 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充
- 基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 計画の体系

第3章で設定した基本目標に基づく計画の体系は次のとおりです。

	基本目標	施策の方向性
1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等における女性委員の登用促進 (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進 (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進
2	市民への男女共同参画の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供 (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実 (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施 (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進 (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進
3	男女のワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進 (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実 (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発 (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発 (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発
4	男女のあらゆる分野への参画機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性に対する再就職の支援 (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援 (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援 (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援 (5) 女性の生涯にわたる健康支援 (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり (2) 相談及び被害者保護の取組の充実 (3) 被害者の自立支援 (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

第2節 基本目標の実現に向けた施策の展開

第1節で示した計画の体系に基づき、基本目標ごとに次の内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

(1) 審議会等における女性委員の登用促進

これまで、審議会等における女性委員登用率35%、女性委員のいない審議会ゼロを目標に取り組んできましたが、平成25年度末で登用率32.0%、6審議会には女性委員がおらず目標を達成することができませんでした。

また、取り組を進める中で、そもそも推薦をお願いする団体に女性に人材が少ないという課題も明らかになりました。

市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用促進を図る必要があります。登用率の向上にあたっては、委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図りながら、女性人材の発掘と育成、女性人材リストの充実、女性委員不在の審議会の解消、審議会の改選にあたって女性委員を1名増やす「女性委員プラス1運動」などを進めていきます。

	主な取組	所管
1	審議会等委員の女性就任率調査の実施	市民部
2	女性人材リストの整備と活用	

(2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進

市において、持続可能で生き生きとして活力のある組織運営には、多様な主体が方針決定過程に参加することは不可欠ですが、これまでの取組にもかかわらず女性の方針決定過程への参加は十分ではありません。

また、平成25年4月1日現在の盛岡市の一般職³⁸の女性職員の割合22.9%に対し、管理職割合は2.6%と低い状況にあります。一方で係長級以上の女性職員の割合は13.9%となっており、年々増加しています。

これまでは、管理職のロールモデル³⁹が少なく、業務量や責任への不安などから管理職に就くことを敬遠する傾向もありましたので、引き続き職員の意識啓発を計るため研修の充実に努めるほか、女性職員の不安を解消し、意欲を高めるためのプログラム開発などにも取り組むこととします。

³⁸ 一般職：事務職及び土木・建築・電気・化学技術職

³⁹ ロールモデル：将来像を描いたり、自分の職業上の生活設計を考える際に模範となる役割モデル

さらに、関係団体に対しても、理事・評議員等への女性の登用や性別にとらわれない能力開発、能力・適性を重視した登用を進めるよう働きかけを行います。

	主な取組	所管
1	審議会等委員の女性就任率調査の実施【再掲】	市民部
2	女性人材リストの整備と活用【再掲】	
3	男女共同参画を推進する人材の育成	
4	市職員における男女平等観に立った職員採用と役職への登用	総務部
5	市職員における男女共同参画の推進に配慮した職員研修	

(3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

地域活動においては、女性役員は増加していますが、その内容を見ると固定的な役職であることも多く、町内会長の女性比率も平成25年度末で4%とまだまだ低い状況にあり、方針決定過程への参画は十分といえない状況にあります。

地域やNPO活動の活性化にあたっては多様な主体の多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、女性の方針決定過程の参画を働きかけていきます。

	主な取組	所管
1	男女共同参画を推進する人材の育成【再掲】	市民部
2	町内会・自治会等地域団体への女性参画の啓発	
3	NPO等への女性参画の啓発	

〔成果指標※1〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
市の審議会等における女性委員の割合	%	32.0	40.0	↑	庁内調査
市職員における一般職の女性管理職割合	%	2.6	20.0	↑	庁内調査
女性委員のいない審議会等の数		6	0	↓	庁内調査
男女共同参画サポーター認定者数	人	105	171	↑	庁内調査
女性防災リーダー登録者数	人	—	100	↑	庁内調査
女性人材バンク登録者数	人	130	180	↑	庁内調査

〔参考指標※2〕

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
市議会における女性議員割合	%	15.8		↑	庁内調査
町内会長に占める女性割合	%	4.0		↑	庁内調査
市内の小中学校における女性校長割合	%	19.7		↑	庁内調査
小中学校PTA会長に占める女性割合	%	16.2		↑	庁内調査

※1…成果指標：市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

※2…参考指標：市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進

(1) あらゆる場での教育や学習機会の提供

男女共同参画の意識づくりにあたっては、人格形成の基礎となる子どもの頃からの教育が重要です。家庭教育、学校教育、公民館等の社会教育のあらゆる場を通じて、発達段階に応じた教育や学習機会の提供に努めます。

	主な取組	所管
1	発達段階に応じた男女平等教育の推進	教育委員会
2	家庭教育学級・社会学級での学習機会の提供	
3	学習情報の提供と学習相談の実施	
4	出前講座の実施	市民部
5	生涯学習施設等での学習機会の提供	市民部 保健福祉部 都市整備部 教育委員会
6	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施	市民部

(2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実

効果的な教育や学習を行うためには、プログラム開発が不可欠であるため、情報収集や調査・研究を行って、学校や幼稚園、保育所への普及を図ります。

また、子どもたちへの教育の前提として、指導にあたる教員や周囲の大人の意識が大きく影響することから、教員や保育者等子どもの指導者への研修を充実します。

	主な取組	所管
1	プログラム開発と学校への普及	市民部 教育委員会
2	出前講座の実施	市民部

(3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施

男女がお互いの機能と役割を理解するためには、発達段階に応じた性と生命を尊重する教育が大切です。

若者において、デートDVや望まない妊娠、性感染症などの問題やインターネット

トを通じた性被害の増加など様々な性をめぐる問題が拡大していますが、自分も相手も大切にし、自己管理、自己決定できる人間を育てることが必要です。

また、LGBT⁴⁰など性的少数者への差別や偏見の解消のための啓発に取り組みます。

	主な取組	所管
1	教科等学校教育全体を通じた性教育の実施	教育委員会
2	思春期保健事業の実施	保健所
3	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
4	LGBTなど性的少数者に関する出前講座の実施	

(4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進

情報機器の目覚ましい発達により、様々な情報が簡単に手に入ると同時に、その情報を正しく理解し活用する能力の向上が求められています。無意識のうちに有害情報が刷り込まれてしまう危険性もあることから、情報を主体的に理解し活用するための取組を進めます。

また、市の広報物において、男女共同参画の視点に立った表現の促進に努めます。

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	学校でのメディアリテラシー教育の実施	教育委員会
3	「行政広報物における表現ガイドライン」の作成と周知	市民部 市長公室

(5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

めまぐるしく変化する社会経済情勢の変化や新たな課題に対応し、効果的な事業展開を図るために、女性センターを中心に情報収集に努め、調査・研究を行うとともに情報発信に努めます。

⁴⁰ LGBT：レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	男女共同参画統計書「数字に見る盛岡の女性」の作成及び公開	
3	各種情報の収集	

〔成果指標〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
社会で男女平等と思う人の割合	%	12.4	20	↑	市民意識調査
出前講座実施回数	回	7	7	→	庁内調査
教職員対象メディア活用能力向上講座参加者数	人	135	135	→	庁内調査
「数字にみる盛岡の女性」配布数	冊	130	130	→	庁内調査

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

「仕事と生活の調和」ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、市民一人ひとりがやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が可能となります。

このため、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、意識の浸透を図ります。

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	ワーク・ライフ・バランス促進のための講座等の実施	総務部 市民部 保健福祉部 商工観光部 教育委員会

(2) 男性の家事・育児・介護への参加促進

市民意識調査によれば、家庭生活における夫婦の役割分担は、「男女ともに仕事をし、家事・育児は両方で分担する」が増加しているものの、女性に家事・育児を期待する固定的性別役割分担意識も根強く残っています。

社会における女性の活躍には、男性の家事・育児・介護への参加が必要であることから、固定的性別役割分担意識の解消に向けて意識啓発を行うとともに、男性の家事・育児・介護能力が向上する取組を行います。

	主な取組	所管
1	男性の家事力向上に向けた講座の開催	市民部
2	母親教室等への男性の参加促進	保健所
3	ワーク・ライフ・バランス促進のための講座等の実施【再掲】	市民部 商工観光部 教育委員会

(3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実

市民意識調査及び子ども・子育てニーズ調査によれば、女性の社会参画が進むにつれて保育や子育て支援のニーズも多様化し、また、少子化対策の観点からも子育て支援の充実が不可欠です。

そのため、保育所の入所定員の拡充及び幼稚園における預かり保育や認定こども園の支援の充実を図り、女性が安心して社会参画できる環境を整えます。

また、子育てに関する情報の提供や相談・助言が得られる地域子育て支援センター機能の充実を図るほか、就学児童についても、放課後児童クラブの利用者の増、利用時間の拡充等に対応するための環境整備に取り組みます。

	主な取組	所管
1	妊産婦・乳幼児・児童医療費の助成	市民部
2	保育所入所定員の拡充待機児童解消	保健福祉部
3	延長保育・一時預かり等多様な保育サービスの拡充	
4	放課後等の子どもの居場所の確保・充実	保健福祉部 教育委員会
5	子育てに係る相談事業の実施	市民部 保健福祉部 教育委員会

(4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実

市民意識調査によれば、家庭での介護の状況は、「男女が等しく介護すべき」と「男性も協力すべき」を合わせると78.2%となる一方で、「男性の就労時間のため」介護は女性がするべきと答えた人が10.1%あり、女性の社会参画を阻む原因の一つとなっています。

高齢化の急速な進行により、介護サービスの充実が喫緊の課題となっており、在宅生活支援のための居宅サービスの充実に努めます。

	主な取組	所管
1	介護についての相談事業の実施	保健福祉部
2	居宅サービスの充実による在宅生活支援	
3	家族支援サービスの充実	

(5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業の理解と積極的な取組が不可欠であり、関係機関と連携して企業に働きかけを行うなど、社会的な機運の醸成に努めます。

	主な取組	所管
1	ワーク・ライフ・バランスの周知と広報	市民部 保健福祉部 商工観光部
2	企業への出前講座の実施	市民部 保健福祉部

(6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発

企業においても、持続可能で活力ある組織運営にあたっては、多様な視点が不可欠です。そのため、企業に対して様々なかたちで広報・啓発を行うことにより、女性の職域拡大や管理職への女性の登用を促進します。

	主な取組	所管
1	企業に対する効果的な広報・啓発の実施	市民部 商工観光部

(7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

性別に関わりなく十分に能力を発揮するためには、そのための機会が均等に与えられていることや成果に対して正当な評価を受けることが必要なことはいままでもありません。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのいじめ・いやがらせは、人権侵害にあたるだけでなく、組織の活性化を阻害する要因ともなります。

このことから、企業への出前講座などによる啓発を行うほか、市が率先して男女の均等待遇の実現に向けた取組を積極的に推進することとします。

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	企業への出前講座の実施【再掲】	
3	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止のための研修の実施	総務部
4	市職員における男女平等観に立った職員採用と役職への登用【再掲】	
5	市職員における男女共同参画の推進に配慮した職員研修【再掲】	

〔成果指標〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
男性のための支援講座実施延回数	回	2	6	↑	庁内調査
母親教室への男性の参加割合	%	89.7	90.0	↑	庁内調査
子育て支援サービス利用者数	人	70,179	77,000	↑	子ども・子育て支援事業計画
市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる市民の割合	%	17.0	40.0	↑	まちづくり評価アンケート
保育所待機児童数	人	50	0	↓	子ども・子育て支援事業計画
企業への出前講座回数（累計）	回	0	20	↑	庁内調査
地域包括支援センター等への相談件数	人	21,052	25,000	↑	

〔参考指標〕

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
「ワーク・ライフ・バランス」を知っている・聞いたことはあるが内容は知らない人の割合（県内）	%	27.2 (24年度調査)		↑	県調査
次世代育成支援対策推進法における行動計画策定届出企業数（市内）	社	224 (H25年度末)		↑	岩手労働局
次世代認定マーク（くるみん） ⁴¹ 取得企業数（市内）	社	10 (H25年度末)		↑	岩手労働局
県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（県内）	%	—		↑	県調査

⁴¹次世代認定マーク（くるみん）：次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。この認定を受けた企業の証。

基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充

(1) 女性に対する再就職の支援

女性の年齢階級別労働力率についての国勢調査結果から明らかなように、女性は、育児や家事を理由に仕事を辞め、子育てが一段落すると労働市場に復帰しています。

しかしながら、労働環境は急速に変化しており、再就職のためには新たなスキルを身に付けるなどの能力向上が必要なことから、少ない経済的負担で効果的に能力向上が図られるように、継続した支援を行います。

	主な取組	所管
1	女性のための経済的自立支援事業	市民部 商工観光部

(2) 起業や自営業の女性が自立するための支援

女性が再就職を希望する動機としては、必ずしも経済的な理由ばかりではなく、就業を通じた自己実現なども挙げられます。

このことから、起業・就業支援にあたっては、支援を必要とする女性のニーズへのきめ細かな対応が求められています。

また、農業などの自営業においては、女性が中心的な担い手となっても経営への女性の参画は少ない状況もあることから、男女が対等なパートナーとして就業するための支援を行います。

	主な取組	所管
1	女性のための経済的自立支援事業【再掲】	市民部 商工観光部
2	家族経営協定の普及	農林部

(3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援

様々な分野において女性の参画を進めるためには、活躍するための能力開発や人材育成の必要があり、女性センターでの事業や県の事業への市民の派遣により、機会を捉えて研修を行って人材育成に努めます。

特にも防災や災害対応の分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、ニーズが反映されにくい状況もあったことから、東日本大震災の経験を踏まえて、防災における意思決定過程の場への女性の参画を促し、災害時における男女の社会的立場による困難を最小限にするために、地域で活動する女性リーダーの育成に努めます。

	主な取組	所管
1	女性のための経済的自立支援事業【再掲】	市民部 商工観光部
2	女性防災リーダーの育成	総務部 市民部
3	男女共同参画人材育成事業	市民部

(4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

国勢調査結果から世帯構成をみると、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加しています。母子家庭は、年収が低い傾向にあり、相対的貧困率も高いため、子どもへの貧困連鎖も懸念されます。

また、父子家庭は、家事についての悩みを抱えていることも多く、ひとり親家庭への支援にあたっては、自立に向けて様々な制度を組み合わせ、ニーズに応じたきめ細やかな支援を継続して行います。

	主な取組	所管
1	相談、助言指導の実施	保健福祉部
2	ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実	
3	女性のための経済的自立支援事業【再掲】	市民部 商工観光部
4	ひとり親家庭等への医療費給付の実施	市民部

(5) 女性の生涯にわたる健康支援

女性は、妊娠や出産の際は、健康上特別の配慮が求められることから、ライフステージに応じた健康づくりや性差に応じた健康支援を行うとともに、妊娠・出産に関わる健康支援を行います。

	主な取組	所管
1	ライフステージに応じた健康支援	市民部
2	妊娠・出産に関わる健康支援	保健福祉部

(6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

仕事・生き方など多様な悩みに対して、男女共同参画の視点での相談事業を実施し、相談者自身が解決するためのエンパワーメントを図ります。

なお、男性相談事業の実施に向けた検討も行います。

	主な取組	所管
1	女性の生き方等に係る相談の実施	市民部 保健福祉部
2	子どもや家庭に関わる相談の実施	保健福祉部

〔成果指標〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
女性の経済的自立支援講座参加者数	人	243	243	→	庁内調査
講座参加者の中で起業や就労に結びついた件数（累計）	件	5	50	↑	庁内調査
女性防災リーダー登録者数【再掲】	人	—	100	↑	庁内調査
母子家庭等就業支援事業等で就業した割合	%	79.5	86.0	↑	庁内調査
ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数	人	72	73	↑	庁内調査
女性健康診査受診者数	人	1,680	2,000	↑	庁内調査
女性相談件数	件	1,691	1,700	→	庁内調査

〔参考指標〕

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
家族経営協定書締結件数（累計値）	件	89		↑	庁内調査

基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

1 計画策定の目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）⁴²を含む女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、絶対にあってはならないことです。

また、DVだけでなく、若い世代におけるデートDV⁴³の被害も増加しており、暴力を容認しない、安全な社会をつくるためには、子どものころから性と生命を尊重する意識づくりが重要です。

盛岡市では、平成21年度に「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」（以下「DV防止計画」という）を策定し、施策の推進を図ってきました。

DV防止計画の計画期間が平成26年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化、本市の現状を踏まえながら、配偶者からの暴力防止のための施策を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

なお、この計画では、DV防止法の対象とはなっていない、交際相手からの暴力についても、未然防止などに取り組みます。

2 計画の位置付け

- (1) この「基本目標5」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- (2) この計画は、第2次男女共同参画推進計画の中に位置付け、DVに対する意識啓発、子どもの頃からの教育、被害者への支援など、一体として施策の推進を図ります。
- (3) 平成21年に策定した「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継計画として、その成果を踏まえ、未解決の問題については解決に向けた方策を講じます。
- (4) 盛岡市総合計画における将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本市の他の計画との整合性に配慮しています。

3 計画の期間及び名称

計画の推進期間を2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

⁴² ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（離別した配偶者を含む）、内縁関係、生活の本拠を共にする交際相手などから受ける暴力のこと。被害者は男女ともいるが、現状では女性の被害者が圧倒的に多いため、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本目標としている。

⁴³ デートDV：交際相手からの暴力。

また、「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継としてその基本理念を引き継ぐために、名称を「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」とします。

4 本市の現状

(1) 盛岡市におけるDV相談等の状況

DV被害者の相談は、女性センターの女性相談（配偶者暴力相談支援センターを含む）と子ども未来課（保健福祉部）の婦人相談で行っています。

相談件数は全国、岩手県、盛岡市においても増加傾向にあります。

相談件数（単位：件 ただし、子ども未来課は新規受付人数）

年度	盛岡市		DV相談支援センター		警察署	
	女性センター	子ども未来課	岩手県	全国	岩手県	全国
21	770	32	1,262	72,792	221	28,158
22	799	42	1,414	77,334	263	33,852
23	964	17	1,763	82,099	303	34,329
24	733	19	1,504	89,490	298	43,950
25	842	20	1,639	99,961	368	49,553

※DV相談支援センターは、岩手県、内閣府の調査による。

平成21年度末に北上総合支局廃止。現在県内12か所。

※警察署は、暦年で、岩手県警察本部及び警察庁の調査による。

※平成21年6月22日にもりおか女性センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を指定。（21年度の県DV支援センターの相談件数の内訳は県指定のセンター655件、もりおか女性センター607件）

交際相手からの暴力に関する相談件数（単位：件）

年度	女性センター	岩手県	全国
22	10	29	—
23	18	45	—
24	13	24	3,484
25	40	68	4,199

※統計開始は平成22年度から。岩手県、内閣府の調査による。

※女性センターの件数は上の表の相談件数の内数。

(2) 盛岡市におけるDV被害者支援体制の現状

	事業内容等	担当課
啓発	デートDV予防啓発講座	市民部 教育委員会
	女性に対する暴力をなくす運動	市民部
相談	配偶者暴力相談支援センター	市民部 (県)
	(婦人相談所)	(県)
	婦人相談	保健福祉部
保護	被害者の発見, 情報の提供	保健福祉部 保健所
	住民票, 戸籍の証明・交付の制限, 市内での情報共有	市民部 関係各部
自立支援	生活保護	保健福祉部
	公営住宅の入居	建設部
	保険証の発行	市民部
	年金手帳の再交付申請	市民部
	子どもの就学等	保健福祉部 教育委員会

5 施策の展開

(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等の性暴力など、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

特にもDVは、家庭内の問題として顕在化しにくいという課題があるほか、近年、DVに対する周知度が高まってはいるものの、当事者が自らの被害・加害に気づかないという状況もあります。

そのため、DV防止にあたっては、予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりが重要であるとともに、地域全体での気運の醸成に努めます。

	主な取組	所管
1	市民への啓発・広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌, 情報紙, ホームページ等を活用した啓発の実施 ・ DV防止週間等のイベント等を活用した啓発の実施 ・ マスメディアを活用した啓発の実施 	市民部
2	学校や地域での予防教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ デートDV予防啓発ユースリーダーの育成 ・ デートDV予防啓発教育の実施 ・ 地域での出前講座などの学習機会の周知と提供 	市民部 教育委員会
3	職員等に対する研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への研修の実施（新採用職員・窓口担当職員） ・ 人権擁護委員, 民生委員等への研修の実施 	総務部 市民部 保健福祉部

(2) 相談及び被害者保護の取組の充実

DV被害者への支援については、もりおか女性センターをはじめ県内12カ所の配偶者暴力相談支援センターで相談にあたっています。また、県の婦人保護所において被害者の一時保護を実施していますが、一時保護の体制が整わないときには、緊急宿泊事業などにより被害者の安全を確保しています。

被害者への支援にあたっては、被害にあったことで深く傷つき精神的に課題を抱える場合も多く、回復までは時間を要することも多いことから、支援制度についての情報収集を十分行い、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

	主な取組	所管
1	早期発見できる体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の周知と連携のための対応マニュアルの検討 ・ 職員への研修の実施（新採用職員・窓口担当職員） 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での出前講座などの学習機会の周知と提供【再掲】 ・ 人権擁護委員, 民生委員等への研修の実施【再掲】 	総務部 市民部 教育委員会
2	盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な運営体制の整備 ・ 盛岡広域圏対応の検討 	市民部
3	相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者に対する適切な情報提供と対応の実施 ・ 相談員の資質の向上 ・ 法律相談・緊急避難の実施 ・ 関係機関との緊急連絡体制の確立 ・ ストーカー, 性暴力, デートDVの相談対応 	市民部 保健福祉部

(3) 被害者の自立支援

被害者が安全に安心して地域で生活を再建するためには、様々な行政の支援制度を活用して生活基盤を確立する必要があります。

二次被害を防止するとともに、被害者が抱える複合的な問題に効果的に対応するために一元的に対応する必要があるため、庁内関係課及び関係機関の調整を行います。

また、相談員が関係機関の手続きに同行支援を行っていますが、相談件数も増加しており十分な支援体制にはないことから、今後は支援方法の改善を図ります。

	主な取組	所管
1	被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 <ul style="list-style-type: none">・最新情報の収集・各種支援策の紹介・支援のための関係機関との調整・庁内連携体制の構築	市民部 保健福祉部 関係各部
2	住宅確保に係る支援の充実 <ul style="list-style-type: none">・市営住宅入居の優遇措置の実施・ステップハウス設置の検討	市民部 建設部
3	子どもに対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none">・学校等での支援の実施・子どもへのケアの実施・ピアサポートの推進・相談窓口の周知	市民部 保健福祉部 教育委員会
4	関連する法制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none">・生活保護等の保護の実施・国民健康保険等の制度の運用・住民基本台帳の閲覧，写しの交付制限の徹底・庁内の情報共有	市民部 保健福祉部
5	ひとり親家庭に対する就労支援 <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭への就労支援	市民部 保健福祉部
6	加害者に対する教育の調査・研究 <ul style="list-style-type: none">・加害者対応の研究	市民部

(4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

被害者の保護にあたっては、庁内において情報管理を十分に行いつつ、しかも関係課が連携して行う必要があります。

また、もりおか女性センターにおける相談者の居住地は、7割程度が市内在住者となっていますし、被害者の保護にあたっては、広域的に対応する必要もあることから、日頃、関係機関や団体との情報収集や連携は不可欠です。

なお、今後は、医療機関など専門的な機関とも連携を図り、より効果的な支援体制の構築に努めます。

	主な取組	所管
1	庁内関係課の連携強化 ・ 庁内窓口と相談窓口の連携	市民部 関係各部
2	関連施設等との連携強化 ・ 婦人保護施設，母子生活支援施設，高齢者，障がい者施設への入所支援の実施 ・ 国際交流協会との連携	市民部 保健福祉部
3	国，県及び近隣自治体との連携強化 ・ 婦人相談所（一時保護），岩手県男女共同参画センター（男性相談）との連携 ・ 県，警察，裁判所等の関連機関会議への参加，情報交換 ・ 盛岡市配偶者暴力相談支援センターの盛岡広域圏対応の検討【再掲】	
4	DV防止対策推進体制の整備 ・ 職員への研修の実施（新採用職員・窓口担当職員）【再掲】 ・ 住民基本台帳の閲覧，写しの交付制限の徹底，庁内の情報共有【再掲】 ・ 庁内連携体制の構築【再掲】	総務部 市民部 関係各部

[成果指標]

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
デートDV予防啓発講座受講人数	人	886	900	→	庁内調査
DV防止週間等のイベント参加者数	人	1,182	1,200	→	庁内調査
窓口担当職員研修の受講人数	人	—	20	→	庁内調査
DV相談支援センターの相談件数	件	849	850	→	庁内調査
DV相談新規人数	人	149	150	→	庁内調査

[参考指標]

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
住民基本台帳事務DV被害者等支援措置件数(ストーカー, 児童虐待及びその他の被害者を含む)	件	147		→	庁内調査

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制

庁内推進組織である「盛岡市男女共同参画推進本部」において、この計画に掲げる施策の推進及び総合調整を図ります。

また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の男女共同参画に関わる団体やボランティアなど多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

この計画は、平成25年に実施した市民意識調査を踏まえ、「盛岡市女性懇談会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

計画推進にあたっては、盛岡市男女共同参画推進懇談会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して男女共同参画推進懇談会に報告するとともに、市民に公表します。

第3節 他の自治体との連携

この計画の推進にあたっては、法律など国の諸制度や基本計画をはじめ県の計画のほか、関係団体など市民、企業など広範囲で様々な取組の成果が求められるものです。

そのため、広く情報収集に努めながら、行政などの関係機関や市民と連携をして計画の推進を図ります。

巻末資料

- 資料－1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画（第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画）策定の経過
- 資料－2 盛岡市女性懇談会設置要綱及び委員名簿
- 資料－3 盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議要領
- 資料－4 第20回市民意識調査結果（平成25年度実施 抜粋）
- 資料－5 第2次盛岡市男女共同参画推進計画に対する市民意見
- 資料－6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料－7 男女共同参画社会基本法
- 資料－8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 資料－9 岩手県男女共同参画推進条例
- 資料－10 男女共同参画行政のあゆみ

資料-1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画（第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画）策定の経過

年 月 日	経 過
平成 25 年 7 月	市民意識調査実施
平成 25 年 8 月 9 日	平成 25 年度第 1 回盛岡市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する対策会議 ・盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画の延長について
平成 25 年 8 月 20 日	平成 25 年度第 1 回女性懇談会 ・盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画の延長について
平成 26 年 2 月 21 日	平成 25 年度第 2 回女性懇談会 ・基本的視点、計画期間、スケジュール等について
平成 26 年 3 月 3 日	盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画に係る計画期間の延長について（市長決裁）
平成 26 年 7 月～10 月	関係団体等からの意見聴取（3 団体）
平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年度第 1 回女性懇談会 第 1 章 計画策定の基本的事項 第 2 章 本市の現状と課題
平成 26 年 10 月 31 日	平成 26 年度第 2 回女性懇談会 第 3 章 基本理念と基本目標 第 4 章 施策の展開（骨子）
平成 26 年 11 月 6 日	平成 26 年度第 1 回男女共同参画行政推進連絡会議
平成 26 年 11 月 10 日	政策形成推進会議
平成 26 年 11 月 13 日	市議会総務常任委員会
平成 27 年 1 月 21 日	平成 26 年度第 2 回男女共同参画行政推進連絡会議
平成 27 年 1 月 26 日	政策形成推進会議
平成 27 年 1 月 30 日	平成 26 年度第 3 回女性懇談会 第 4 章 施策の展開
平成 27 年 2 月 9 日	庁議
平成 27 年 2 月 16 日	市議会全員協議会
平成 27 年 2 月 17 日 ～ 3 月 10 日	パブリックコメント
平成 27 年 3 月	第 2 次盛岡市男女共同参画推進計画（第 2 次配偶者暴力防止対策推進計画）策定

資料-2 盛岡市女性懇談会設置要綱及び委員名簿

(昭和59年6月8日市長決裁)

(設置)

第1 盛岡市における女性問題に関し、目標と課題を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策推進のための方策等について意見を聞くことを目的として女性懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性の社会的地位の向上に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3 懇談会は委員18人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 女性団体等の役職者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4 懇談会に座長を置き、委員の互選とする。

2 座長は、懇談会を主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第5 懇談会は、市長が招集する。

(関係職員等の出席)

第6 懇談会は、必要があるときは、関係者の意見を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、市民部男女共同参画青少年課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、懇談会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和59年6月8日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成4年10月5日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に婦人懇談会の委員であるものは、盛岡市女性懇談会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、改正後の盛岡市女性懇談会設置要綱第3第3項本文の規定にかかわらず、平成6年6月30日までとする。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

盛岡市女性懇談会委員名簿

(平成 26 年 8 月 27 日現在)

区 分	氏 名	所属機関・団体名	役職名	部会
1	遠 藤 晴 美	盛岡人権擁護委員協議会	男女共同参画社会 推進委員会委員長	DV
2	佐 賀 敏 子	盛岡市小学校長会		DV
3	竹 村 祥 子	国立大学法人岩手大学	教 授	DV
4	多 田 比 呂 子	(株)岩手日報社	編集局 読者センター	男女
5	新 妻 二 男	国立大学法人岩手大学	教 授	男女
6	佐々木 栄 子	株式会社平金商店	管理部部長	男女
7	渡 辺 喜代子		公 募	DV
8	石 田 紘 子		公 募	男女
9	伊 達 康 子	盛岡市議会	議 員	男女
10	渡 辺 安 子	岩手労働局雇用均等室	室 長	男女
11	亀 井 千枝子	岩手県環境生活部若者女性協働推進室	青少年・ 男女共同参画課長	男女
12	矢 作 淳	岩手県福祉総合相談センター児童女性部	部 長	DV
13	佐 賀 和 子	盛岡市民生児童委員連絡協議会	運営委員	DV
14	佐 藤 孝 子	盛岡商工会議所女性会	副会長	男女
15	十文字 悦 子	もりおか女性の会	副会長	DV
16	竹 田 かつ子	玉山区女性団体協議会	会 長	男女
17	村 上 祐 子	岩手中央農業協同組合	盛岡地域 女性部副部長	男女
計	17 人			男女 10 DV7

(任期：平成 28 年 6 月 30 日)

資料-3 盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議要領

平成2年8月20日

市長 決 裁

(設 置)

第1 男女共同参画に関する施策について関係各課等の連絡調整を図り、もって市の男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組 織)

第2 連絡会議は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は市民部長を、副会長は市民部次長をもって充てる。

3 委員は、職員課長、市民協働推進課長、男女共同参画青少年課長、環境企画課長、地域福祉課長、障がい福祉課長、子ども未来課長、介護高齢福祉課長、健康推進課長、保健予防課長、企業立地雇用課長並びに市長が指名した職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4 連絡会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶 務)

第5 連絡会議の庶務は、男女共同参画青少年課において処理する。

(補 則)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。

資料-4 第20回市民意識調査結果（平成25年度実施 抜粋）

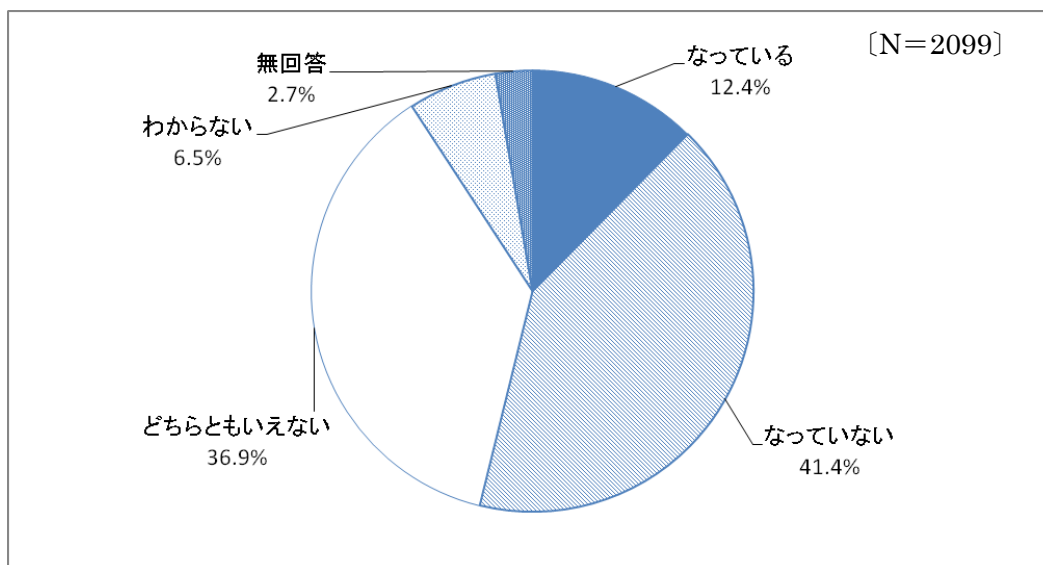
「第2次盛岡市男女共同参画計画」及び「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の計画策定のための基礎資料とするために意識調査を行いました。その概要は、次のとおりです。

対象者	満20歳以上の市民4,837人
調査期間	平成25年7月22日～7月30日
有効回収数	2,099人
有効回収率	43.4%

テーマ3 男女共同参画施策について

問7 全ての国民は法の下に平等であるとされていますが、実際に男性と女性は平等になっていると思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

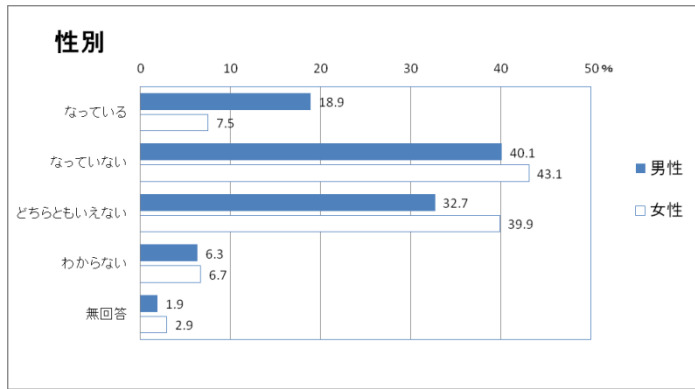
【集計結果】



平成15年度の調査と比べて、平等に「なっていない」が52.3%から41.4%に減少し、「なっている」が8.6%から12.4%に増加しています。

このことは、男女共同参画施策が推進された結果によるものと考えられますが、「なっている」が依然10%台前半であり、男女間で差があります。

また、30代及び40代の割合も低いことから、勤労世代に対する課題を把握するなど、更なる施策の推進が必要です。



【性別】

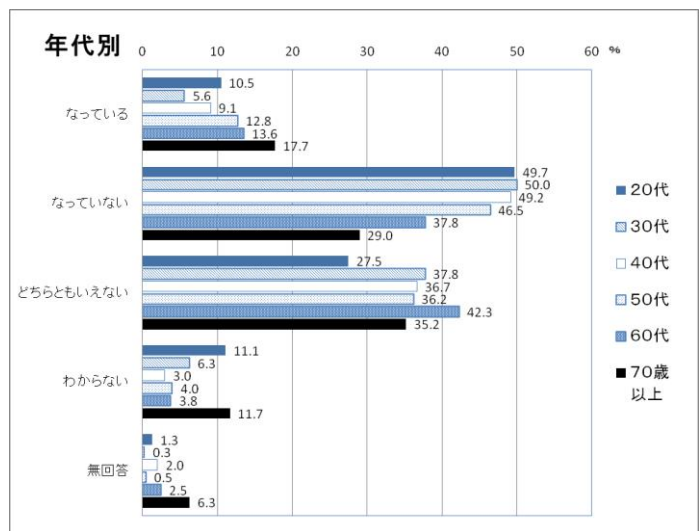
平等に「なっていない」の男女の割合がほぼ同じであるのに対し、「なっている」の割合は、女性は男性の半分以下となっています。

女性の方が平等ではないと感じている傾向があります。

【年代別】

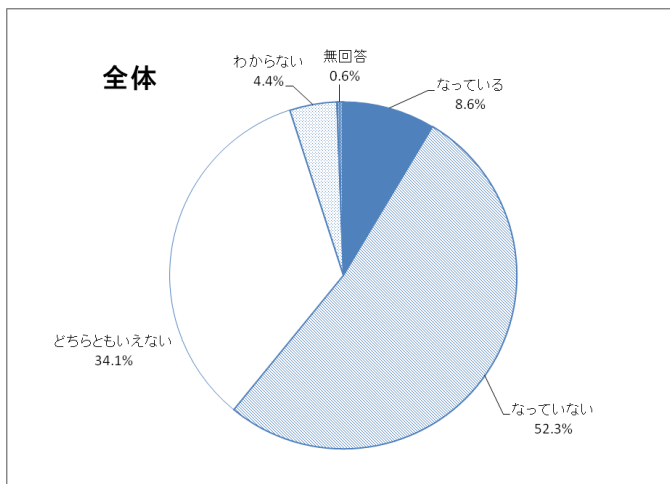
平等に「なっていない」は、20代から40代が高くなっています。

一方、「なっている」は、30代が最も低く、年代が高くなるにつれて割合も高くなっています。



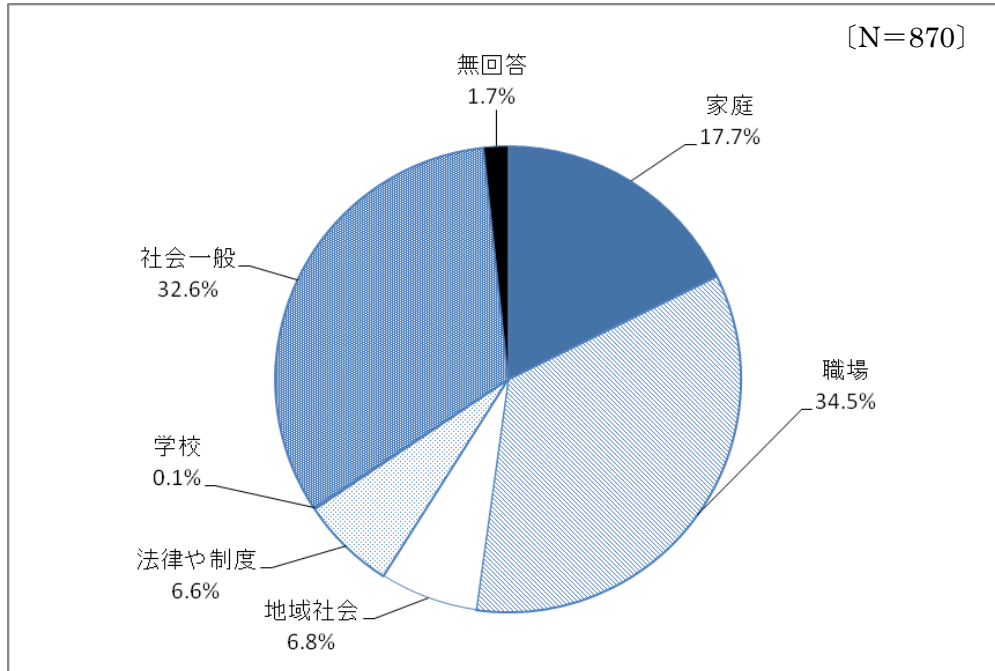
【参考】

平成15年度市民意識調査の同設問の結果

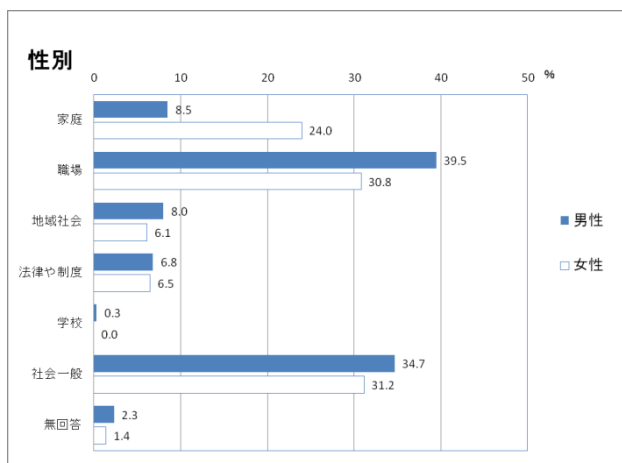


問8 問7で2を選んだ方にお聞きします、最も平等になっていないのは、どの分野だと思いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

【集計結果】



平等になっていない分野を平成 15 年度の調査と比べると、「職場」が 28.1%から 34.5%、「家庭」が 10.7%から 17.7%、「法律や制度」が 5.2%から 6.6%とそれぞれ増加しています。一方で「社会一般」が 44.7%から 32.6%と減少しています。



【性別】

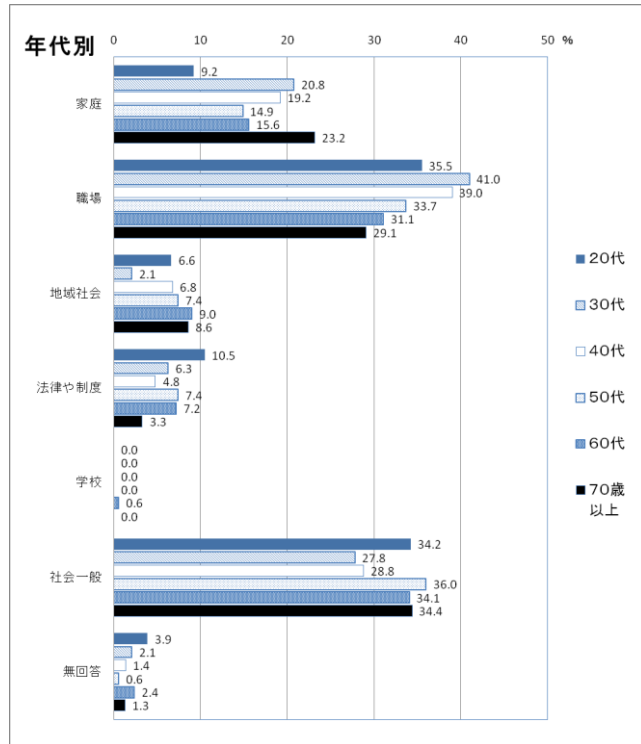
「家庭」と回答した女性は、男性の約3倍となっている一方、男性は「職場」における不平等を感じる割合がより高いことがわかります。

「家庭」と「職場」の性別による差は平成 15 年度の調査より広がっており、性別によって不平等を感じる分野の違いを把握することが、男女平等を推進する上で必要と考えられる。

【年代別】

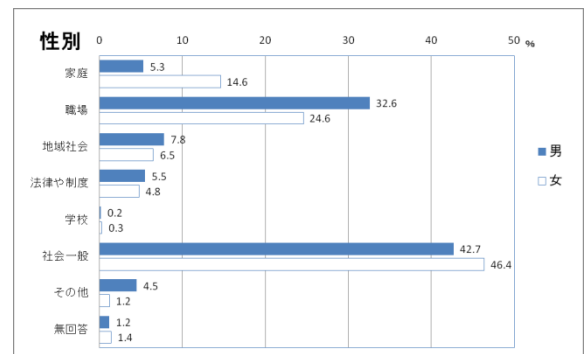
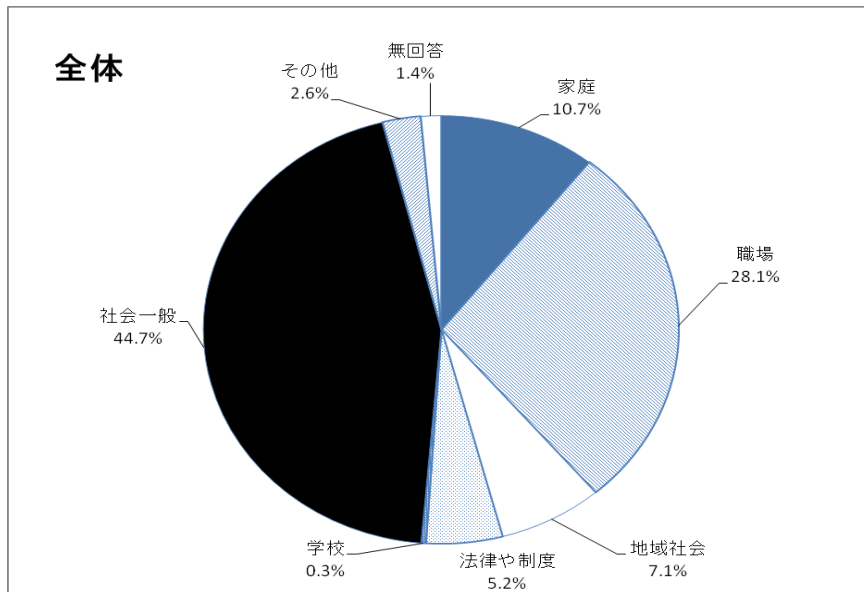
30代と40代で「家庭」、「職場」が高い。

この年代は子どもが幼く、家庭を持ちながら仕事をしていることなどから、不平等であると感じることが多いと考えられる。



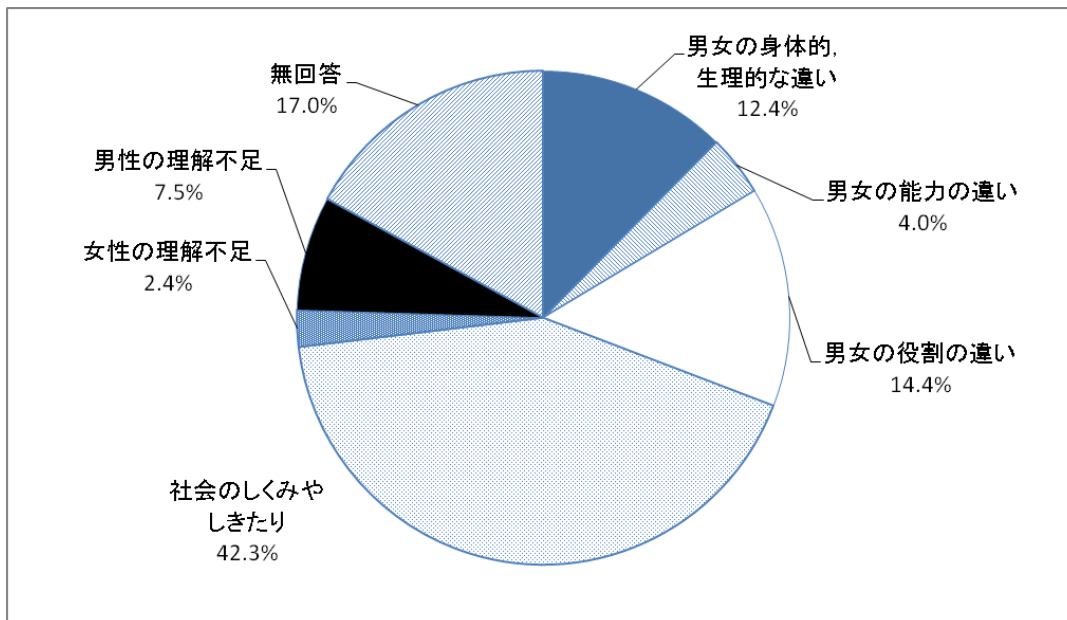
【参考】

平成 15 年度市民意識調査の同設問の結果



問9 問7で2を選んだ方にお聞きします、平等になっていない主な原因は何だと思
いますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

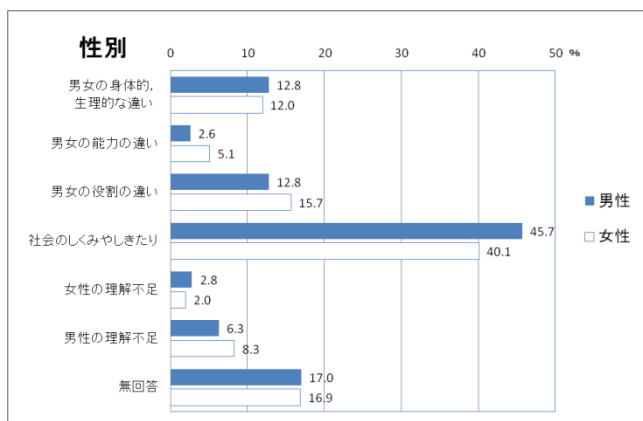
【集計結果】



「社会のしくみやしきたり」が42.3%と最も高くなっています。

平成15年度の調査でも41.8%と最も高い割合であり、依然、社会制度や慣行において不平等を感じていると考えられます。

男女が共に平等になっていないと考えられる主な原因は「社会のしくみやしきたり」であることから、社会に向けて男女平等意識を高める必要があります。



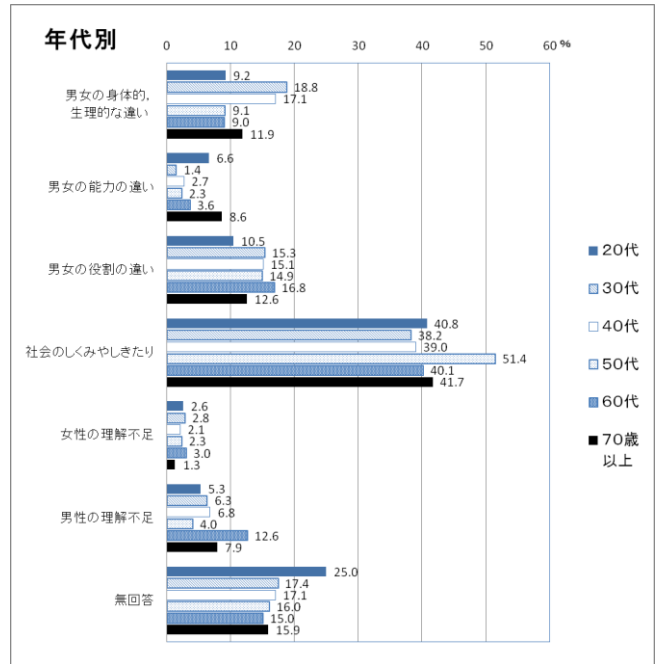
【性別】

男女共に「社会のしくみやしきたり」が最も高いです。

「男女の能力の違い」について、平成15年度の同調査では、男性が女性の約2倍になっていましたが、今回の調査では、女性が男性の約2倍に逆転したことから、この意識の変化について分析する必要があります。

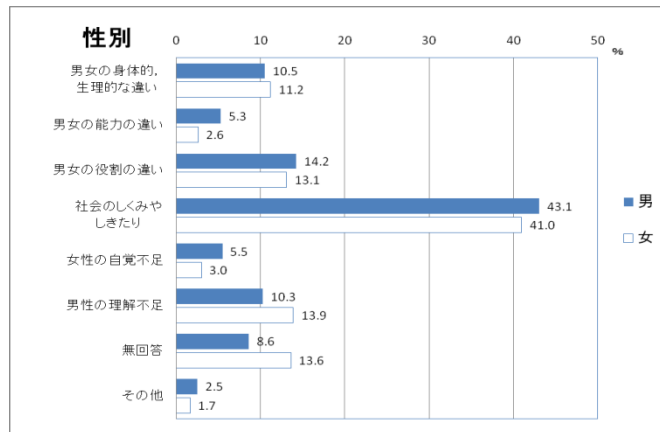
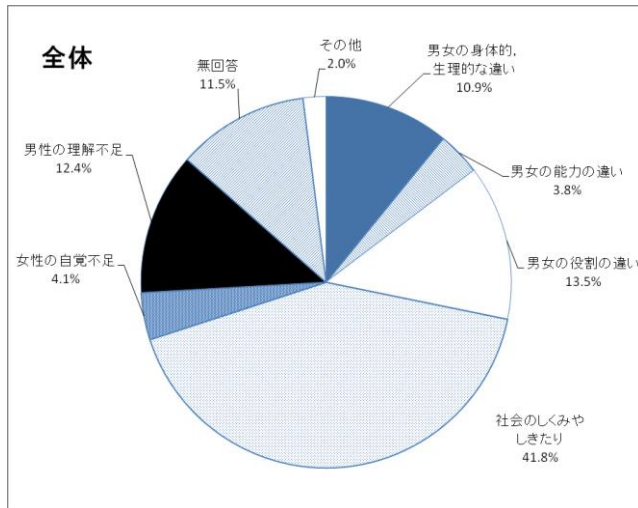
【年代別】

「男女の身体的、生理的な違い」は30代と40代、「男女の能力の違い」は20代と70歳以上、「社会のしくみやしきたり」は50代、「男性の理解不足」は60代が他の年代より比較的高くなっている。



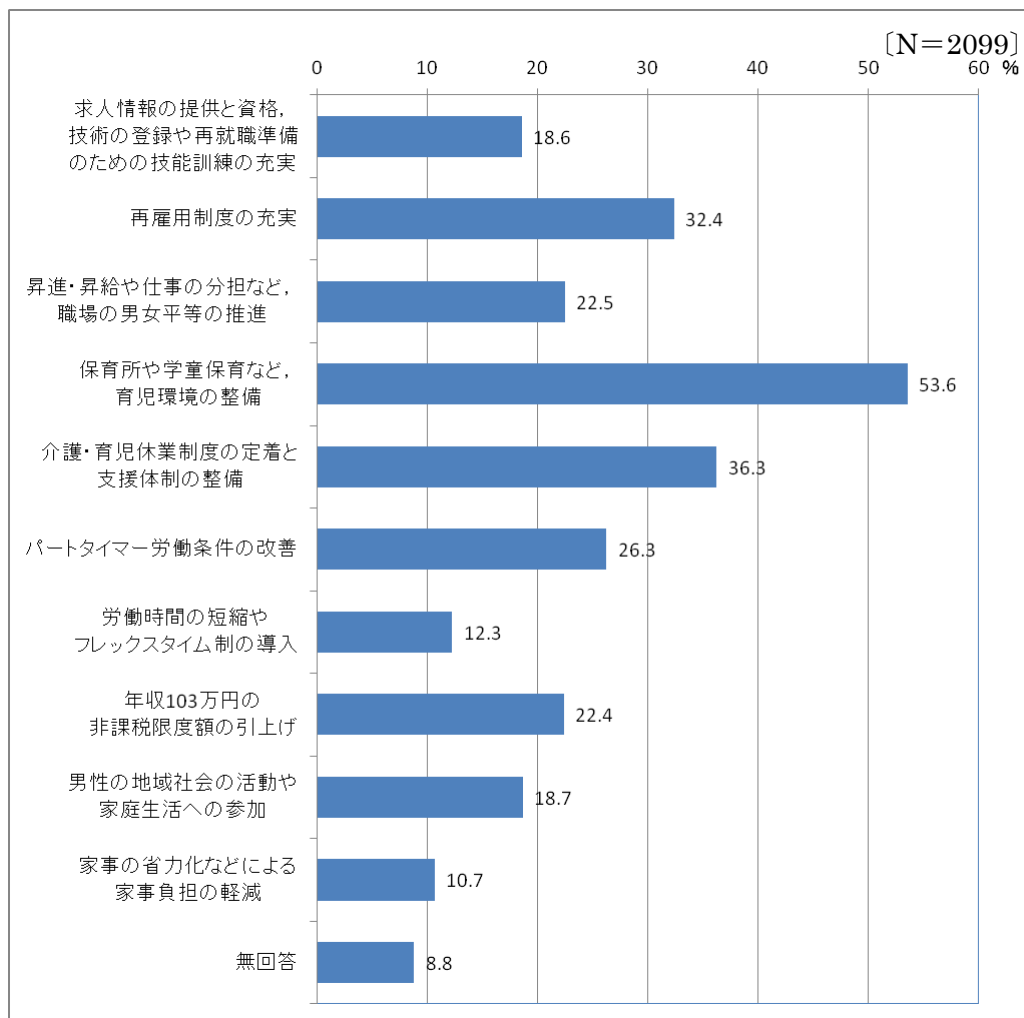
【参考】

平成15年度市民意識調査の同設問の結果



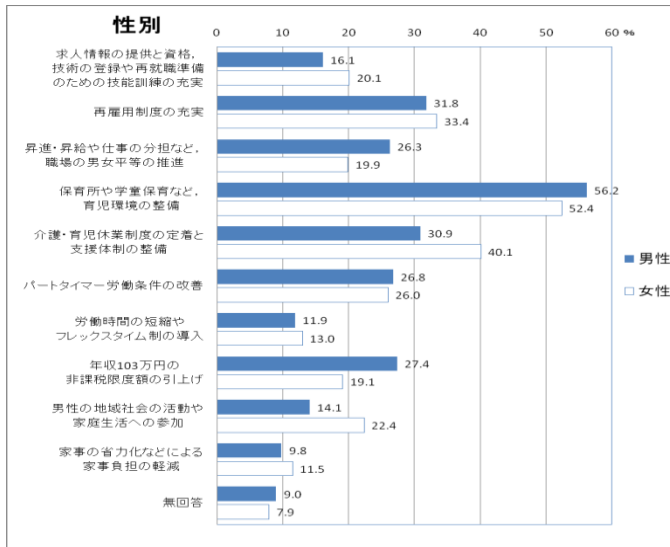
問 10 女性が働きやすい環境に必要なと思うものは何ですか。最も当てはまるものから3つまで○を付けてください。

【集計結果】



平成 15 年度の調査と比べて「求人情報の提供と資格、技術の登録や再就職準備のための技術訓練の充実」は 11.0%から 18.6%と大きく増加する一方で、「年収 103 万円の非課税限度額の引き上げ」が 26.0%から 22.4%に減少しており、結婚や出産などで退職後の再就職の意識が高まっていると考えられます。

また、育児と就労について、社会制度の充実が望まれていると考えられます。



【性別】

男女共に「保育所や学童保育など、育児環境の整備」が高くなっています。

特に女性は「介護・育児休業制度の定着と支援体制の整備」と「男性の地域社会の活動や家庭生活への参加」が男性と比べて高くなっています。

このことから、女性は働き続けるための現実的な課題をあげていると考えられます。

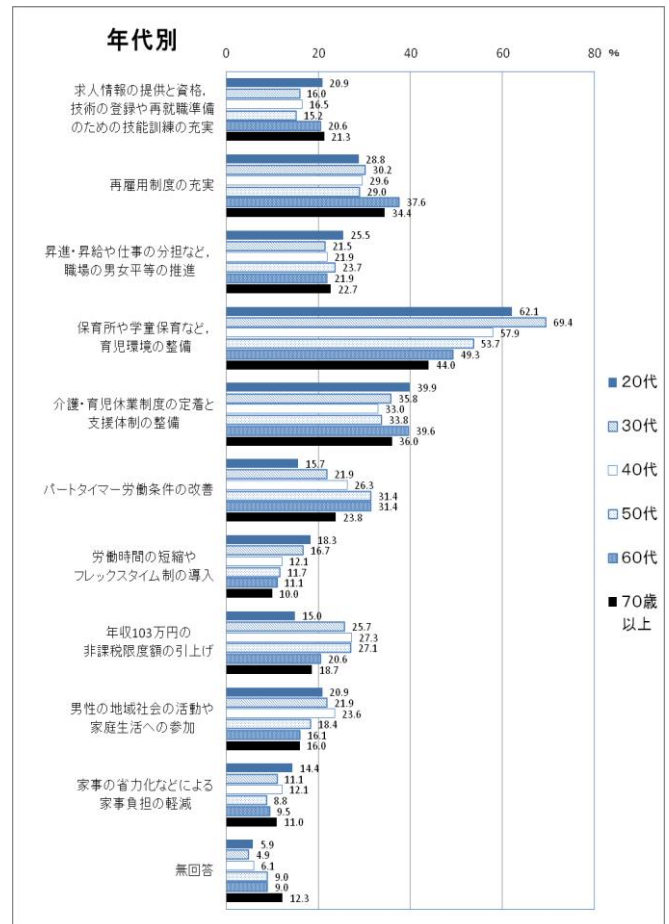
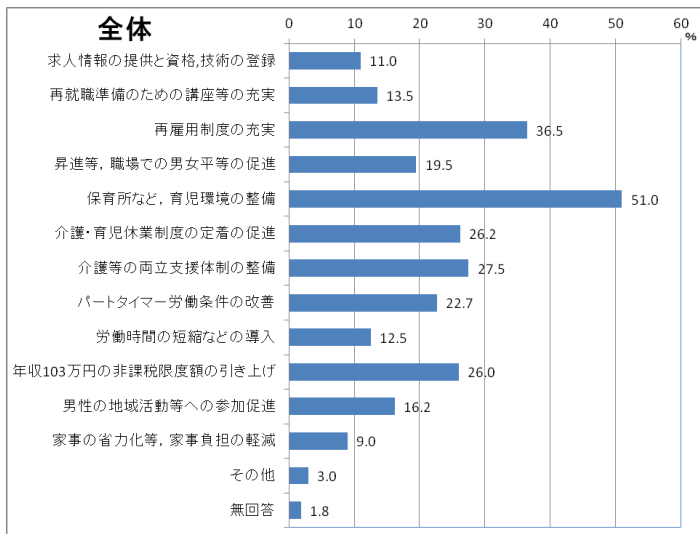
【年代別】

「保育所や学童保育など、育児環境の整備」は20代、30代が突出しています。

この年代は子育て世代であり、女性が働きやすい環境のためには、育児環境の整備が必要だと考えていることがわかります。

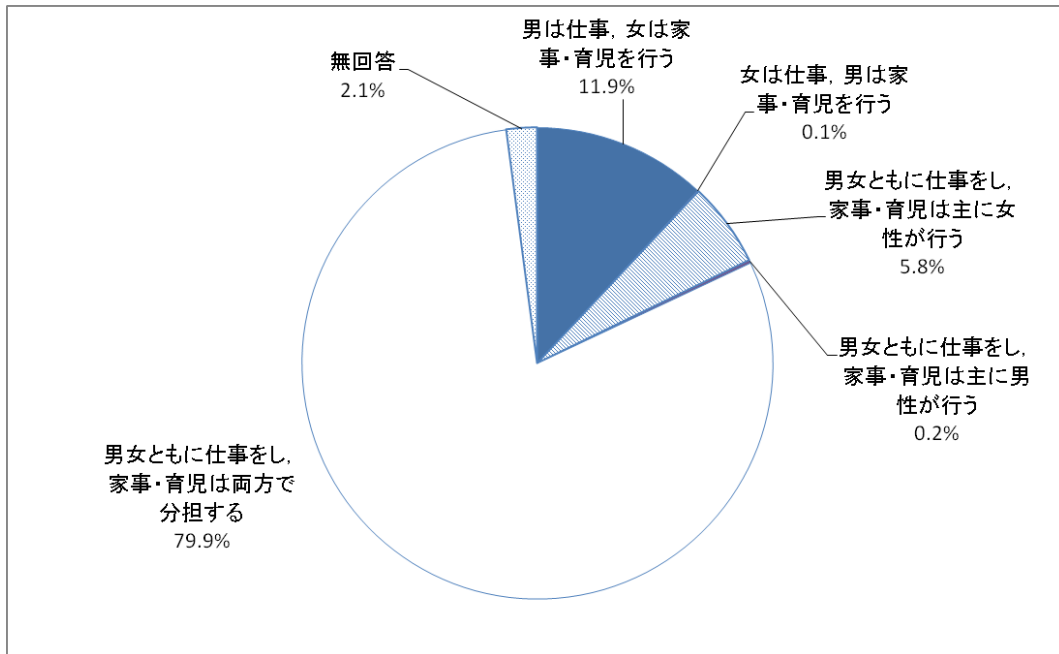
【参考】

平成15年度市民意識調査の同設問の結果



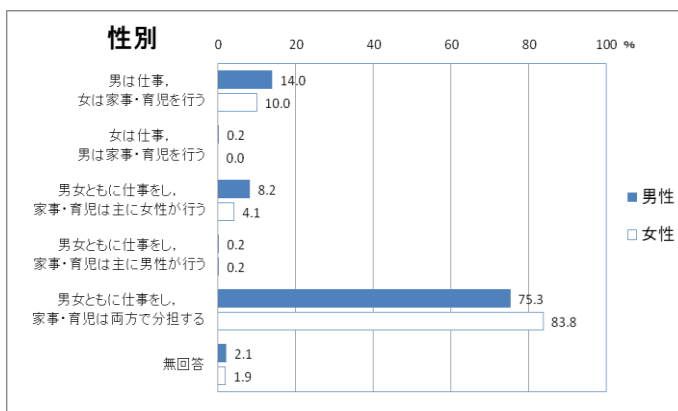
問 11 家庭生活における夫婦の役割分担をどう考えますか。当てはまるもの1つに〇を付けてください。

【集計結果】



「男女ともに仕事をし、家事・育児は両方で分担する」が 79.9%と最も高く、平成15年度の調査と比べて13.9ポイント増加しています。一方で「男は仕事、女は家事・育児を行う」が11.9%で、4.5ポイント減少しており、意識としては、仕事と家庭の調和が浸透してきていると考えられます。

男女共同参画意識が高まり、性別により特定の役割を分担する意識は減少してきていますが、男性には「家事育児は女性が行うべき」という考えが残っています。



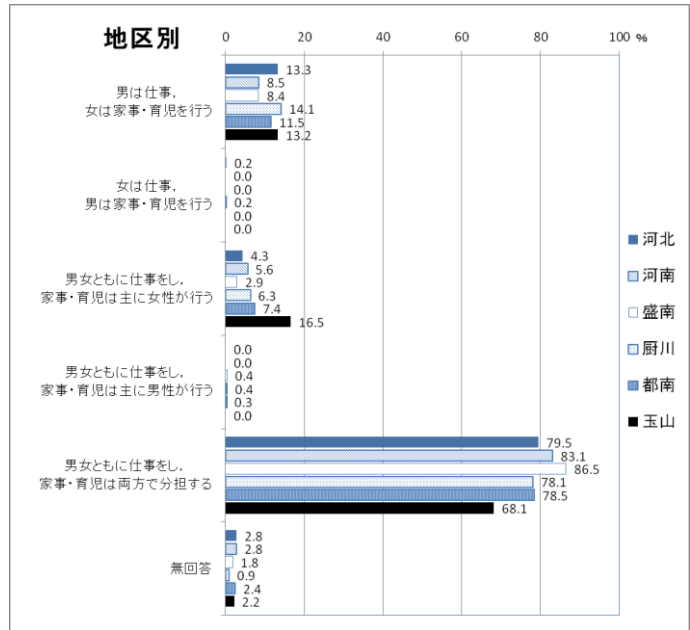
【性別】

「男は仕事、女は家事・育児を行う」と「男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女性が行う」を合計した割合は、男性が22.2%、女性が14.1%と性別による意識の差があることがわかります。

一層の男女平等の意識の啓発が必要と考えられます。

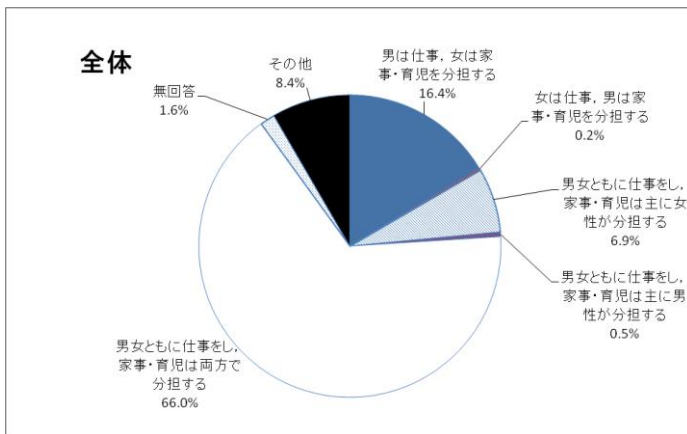
【地区別】

玉山区では「男女ともに仕事をし、家事・育児は主に女性が行う」が、他の地区より高くなっています。



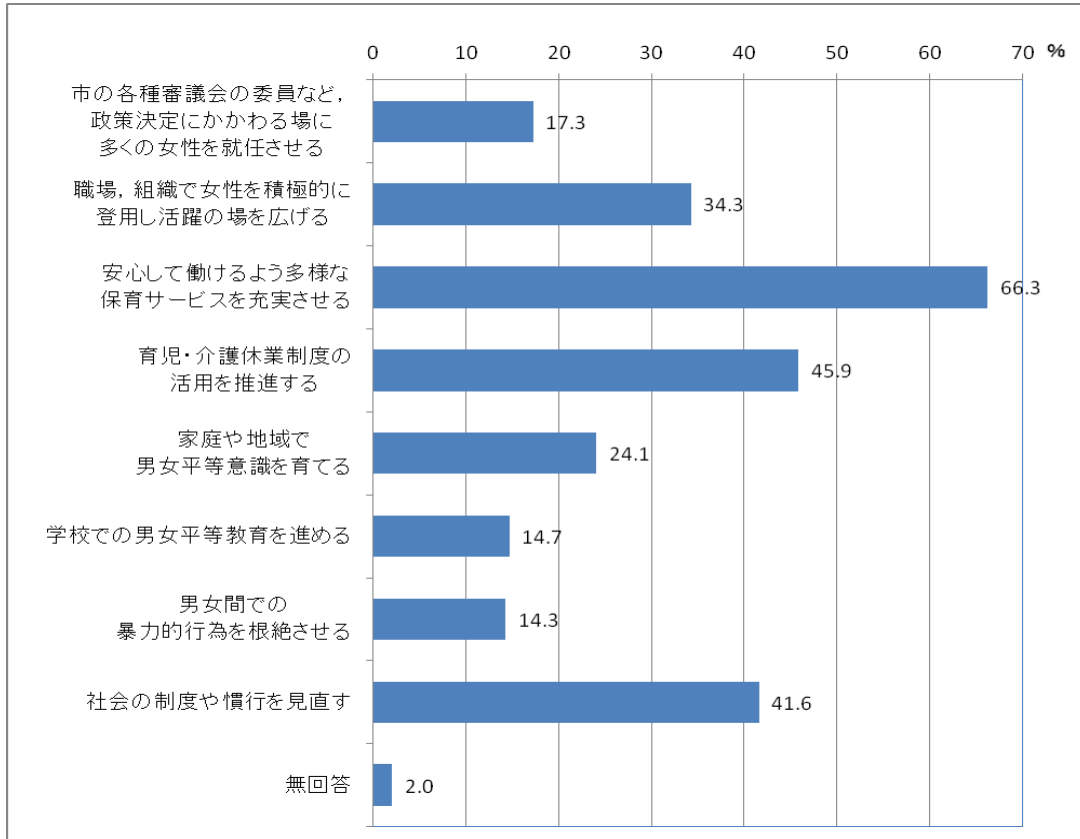
【参考】

平成 15 年度市民意識調査の同設問の結果

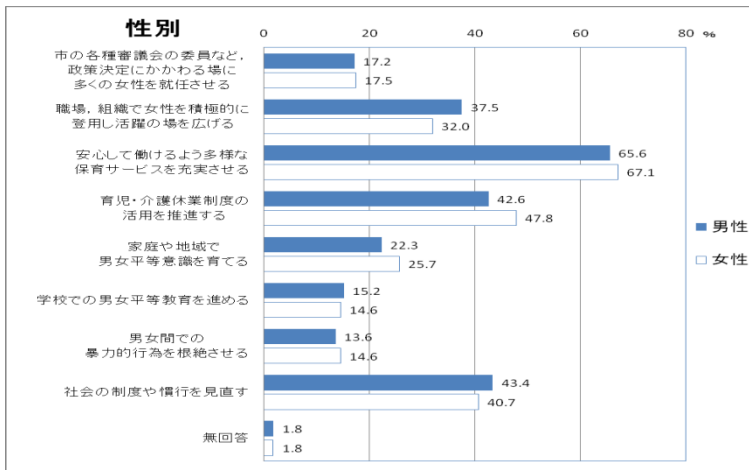


問 12 男女が対等・平等な立場で協力しあう社会を築くために何が大切だと思いますか。最も当てはまるものから3つまで○を付けてください。

【集計結果】



「安心して働けるよう多様な保育サービスを充実させる」が66.3%、「育児・介護休業制度の活用を推進する」が45.9%、「社会の制度や慣行を見直す」が41.6%の順になっています。平成15年度の調査と比べ、「安心して働けるよう多様な保育サービスを充実させる」が12.8ポイント増加し、「育児・介護休業制度の活用を推進する」が9.3ポイント増加しています。



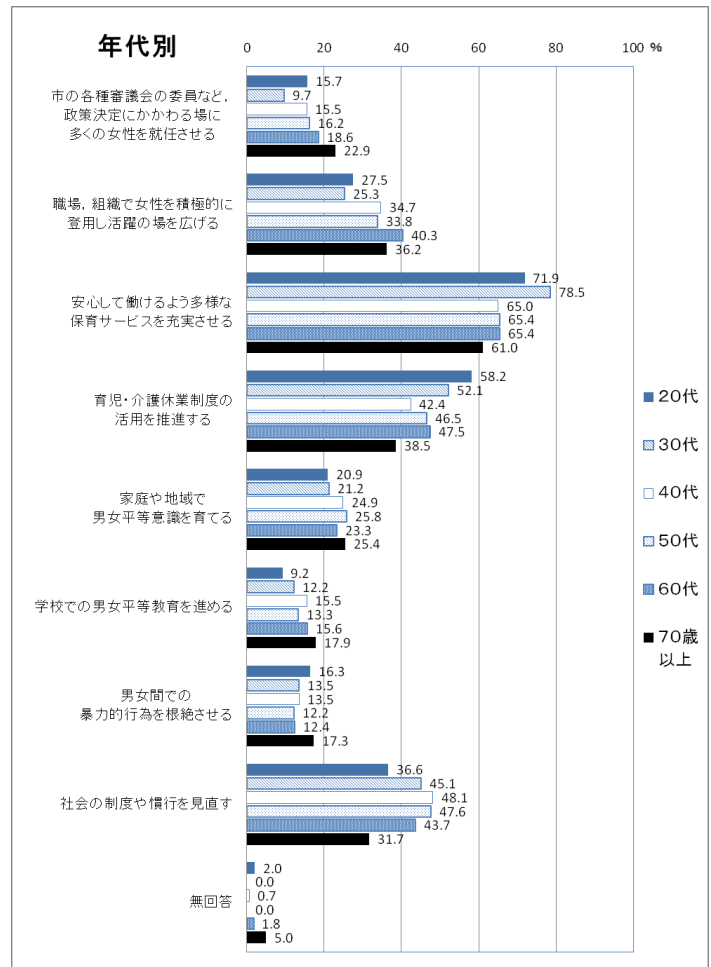
【性別】

男性は「職場、組織で女性を積極的に登用し活躍の場を広げる」が女性より比較的高く、女性は「育児・介護休業制度の活用を推進する」が男性より比較的高くなっています。

【年代別】

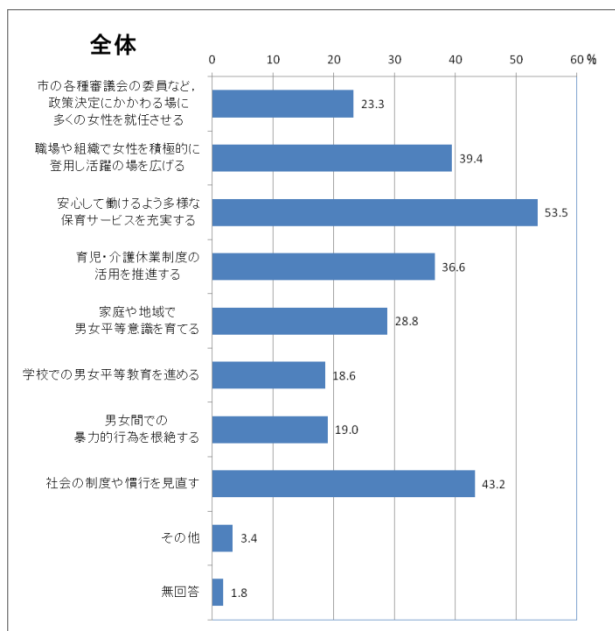
「安心して働けるよう多様な保育サービスを充実させる」や「育児・介護休業制度の活用を推進する」は20代、30代が高くなっています。

子育て世代は、対等・平等な立場で協力し合う社会を築くためには保育サービスや制度の充実が必要と考えていることがわかります。



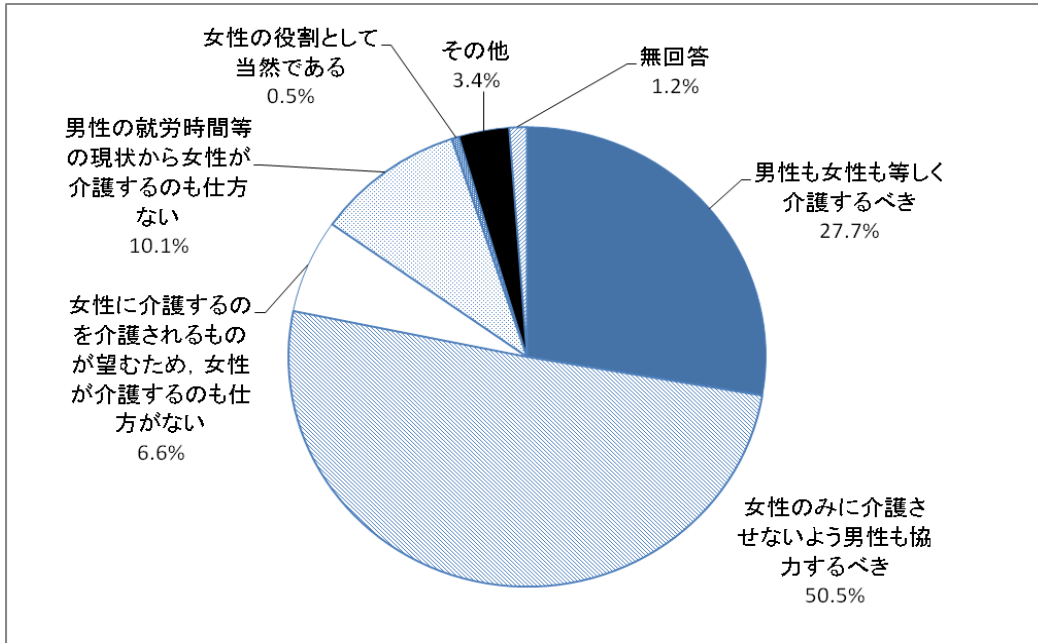
【参考】

平成15年度市民意識調査の同設問の結果

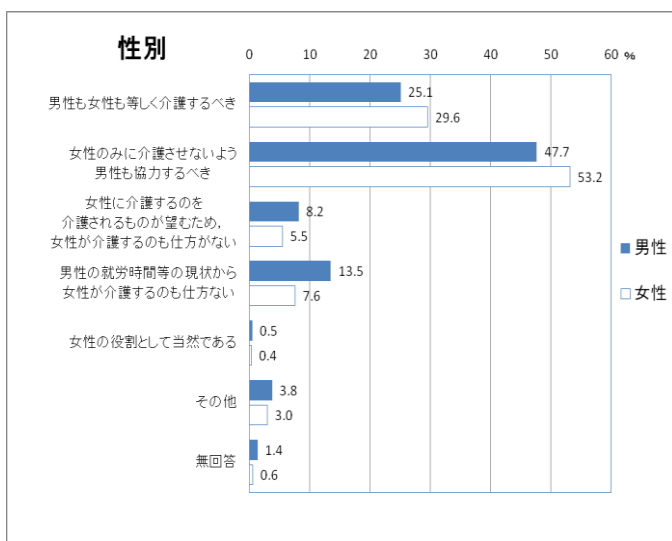


問 13 家庭での介護を、主として女性（妻、嫁、娘など）が担っていることをどう思いますか。最も当てはまるもの1つに○を付けてください。

【集計結果】



「女性のみ介護させないよう男性も協力すべき」が50.5%と最も高く、次いで「男性も女性も等しく介護すべき」が27.7%となっており、2つの項目を合わせると78.2%となっており、家庭での介護は、男性も女性も協力し合うべきと考えている割合が高いことがわかります。



【性別】

女性は「女性のみ介護させないよう男性も協力すべき」、「男性も女性も等しく介護すべき」が男性より高くなっています。

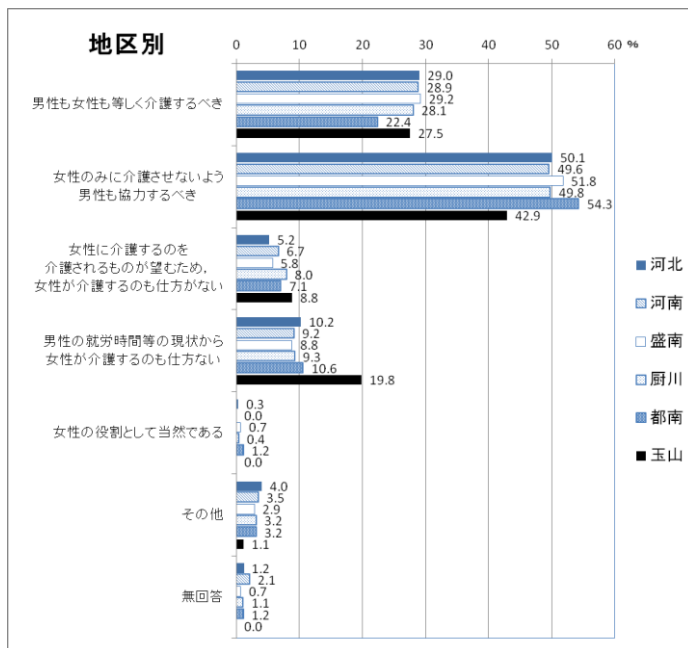
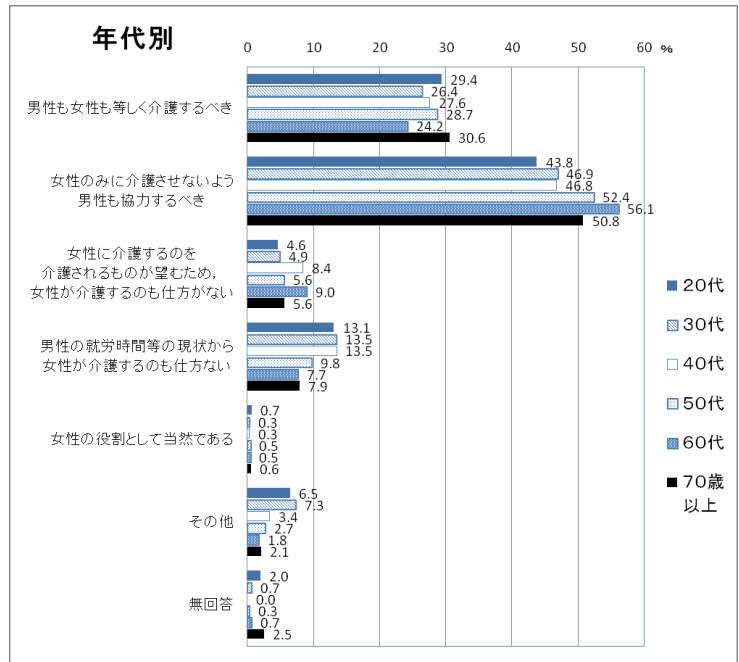
また、「男性の就労時間等の現状から女性が介護するのも仕方ない」と回答した男性は女性の約2倍となっています。

男性の方が、性別により役割を分担せざるを得ない現状があると考えられます。

【年代別】

「男性の就労時間等の現状から女性が介護するのも仕方ない」は20代から40代が他の年代より高くなっています。

また、「女性のみ介護させないよう男性も協力すべき」は50代以降が他の年代より高くなっています。



【地区別】

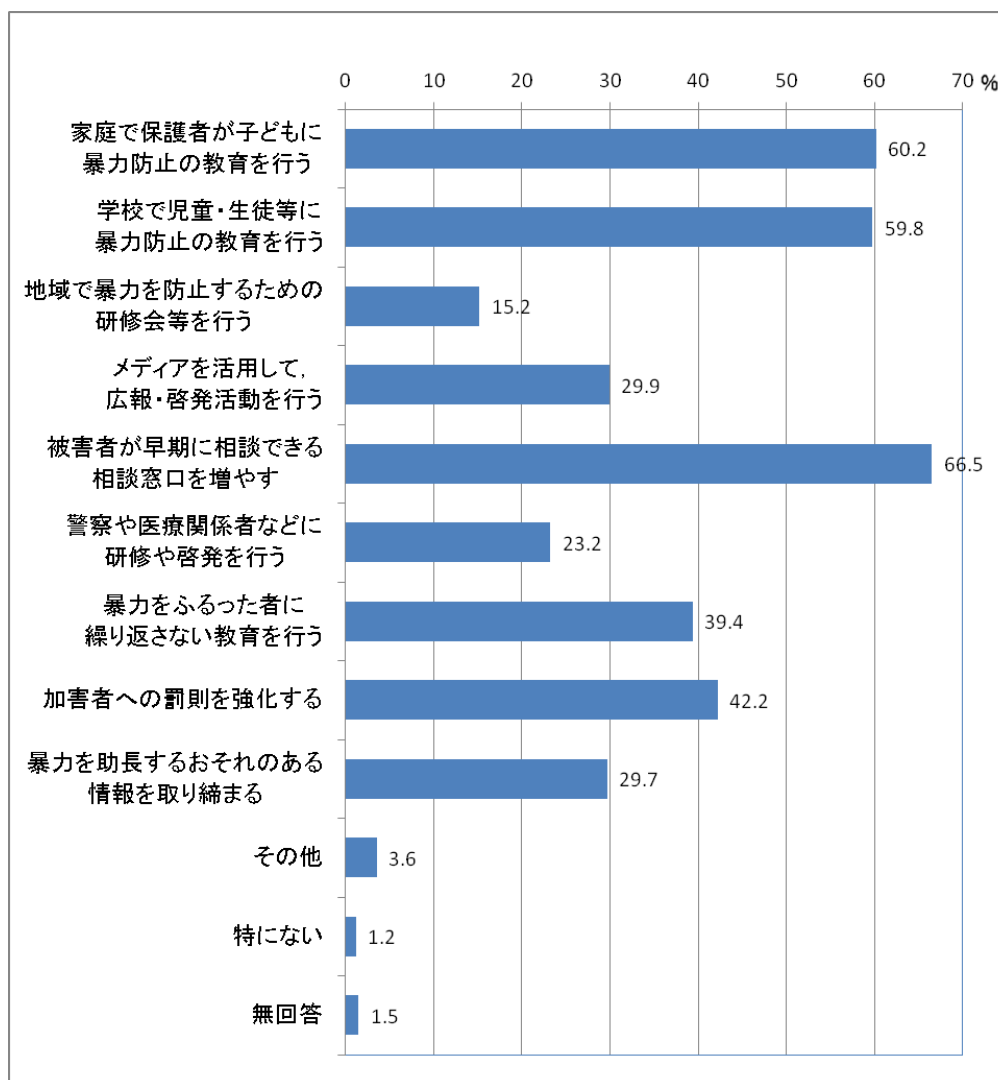
「男性の就労時間等の現状から女性が介護するのも仕方ない」は、玉山区が他の地区の約2倍となっている。これは設問9でも、平等になっていない原因を「男女の役割のちがい」と回答しており、性別による役割を分担する意識が強いためと考えられる。

※「その他」に記載された主なもの

- ・各家庭の個別の問題、ひとくくりにはできない。
- ・女性が働きやすい社会になっていない現状においてはやむをえない。
- ・男性側の就労時間の見直し、介護時間を実際に取得できる体制作りが必要。
- ・男女関係なく、体力的にも就業上からも介護できる人がすべき。
- ・社会的資源、介護サービスをもっと有効に利用すべき。
- ・公的介護施設を充実させるべき。

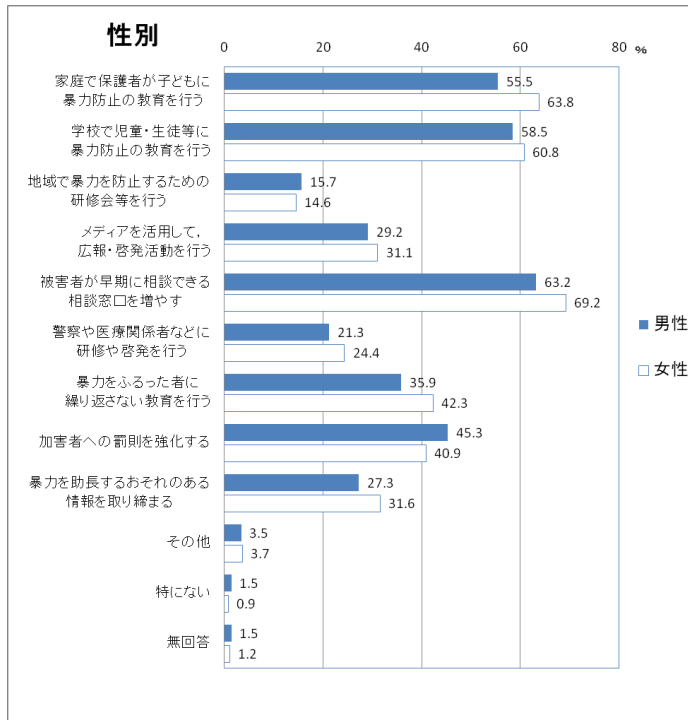
問 14 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

【集計結果】



「被害者が早期に相談できる相談窓口を増やす」が 66.5%、「家庭で保護者が子どもに暴力防止の教育を行う」が 60.2%、「学校で児童・生徒等に暴力防止の教育を行う」が 59.8%、「加害者への罰則を強化する」が 42.2%、「暴力をふるった者に繰り返さない教育を行う」が 39.4%の順となっています。

男女間における暴力を防止するために、家庭や学校での予防教育、被害者が相談しやすい環境づくり、加害者への罰則強化や更生への施策が求められています。また、性別や年代により、必要と考えているものに差が見られます。



【性別】

女性は「被害者が早期に相談できる相談窓口を増やす」、「家庭で保護者が子どもに暴力防止の教育を行う」、「暴力をふるった者に繰り返さない教育を行う」が、男性より比較的高くなっています。

一方、男性は「加害者への罰則を強化する」が、女性より高くなっています。

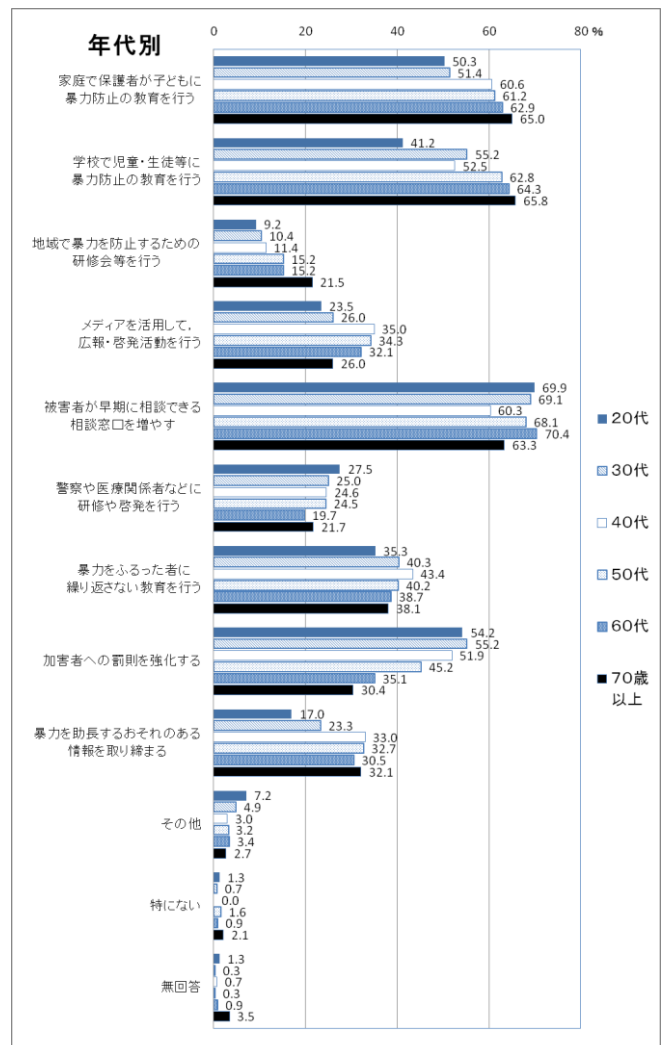
【年代別】

「家庭で保護者が子どもに暴力防止の教育を行う」「学校で児童・生徒等に暴力防止の教育を行う」は、20代が最も低くなり、「被害者が早期に相談できる相談窓口を増やす」は、40代が最も低くなっています。

一方、「加害者への罰則を強化する」は、20代から40代の若い世代が高くなっています。

※「その他」に記載された主なもの

- ・ 周囲の人が日頃から声をかけてあげられるような地域づくりを行えば良い。
- ・ 生活や収入の向上が必要。
- ・ 第三者が介入できるシステムを作る。
- ・ 被害者が泣き寝入りや二次被害を受けないよう法整備，支援制度の見直し。



資料-5 第2次盛岡市男女共同参画推進計画に対する市民意見

No.	意見の主旨	盛岡市の考え方
市民団体等		
1	市民意識調査で男性が、男女が不平等な分野として職場を挙げているのは、男女共同参画が女性の支援とされているからではないか。	女性にとっての働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場であるとの理解の促進を図ります。
2	子どもが夢を持てるように、育児休業を取得して続けたい仕事があることを教えるべき。	学校教育や生涯学習の場を通じて、発達段階に応じたキャリア教育や性と生命を尊重する教育を行います。
3	企業への働きかけが必要。	企業への働きかけも含めて、働きやすい環境づくりのための支援体制に努めます。
4	パート・臨時職員など女性の貧困が進んでおり、計画で取り組むべき。	女性の経済的な自立に向けて、他の関連する計画との整合性を図りながら、支援に取り組めます。
パブリックコメント		
5	国の第3次男女共同参画基本計画に掲げられたセクシュアル・マイノリティへの配慮について明記されたことは歓迎する。もりおか女性センターの主催講座で、セクシュアル・マイノリティの人権問題を取り上げ、意識啓発を図ったことも実績として明記してはいかがか。	もりおか女性センターにおける取組については、第2章第2節において、現在の盛岡市男女共同参画計画の施策に沿って成果と課題を整理していることから、御理解願います。
6	「性的指向」「性同一性障害」を詳述したことは、計画実施にあたる人や市民のセクシュアル・マイノリティに対する意識啓発につながると考えられ歓迎する。	第4章に記載しましたように、LGBTなど性的少数者への差別や偏見の解消のための啓発に取り組んでいきます。
7	「これまで活躍や発言の場が少なかったLGBTなど性的少数者の人たちの視点も重要であり、これらの人を対象を拡大して取り組みを進めていくことが求められています」とセクシュアル・マイノリティについて明記したことを歓迎するが、これまでもさまざまな分野で活躍や発言してきたものの、根強い差別や偏見からその存在が不可視化あるいは周縁化されてきた	差別や偏見から声が届けられる機会が少なかったことも含めて、「活躍や発言の場が少なかった」という表現としておりますので、御理解願います。

No.	意見の主旨	盛岡市の考え方
	ものなので、「これまで声が届けられる事が少なかったLGBTなど性的少数者…」などと表現を再考することを提案する。	
8	スローガンとして“女性が輝き 盛岡が輝く”とあるが、計画は、女性だけではなく、男性や、あるいは多様な女性について書かれたものだとして理解した。そのことから、このスローガンは、包括的な計画案を必ずしも反映したものではないと感じる。“性別に関わらず誰もが輝き 盛岡が輝く”などと再考することを提案する。	女性の生きやすい社会が、性別を問わずすべての市民にとって生きやすい社会であるという考えから掲げたスローガンであることから、御理解願います。
9	「LGBTなど性的少数者への差別や偏見の解消のための啓発に取り組みます」と、セクシュアル・マイノリティへの差別や偏見と、それを解消する必要性を明記したことは、高く評価する。 文科省が、教育現場で「性同一性障害」だけではなく「同性愛」などの性的指向も含めて、セクシュアル・マイノリティについて広く扱う必要があると考えているとの報道があったことから、意識啓発は市民部だけではなく、教育委員会も所管部分に加えるよう再考することを提案する。	LGBTなど性的少数者に関する出前講座は市民部で実施することから、所管は市民部としております。計画を推進するにあたり、学校等への出前講座の周知や普及については、教育委員会と協力して行っています。
10	「教科等学校教育全体を通じた性教育の実施」について、教師だけでなく、現状を把握している医師も参加し、現実に即した対応をお願いしたいので、所管の部分に「教育委員会・医師連携」を明記していただきたい。	所管として市の部署を記載しています。医師との連携については、現在も実施しておりますことから、今後も継続していきます。
11	「LGBTなど性的少数者に関する出前講座の実施」について、セクシャルマイノリティという言葉も加えていただきたい。	様々な表現方法がございますが、この表現については専門家の御意見をお聞きし、セクシュアルマイノリティと同じ意味で「LGBTなど性的少数者」という言葉を計画の中で統一して使用していることから、御理解願います。

資料-6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展，世界の福祉及び理想とする平和は，あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し，

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献，母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し，また，出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく，子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し，

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し，

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して，

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上，「女子に対する差別」とは，性にに基づく区別，排除又は制限であつて，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は，女子に対するあらゆる形態の差別を非難し，女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により，かつ，遅滞なく追求することに合意し，及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め，かつ，男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し，かつ，権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え，かつ，公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人，団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教育、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付

及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たし

ている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適切な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権

利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかは問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内

にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇

月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

資料-7 男女共同参画社会基本法

[平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会

が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められ

る施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規

定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

[後略]

資料-8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

[平成十三年法律第三十一号]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは

相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者

からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知

り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行

われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）

の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若し

くは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若

しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

- 2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

- 3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

岩手県男女共同参画推進条例のしくみ

基本理念

県の責務 県民の責務 事業者の責務

性別による人権侵害の禁止

公衆に表示する情報に関する留意

男女共同参画の推進に関する基本的施策

- 男女共同参画計画
(平成22年度までを計画期間とする「いわて男女共同参画プラン」を平成12年3月に策定しています。)
- 施策の策定等に当たっての配慮
- 附属機関等における積極的改善措置
- 県民及び事業者の理解を深めるための措置
- 男女共同参画推進月間(毎年6月)
- 教育及び学習の推進
- 農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進
- 苦情及び相談の処理
- 調査研究
- 市町村に対する支援
- 民間の団体との連携及び協働等
- 拠点となる機能の整備
- 推進体制の整備等
- 年次報告

男女共同参画に関する
苦情及び相談を処理する委員

岩手県男女共同参画
参画審議会

男女共同参画社会の実現
男女が共に輝く心豊かな社会の創造

資料-10 男女共同参画行政のあゆみ

年	国連等	日本	岩手県	盛岡市
1975 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 		
1976 (昭 51)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年（～1985） 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」（公立の教員，看護婦，保母等対象）施行 民法の一部改正（離婚後の婚氏続称制度の新設） 		
1977 (昭 52)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 「国立婦人会館」開館 	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整部青少年対策課で婦人問題を所管 婦人対策懇談会設置 	
1978 (昭 53)		<ul style="list-style-type: none"> 総理府が初の「国内行動計画に関する報告書」を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「岩手の婦人対策の方向」策定 「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施 広報紙「婦人情報」創刊 「岩手婦人の集い」開催 	
1979 (昭 54)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 運輸省が女子に航空、海上保安大学校、気象大学校の受験を認める 	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整部青少年婦人課設置 	

1980 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催 ・「国連婦人の十年後期行動プログラム」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」に署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の十年中間年全国会議」を開催 		
1981 (昭 56)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」を発表 ・民法，家事審判法一部改正，施行（配偶者相続分の引上げ） 		
1982 (昭 57)			<ul style="list-style-type: none"> ・岩手婦人の船洋上研修開始 ・県単独婦人海外研修開始 	
1984 (昭 59)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に青少年女性室及び盛岡市婦人懇談会を設置 ・「市民意識調査（婦人問題について）」を実施
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年世界会議」をナイロビで開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（父系主義から父母両系主義へ） ・「女子差別撤廃条約」批准 ・生活保護基準男女格差解消 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回盛岡市婦人のつどい」を開催（以降毎年開催，第7回からトレンドィ・トーク盛岡に名称変更） ・盛岡市職員に育児休業法を適用 ・盛岡市婦人懇談会が市長に「婦人問題に関する当面の課題について」を提言

1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金法改正」施行（婦人の年金権を保証） ・総理府が「婦人問題企画推進有識者会議」を設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画策定のため婦人団体等から意見聴取
1987 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「盛岡市婦人行動計画」を策定 ・女性情報紙「あの・なはん」創刊
1988 (昭 63)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新岩手の婦人対策の方向」を策定 	
1989 (平元)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新学習指導要領」告示（高校家庭科男女共修に） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩手県婦人行政推進連絡会議」を設置 ・「いわて女と男のさわやかフォーラム」（岩手婦人の集いを改称）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体交流会の開催（以降毎年開催）
1990 (平 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択（24 項目について実施のペースを速めるよう勧告） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「岩手の女性の意識に関する調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人室が機構改革により福祉部へ ・「盛岡市女性行政推進連絡会議」を設置 ・婦人懇談会が市長に第 2 回「女性施策に関する当面の課題について」を提言 ・「市民意識調査（婦人問題について）」を実施

1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定)を決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人週間もりおか展」の開催(以降毎年開催)
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて女性さわやかプラン」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性懇談会(名称変更)が市長に第3回「女性施策に関する当面の課題について」を提言
1993 (平5)		<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人課を青少年女性課に改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年婦人室」を「青少年女性室」に名称変更 ・行政用語の「婦人」を「女性」に改称
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際家族年」 ・「国際人口・開発会議」をカイロで開催(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を行動計画に明記) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」批准 ・高校家庭科の男女共修実施 ・総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」を設置 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案(夫婦別姓等)」法制審へ提出,了承 ・「国家公務員の勤務時間,休暇法」制定(介護休暇制度の施行) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「盛岡市勤労者育児休業生活資金貸付制度」を新設 ・「女性施策に関する市民意識調査」を実施 ・新盛岡市女性行動計画の愛称を募集

1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」を北京で開催（北京宣言及び行動綱領を採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「住民基本台帳事務処理要領の一部改正」施行（住民票の子供の表記から、嫡出・非嫡出等を削除） ・「雇用保険法の一部改正」施行（育児休業給付制度の新設） ・「健康保険法の一部改正」「厚生年金法の一部改正」施行（育児休業中の保険料個人負担金免除） ・「児童扶養手当法の一部改正」施行（手当支給を18歳の高卒時まで延長） ・「育児休業法」の改正（介護休業制度法制化） ・「ILO第156号条約」批准（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新盛岡市女性行動計画（なはんプラン21）」策定，開始
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申 ・男女共同参画推進本部が「男女共同参画2000年プラン」を策定 		

1997 (平 9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（募集・採用等の差別の禁止）〔平 11 全面施行〕 ・「労働基準法」改正（女性の時間外・休日労働等の規制の解消）〔平 11 全面施行〕 ・「育児・介護休業法」改正（育児・介護を行う男女労働者の深夜業の制限の権利を創設）〔平 11 施行〕 ・「介護保険法」成立〔平 12 施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「join」創刊 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性室が機構改革により福祉部から企画部へ ・「市民意識調査（女性問題について）」を実施
1998 (平 10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が「男女共同参画基本法」を答申 ・「労働基準法」改正（男女共通の時間外労働の限度の制限）〔平 11 施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年女性室が機構改革により青少年女性課へ
1999 (平 11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進） 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性懇談会に新盛岡市女性行動計画の見直しを諮る ・新盛岡市女性行動計画の見直しのため女性団体から意見聴取

2000 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」をニューヨークで開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて男女共同参画プラン」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く婦人の家が機構改革により企画部へ ・もりおか女性センター開設 ・新盛岡市女性行動計画補訂版策定
2001 (平 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立・施行〔平 14 全面施行〕 ・「育児・介護休業法」改正（対象となる子の年齢の引上げ等）〔平 14 全面施行〕 		
2002 (平 14)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岩手県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「岩手県男女共同参画推進審議会」を設置 	
2003 (平 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約履行状況に関するわが国の報告書審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・所得税法の一部改正により配偶者特別控除の一部を廃止〔平 16 施行〕 ・「次世代育成支援対策推進法」成立〔平成 17 全面施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する実態調査」を実施 ・「青少年女性課」を「青少年・男女共同参画課」に名称変更 ・条例に基づく「調整委員制度」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民意識調査（女性施策について）」を実施 ・女性懇談会に「男女共同参画計画」策定を諮る

2004 (平 16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正〔同年施行〕 ・「育児・介護休業法」改正（対象労働者の拡大等）〔平成 17 全面施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施 	
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 49 回国連婦人の地位委員会」(北京+10)ニューヨークで開催(「北京宣言及び行動綱領」実施状況評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」を策定 ・「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）」策定，開始 ・企画部青少年女性課が機構改革により市民部男女参画国際課へ ・働く婦人の家を女性センターに統合
2006 (平 18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（性差別禁止範囲の拡大）〔平 19 全面施行〕 		<ul style="list-style-type: none"> ・旧玉山村と合併 ・女性懇談会に盛岡市男女共同参画計画の見直しを諮る ・盛岡市男女共同参画計画の見直しのため玉山区女性団体を対象に意識調査を行う ・盛岡市男女共同参画計画の見直しにあたり関係団体の意見を聞く ・女性センターの管理運営が指定管理者制に移行 ・盛岡市男女共同参画計画改訂

2007 (平 19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正，一部施行〔平 20 全面施行〕 ・「DV防止法」改正〔平 20 施行〕 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たなはんプラン」の進捗管理にあたり20の成果指標を設定
2008 (平 20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・男女共同参画推進本部「女性参加加速プログラム」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」一部改正 	
2009 (平 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第98回総会（ディーセント・ワークの中核であるジェンダー平等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正，一部施行〔平 22 全面施行〕 		
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第54回国連婦人の地位委員会」（北京+15）ニューヨークで開催（「北京宣言及び行動綱領」，「女性2000年会議」成果文書の実施状況評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（ディーセントワークの実現，新しい公共の活動への参加） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新たなはんプラン」の見直し及び成果指標を見直し新たに24の成果指標を設定

2011 (平 23)	<ul style="list-style-type: none"> 既存のジェンダー関連4機関を統合した、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足 		<ul style="list-style-type: none"> 新しい「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定 	
2012 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定（男性の意識改革，ポジティブアクション，公務員が率先して取り組む） 		
2013 (平 25)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正〔平26施行〕 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「いわて男女共同参画プラン」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「市民意識調査（男女共同参画について）」を実施
2014 (平 26)			<ul style="list-style-type: none"> 若者女性協働推進室を設置 「いわて女性の活躍促進に関するアンケート調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次男女共同参画推進計画」及び「第2次配偶者暴力防止対策推進計画」策定

第2次盛岡市男女共同参画推進計画
第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
平成27年3月

発行：盛岡市市民部男女共同参画青少年課
〒020-0878 盛岡市肴町2番29号
TEL 019-626-7525